

第2期

# みなかみ町地域福祉計画 (案)

## みなかみ町地域福祉活動計画

【みなかみ町成年後見制度利用促進計画】【みなかみ町再犯防止推進計画】

計画期間 令和4年度 ～ 令和8年度



令和3年度 みなかみ町社会福祉協議会 福祉作文・ポスターコンクール  
ポスター中学生の部 最優秀賞 月夜野中学校 萩原歩佳 さん

～ 誰もが安心して安全でゆといをを感じるまち ～

令和4年3月 みなかみ町・みなかみ町社会福祉協議会



令和3年度 みなかみ町社会福祉協議会 福祉作文・ポスターコンクール  
ポスター小学生高学年の部 最優秀賞 水上小学校 眞庭夢禾 さん

# 目 次

## 第1章 計画の策定

1	計画策定の趣旨	1 P
2	地域福祉とは	1 P
3	計画の一体化と位置付け	2 P ~ 3 P
4	計画の期間	3 P
5	計画の策定体制	3 P
6	計画の評価と進行管理	4 P

## 第2章 みなかみ町の現状と課題

1	統計からみる現状	5 P ~ 11 P
2	各種アンケートからみられる町民の意識調査	12 P ~ 36 P
3	地域福祉関連会議での検討	37 P ~ 38 P
4	第1期計画における事業の取組と評価	39 P ~ 40 P

## 第3章 地域福祉推進の基本的な考え方

1	基本理念	41 P
2	計画の方向性	41 P
3	計画の基本目標／本計画とSDGs	42 P
4	計画の体系	43 P
5	基本計画	44 P ~ 55 P

## 第4章 成年後見制度利用促進計画

1	計画策定の趣旨	56 P
2	成年後見制度とは	56 P
3	計画の理念及び体系	57 P ~ 58 P

## 第5章 再犯防止推進計画

1 計画策定の趣旨	59 P
2 計画策定の位置付け	59 P
3 計画の期間	59 P
4 取組内容	59 P ~ 60 P

## 資料編

1 福祉関連事業一覧表	61 P ~ 88 P
2 策定経過	89 P
3 策定委員会設置要綱	90 P ~ 92 P
4 策定委員会委員名簿	93 P
5 用語集	94 P ~ 99 P

※本文中に\*がついている語句の意味を用語集に掲載しています。

# 第 1 章 計画の策定

---

## 1. 計画策定の趣旨

人口減少や少子高齢化等により、人々のライフスタイルの多様化等が進み、地域住民の支え合いの基盤が弱まっています。地域における生活課題が、多様化・複雑化している中で、これまでのような高齢者・子ども・障がい者等、対象者ごとに制度化された福祉サービスを展開するだけでは、対応が困難なケースも顕在化してきています。

更に、今般の新型コロナウイルスの感染拡大により、地域の繋がりは薄れ生活困窮者、高齢者等の社会的孤立が深刻化しています。

これらに対応するため、国において、市町村における包括的な支援体制を構築する「\*重層的支援体制整備事業」が創設されました。（令和 3 年 4 月 1 日施行）

みなかみ町では、令和 5 年度から重層的支援体制整備事業を実施する方針としており、その取組みを反映し、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに作っていく地域共生社会の実現を目指して第 2 期地域福祉計画・地域福祉活動計画（以下「本計画」）を策定します。

## 2. 地域福祉とは

地域福祉とは、誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けられるよう、私たち一人ひとりが互いに協力し、支え合う関係性を育むことをいいます。

そして、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を、地域共生社会といいます。

改正社会福祉法第 4 条では、「地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行わなければならない」と規定されています。

### 3. 計画の一体化と位置付け

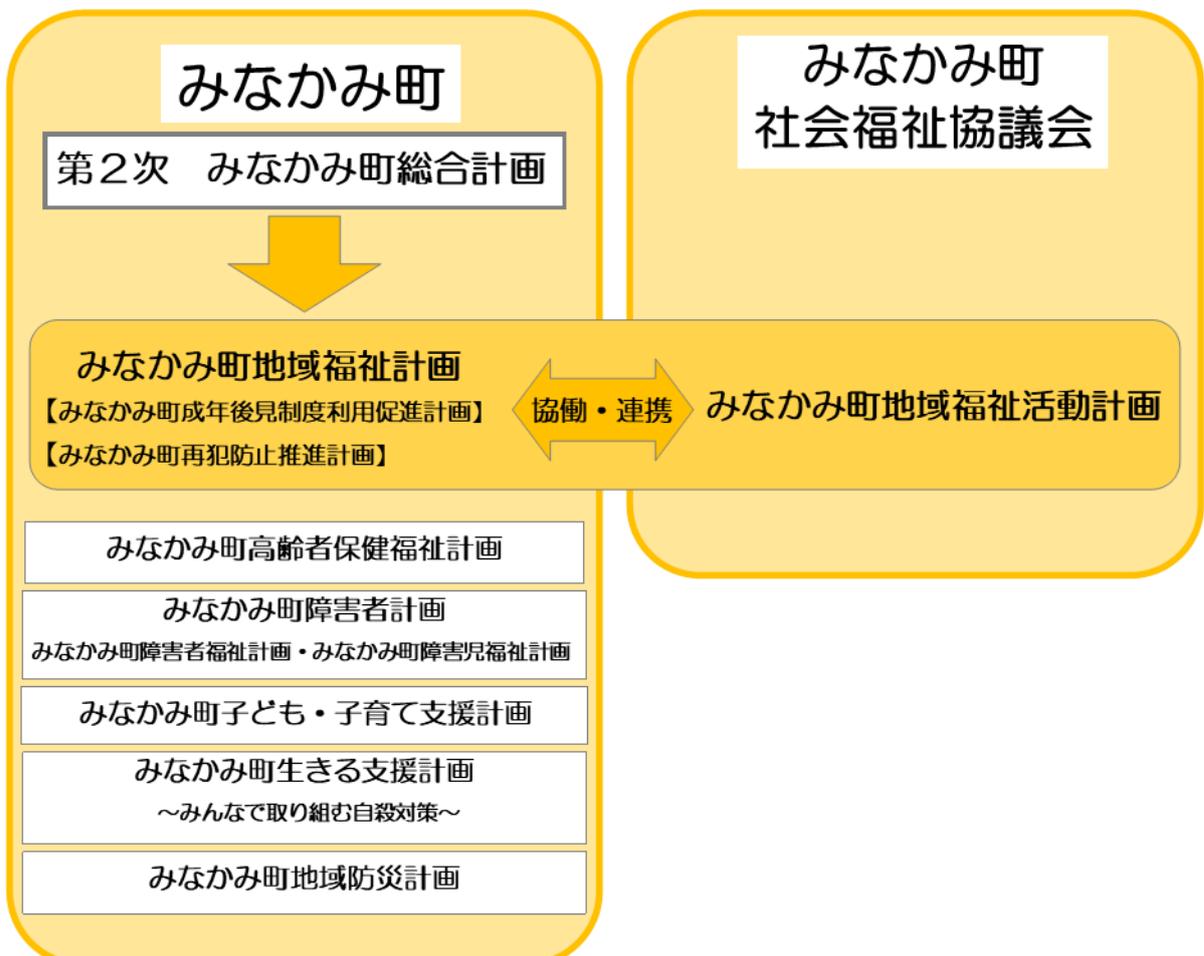
地域福祉計画は、市町村が、地域福祉推進の主体である住民等の参加を得ながら、地域の様々な福祉の課題を明らかにし、その解決に向けた施策や体制等を計画的に整備するための計画です。また「第2次みなかみ町総合計画」を上位計画とし、その他関係計画との整合性を図ります。

地域福祉活動計画は、地域福祉の推進役である社会福祉協議会が、住民、社会福祉活動団体、社会福祉事業者等とともに、地域福祉の推進に取り組むための実践計画です。

両計画は、地域福祉を進めるうえで、相互に\*協働・連携することが重要であることから、一体的に策定します。

#### 【両計画の関係性】

地域福祉の推進にあたっては、町が必要な環境整備や公的福祉サービスの提供を図る役割であるのに対して、社会福祉協議会は、住民主体の地域福祉活動の推進や、地域の支え合いの取組みを行う中核的な役割を担うなど、両者の関係性は、公と民の2つの視点から相互補完しながら、地域福祉を推進する「車の両輪」に例えられています。



## ※ 改正社会福祉法第107条「令和3年4月施行」

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

## 4. 計画の期間

本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とし令和6年度に中間評価を行うものとします。

なお、計画の期間内においても社会情勢の変化や関連法令の著しい変更などが生じた場合には、必要に応じて見直しを行います。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
みなかみ町地域福祉計画					
みなかみ町地域福祉活動計画			中間評価		期末評価

計画期間 5年間

## 5. 計画の策定体制

- (1) 計画策定委員会での検討
- (2) 町・社会福祉協議会等による福祉関連事業一覧表の作成
- (3) アンケート調査の実施
- (4) 地域福祉関連会議での検討
- (5) \*パブリック・コメントの実施

## 6. 計画の評価と進行管理

本計画の取組みを効果的かつ継続的に推進していくためには、社会情勢や町民意識等の変化を的確に捉え、具体的な事業や活動がその理念に結びついているかを検証する必要があります。

次年度以降の計画及び次期計画の策定において、更なる施策展開を図るために、着実に事業を実施するとともに、毎年度、課題や重点項目等の検討を行い「PDCAサイクル」のプロセスを踏まえた効果的かつ継続的な進行管理に努めます。



本計画の進行管理は、計画期間の5年ごとに行うだけでなく、毎年度においてPDCAサイクルにより実施します。

### ■年間PDCAサイクル

P 計画の策定……社会情勢等の大きな変化があった場合は、3月までに計画の見直しを行います。

D 計画の実行……毎年4月～翌年3月まで計画に基づいた事業を実施します。

C 点検・評価……翌年6月～8月にかけて、アンケート調査等により1年間の実績を点検し評価します。

A 見直し・改善…毎年9月から翌年1月までに評価結果を基に見直しを行い、状況に応じて業務を改善します。

### PDCAサイクルによる計画管理とは

PLAN【計画】 → Do【実施】 → Check【点検・評価】 → Action【見直し・改善】

## 第2章 みなかみ町の現状と課題

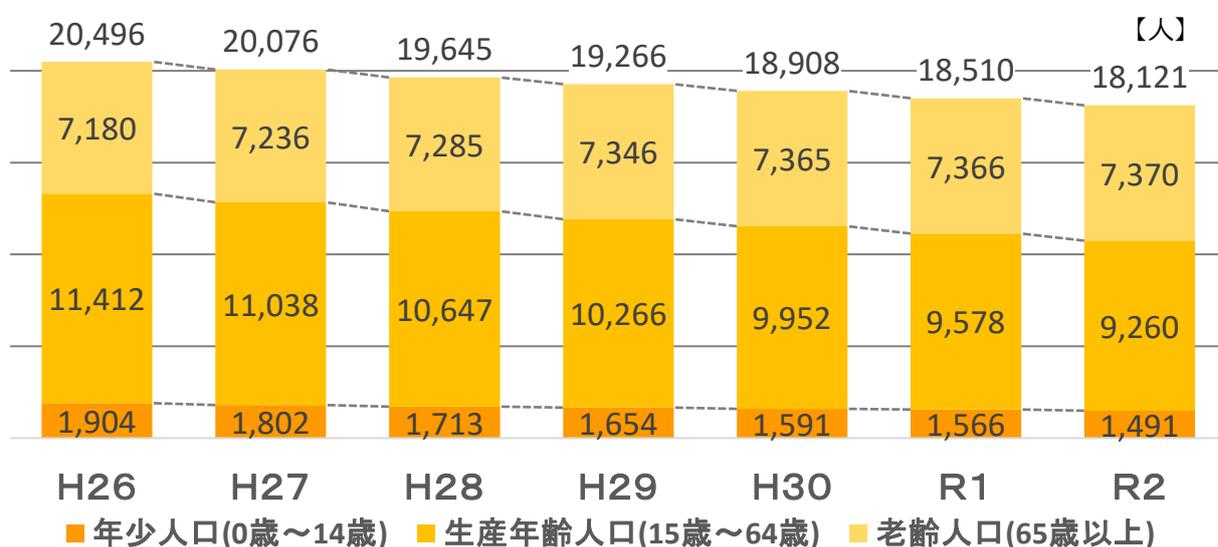
### 1. 統計からみる現状

#### (1) 人口の動向

人口推移をみると、町全体の人口は年々減少しています。人口構成比は年少人口及び生産年齢人口の減少傾向に比し、65歳以上の人口は構成比、人口比とも増加しています。特に65歳以上人口構成比においては毎年、概ね1%ずつ増加しており、高齢化が加速しています。

みなかみ町の総人口と区分別人口の推移

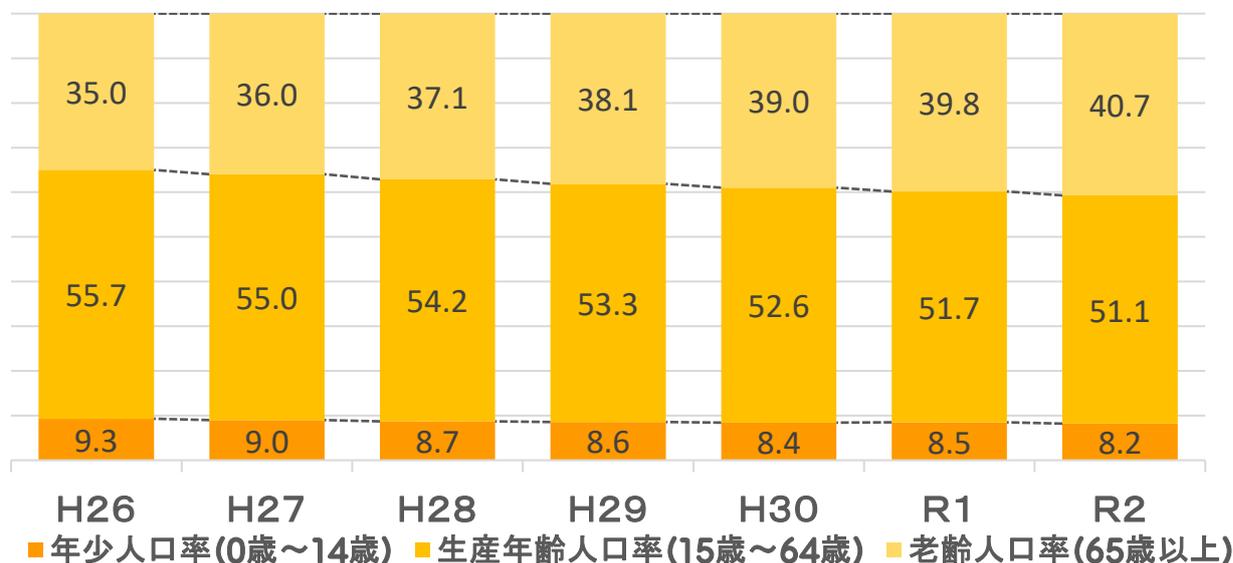
住民基本台帳調査における各年度末の状況



人口に対する各年齢層の割合

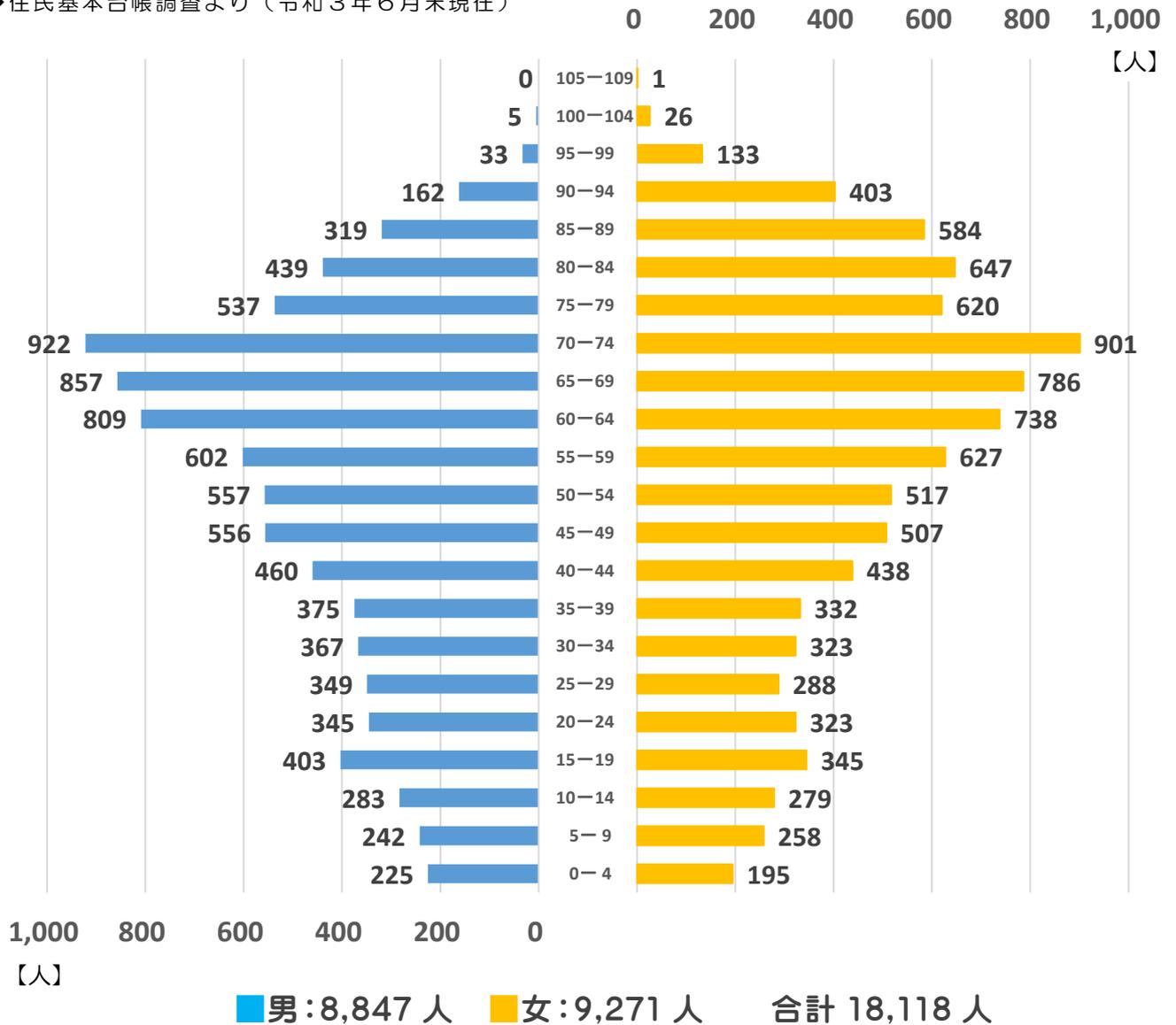
住民基本台帳調査における各年度末の状況

【%】



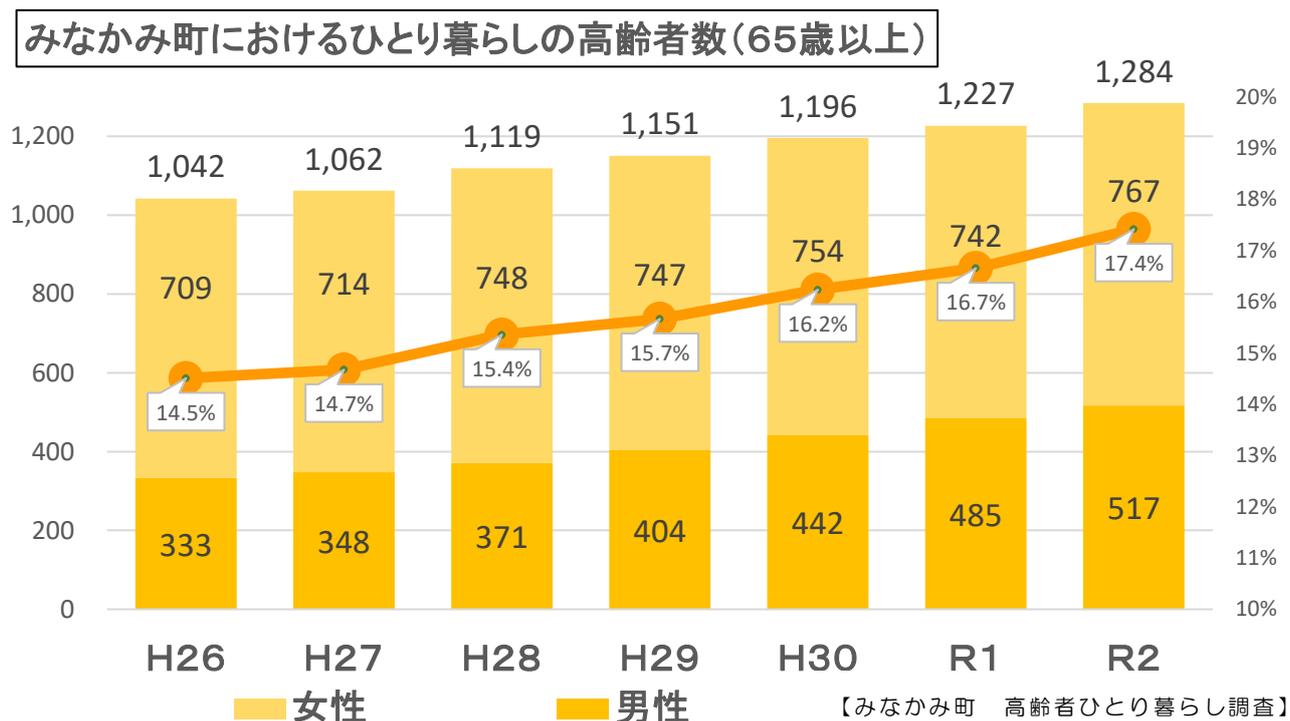
# みなかみ町における男女別の年齢構成

◆住民基本台帳調査より（令和3年6月末現在）



## (2) ひとり暮らし高齢者数の状況

本町のひとり暮らし高齢者数は年々増加しています。令和 2 年度では 1,284 人と平成 26 年度に比べ 242 人増加しており、核家族化の影響がうかがえます。また、男女別の割合を比べると令和 2 年度では、女性が 767 人で全体の 59.7%を占めています。ひとり暮らし高齢者は、今後も増加が見込まれます。

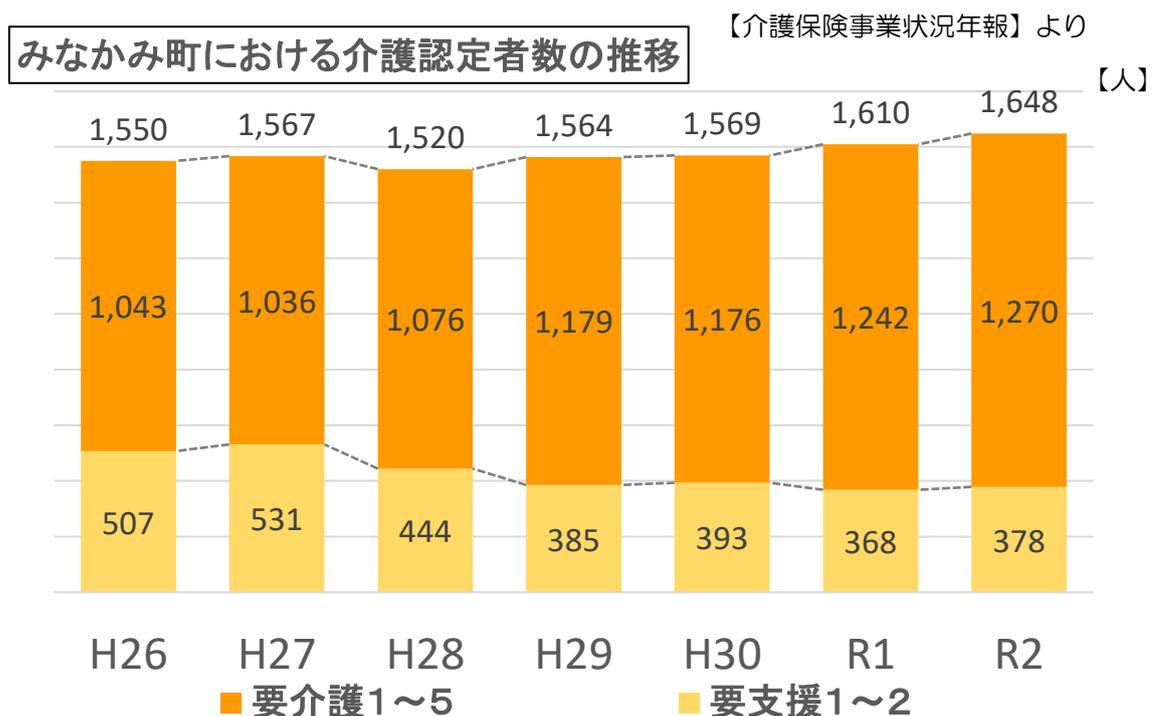


※高齢者人口における1人暮らし率=対象人数/65歳以上の人口

※令和2年度については調査未実施のため概数

### (3) 要支援・要介護認定の状況

本町の介護保険第1号被保険者（65歳以上）の要支援・要介護認定者数は、令和2年度では1,648人となり、平成26年度と比べ98人増加となりました。要介護度別では、要支援1～2では129人減少し、要介護1～5では227名の増加しており、程度の重い要介護者が増加しています。

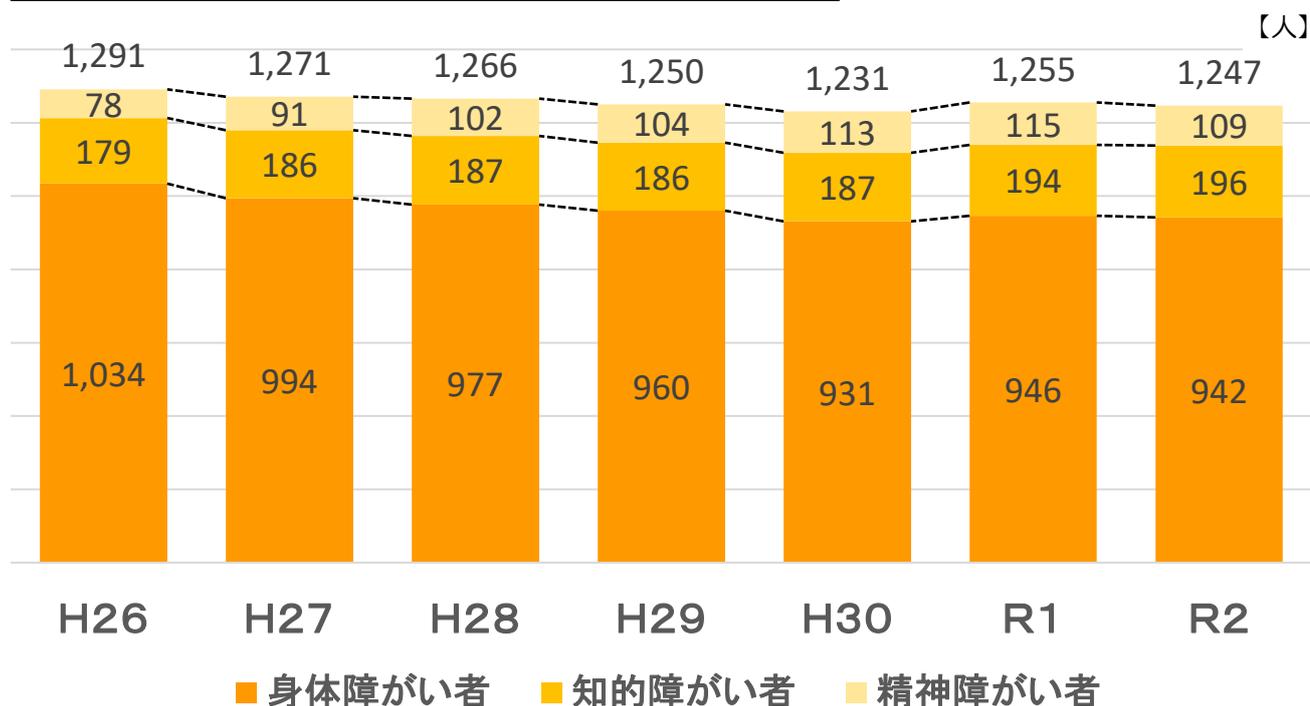


#### (4) 障がい者の状況

本町の障がい者手帳保持者は、令和 2 年度では 1,247 人と平成 26 年度に比べ 44 人減少しています。身体障がい者が 92 人減少し、知的障がい者は 17 人、精神障がい者が 31 人いずれも増加しています。増加の要因は、平成 29 年度から手帳等の申請手続きが簡略化されたためと考えられます。

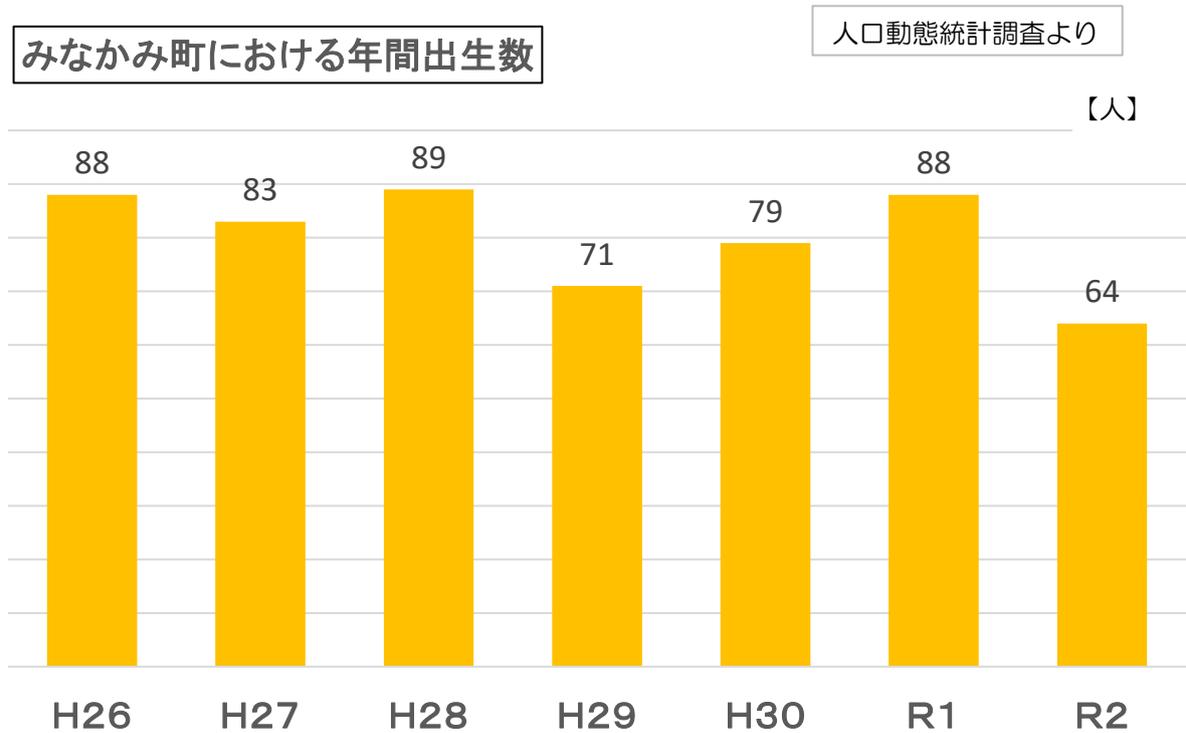
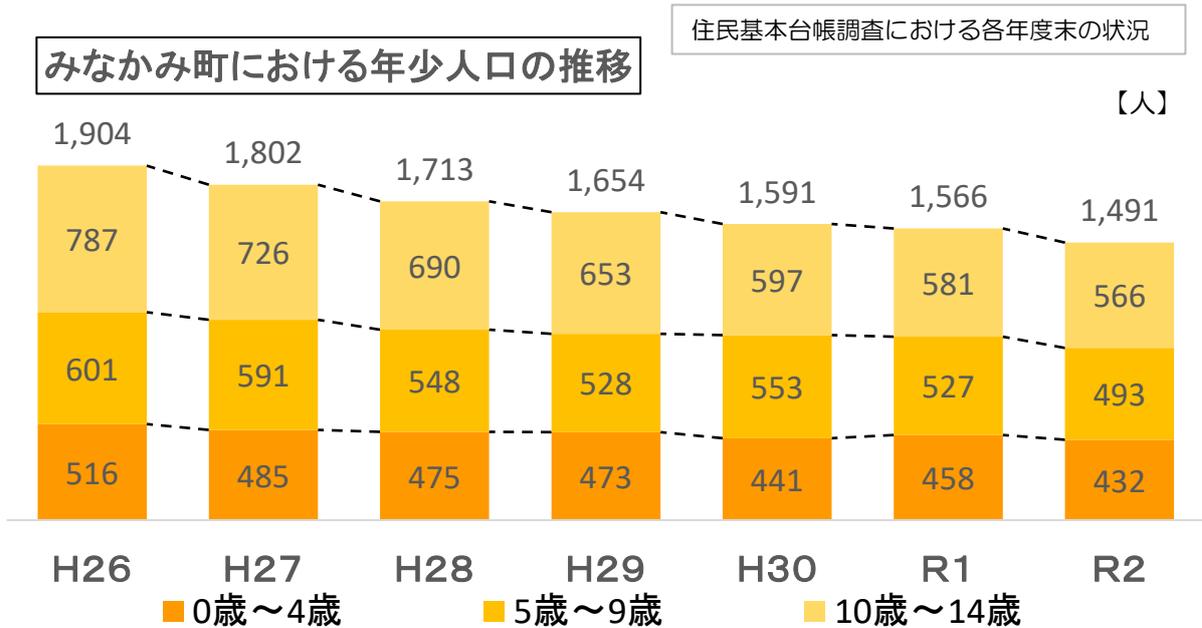
みなかみ町における障がい者手帳所持者数の推移

【福祉行政報告例】より



## (5) 子どもの状況

本町の年少人口の推移は、平成 26 年度の 1,904 人から年々減少し、令和 2 年度では 1,491 人となっています。出生数についても、増減を繰り返しながら減少しており、令和 2 年度には 64 人にまで落ち込み、少子化の進行がうかがえます。

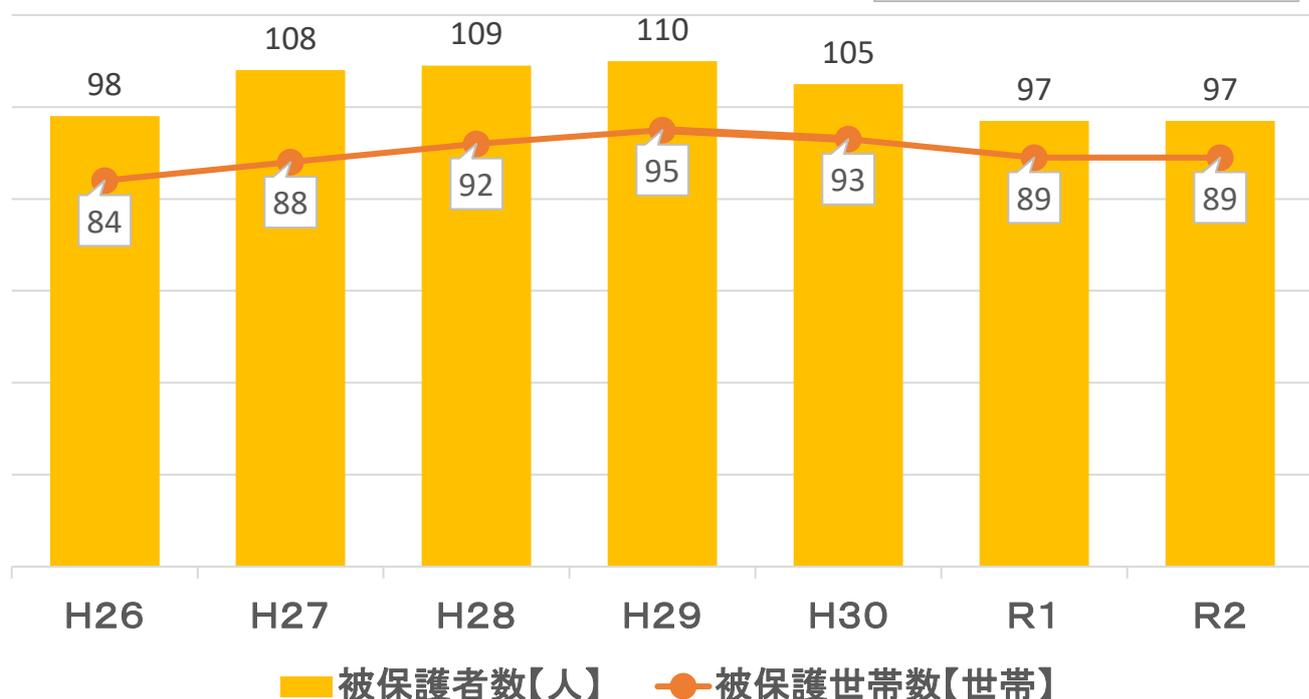


## (6) 生活保護受給者の状況

本町の生活保護受給者数の推移をみると、平成 26 年度から増加傾向にありましたが、令和元年度及び令和 2 年度は、97 人となっています。しかし、新型コロナウイルス感染拡大による収入減少や失業等の影響で、\*生活福祉資金の借入者は令和 2 年度に急増しており、今後、生活保護受給者の増加が見込まれます。

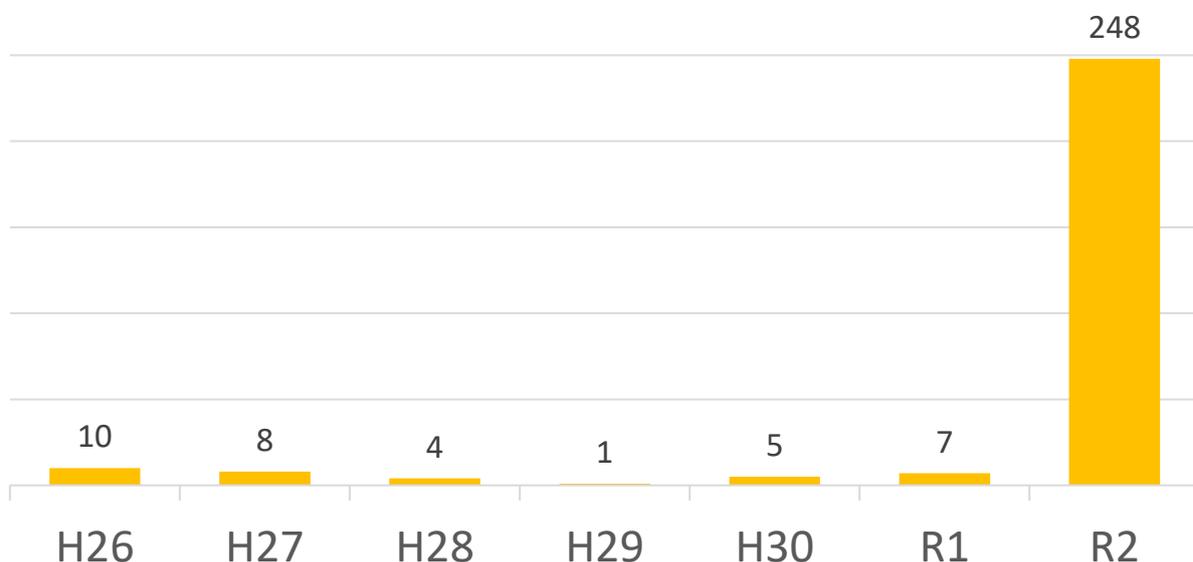
みなかみ町における生活保護者及び世帯数の推移

【群馬県生活保護統計】より



生活福祉資金貸付件数の推移

【件】



## 2. 各種アンケートからみられる町民の意識調査

### (1) 町民アンケート調査結果より

#### 1. 町民アンケートの実施目的

町では、みなかみ町総合計画で定める将来像をめざして、まちづくりに取り組んでいます。町民アンケートは、町民のみなさんの生活習慣や日頃感じていることなどをお伺いすることで、総合計画で定めた施策の目的や目標の達成状況を把握するとともに、今後のまちづくりをより効果的に展開するために実施するものです。これまでも、平成22年5月、平成24年4月、平成25年4月、平成26年4月、平成27年4月、平成28年4月、平成29年4月、平成30年4月、平成31年4月、令和2年4月に行いました。

#### 2. 町民アンケートの実施方法（令和3年度）

- (1) 調査の地域   みなかみ町全域
- (2) 調査の対象者   みなかみ町在住の満20歳以上の男女個人
- (3) 標本の抽出   住民基本台帳より2,200人を無作為抽出（令和3年3月抽出）
- (4) 調査方法   郵送配布、郵送回収（返信用封筒同封・切手不要）
- (5) 調査期間   令和3年4月1日（木）～4月17日（土）

#### 3. 町民アンケートの回収状況（令和3年度）

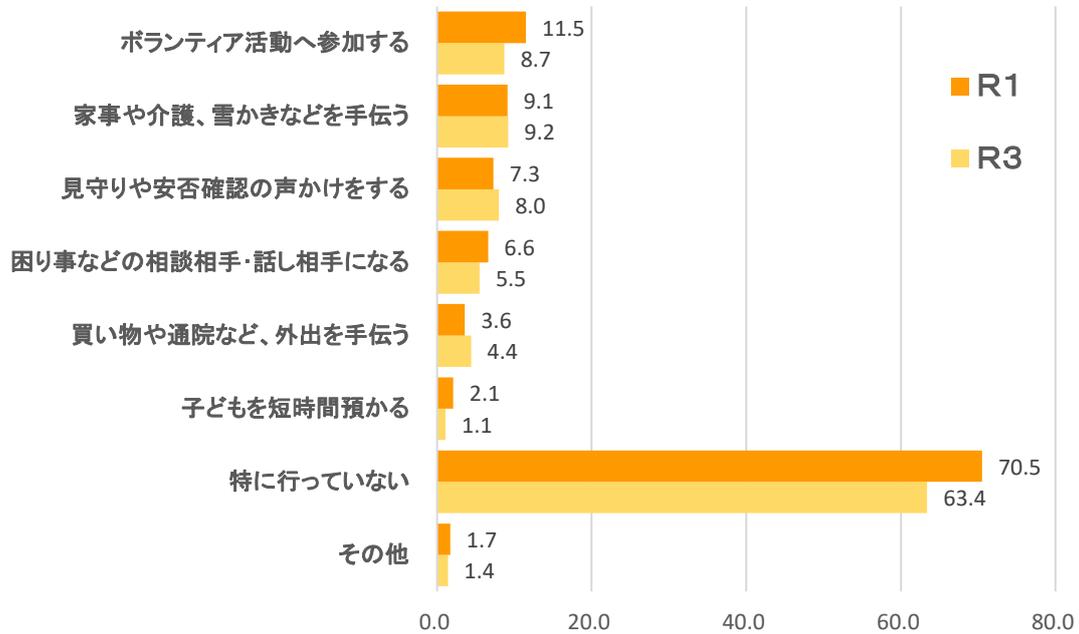
- (1) 配布数   2,200件（うち有効配布数 2,182件…A）
- (2) 回収数   1,030件…B
- (3) 回収率   46.81%…B/A

#### ■性別・年代別の回収状況（令和3年度）

年代 性別	20～ 29歳	30～ 39歳	40～ 49歳	50～ 59歳	60～ 69歳	70歳 以上	不明	計	配布数	回収率 (%)
男	26	25	51	60	125	177	1	465	1,034	44.9
女	13	30	79	90	114	197	0	523	1,166	44.8
不明	0	2	1	1	6	26	6	42	—	—
計	39	57	131	151	245	400	7	1,030	2,200	46.8
配布数	165	198	279	322	487	749	—	2,200	—	—
回収率 (%)	23.6	28.7	46.9	46.8	50.3	53.4	—	46.8	—	—

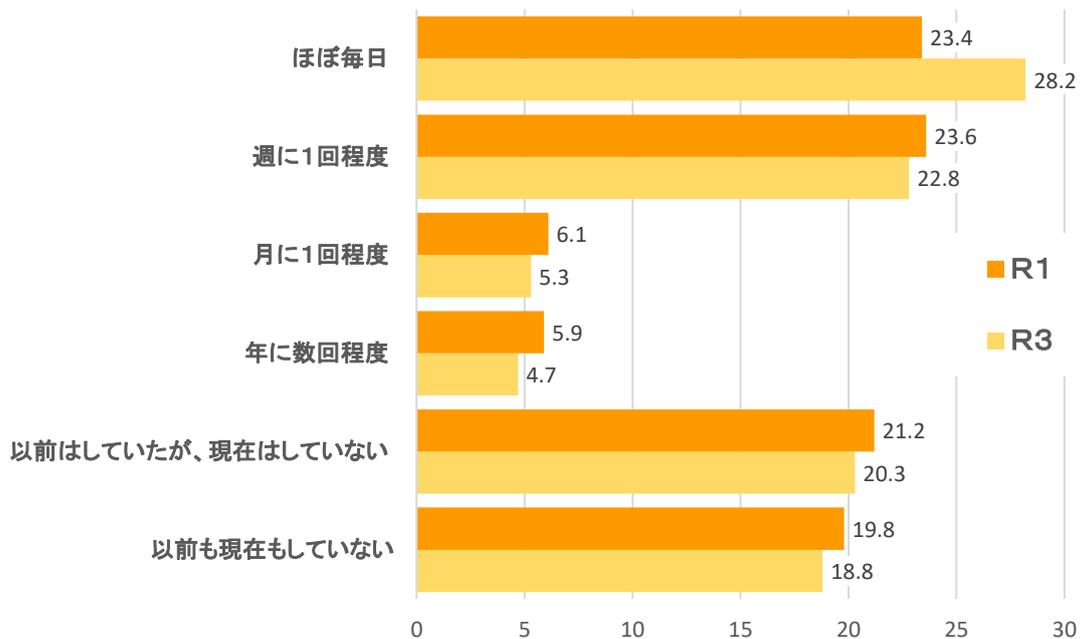
あなたは日頃、地域で支え合う福祉活動を行っていますか。

【%】



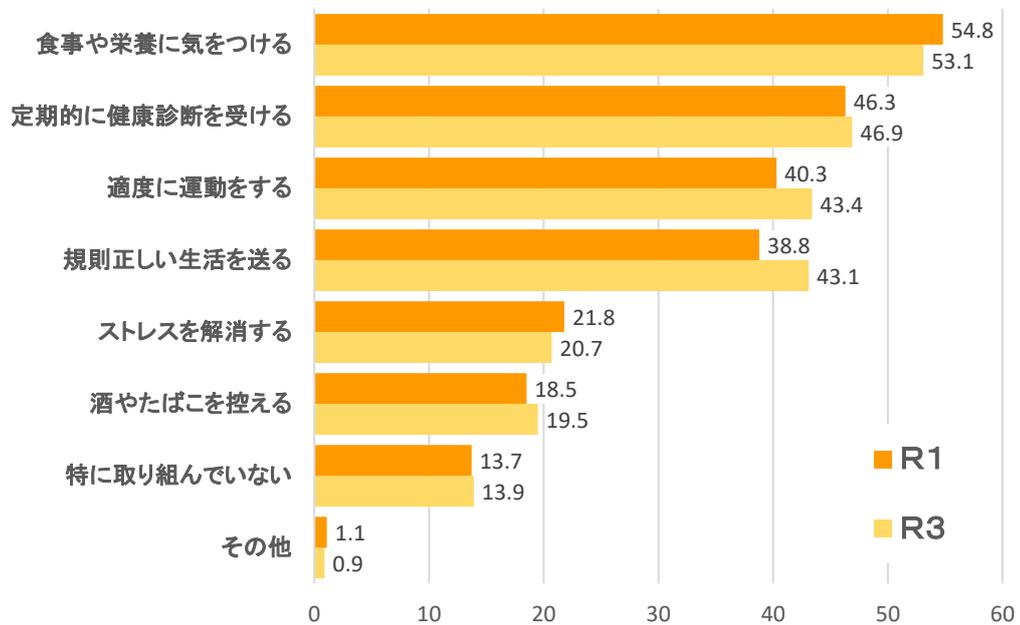
あなたは日頃、運動やスポーツなど身体を動かすことに取り組んでいますか。

【%】



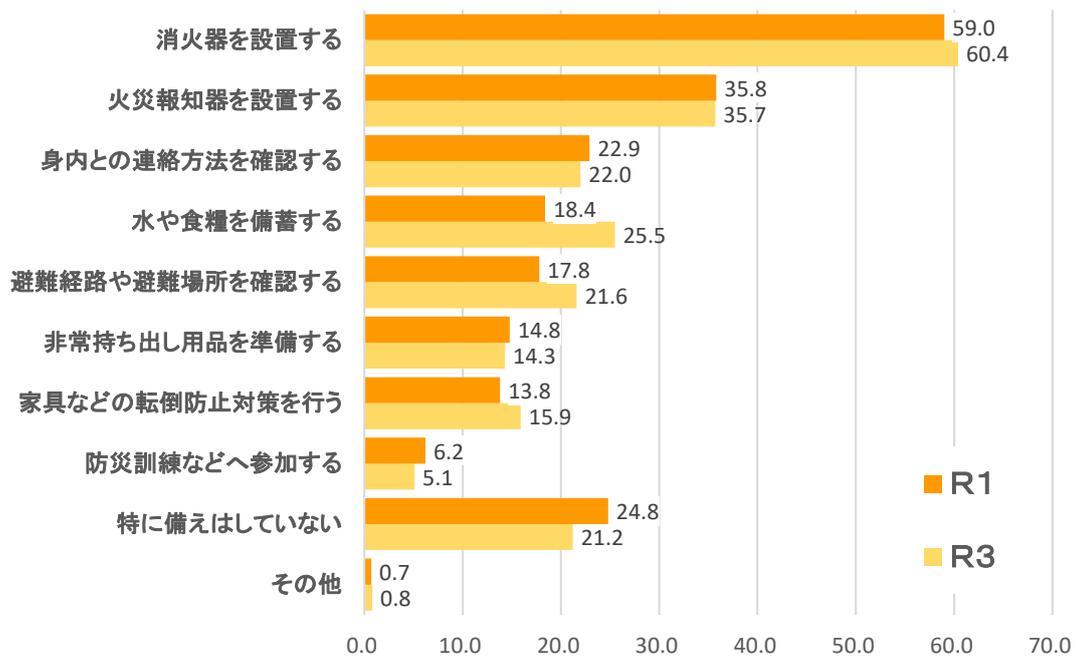
あなたは日頃、意識的に健康づくりに取り組んでいますか。

【%】



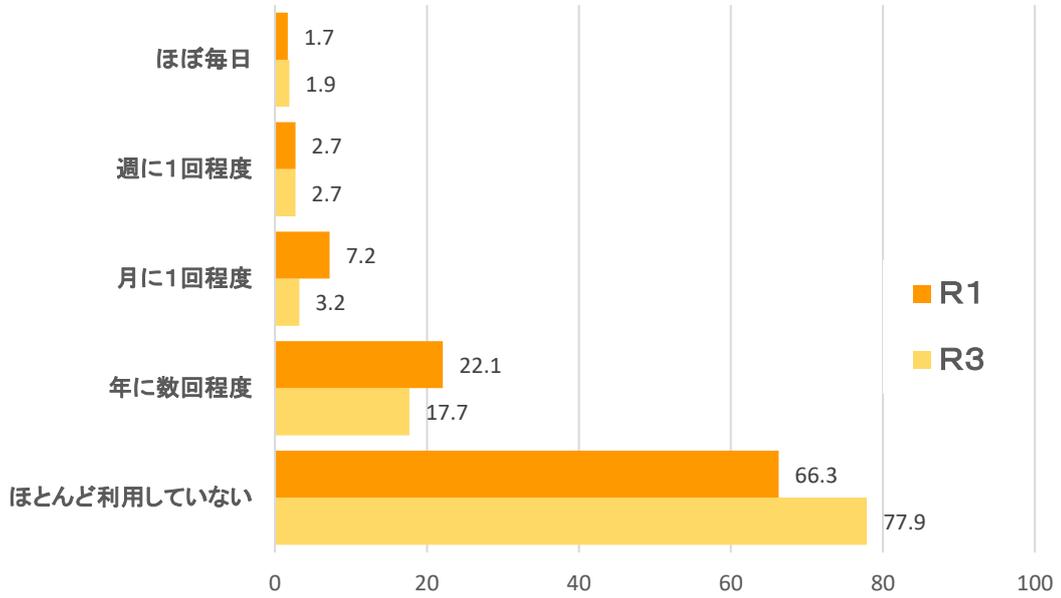
あなたは日頃、災害に対する備えをしていますか。

【%】



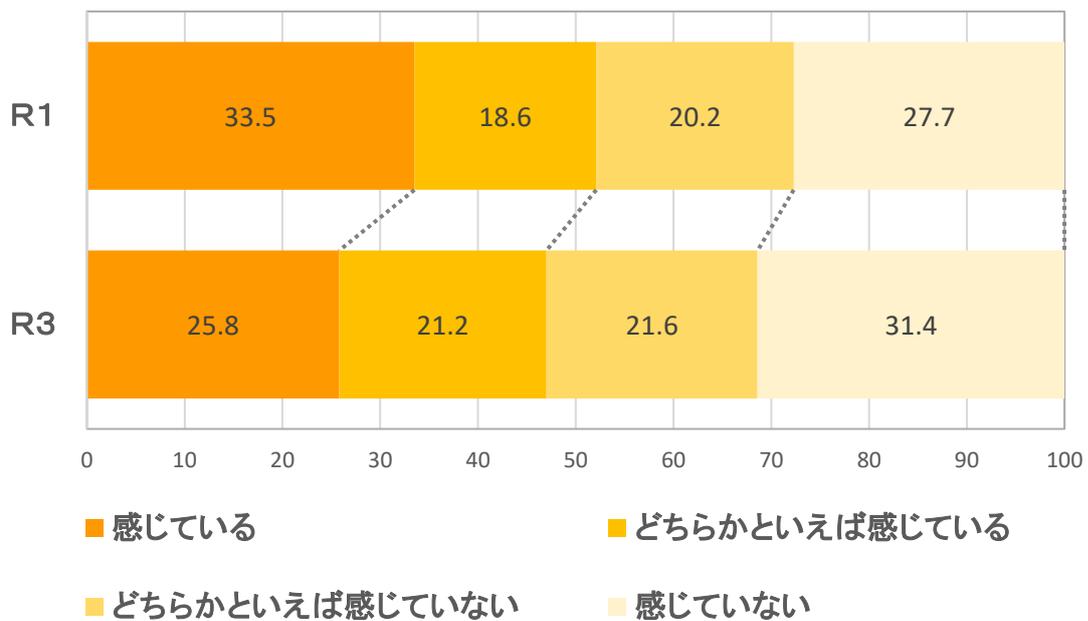
あなたはどの程度町内の公共交通機関を利用していますか

【%】



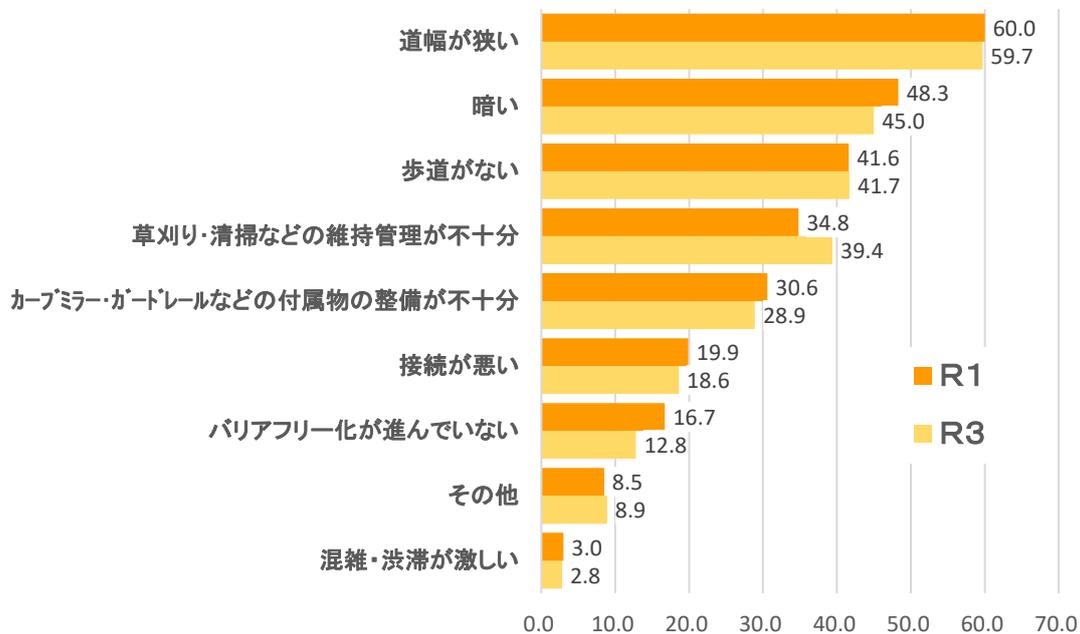
あなたは町の公共交通機関に不便を感じていますか

【%】



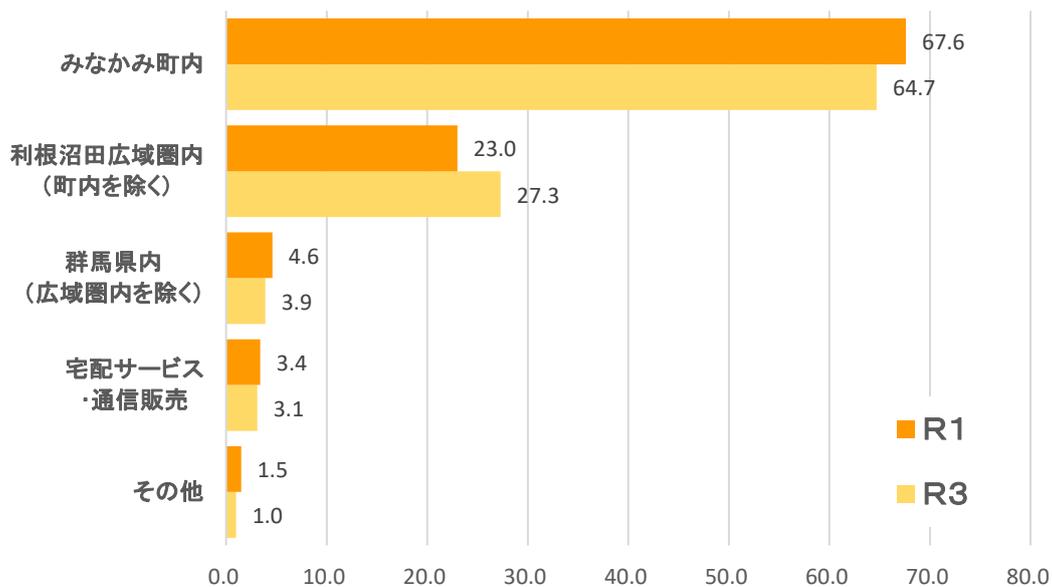
町内の道路にどのような不便を感じていますか

【%】



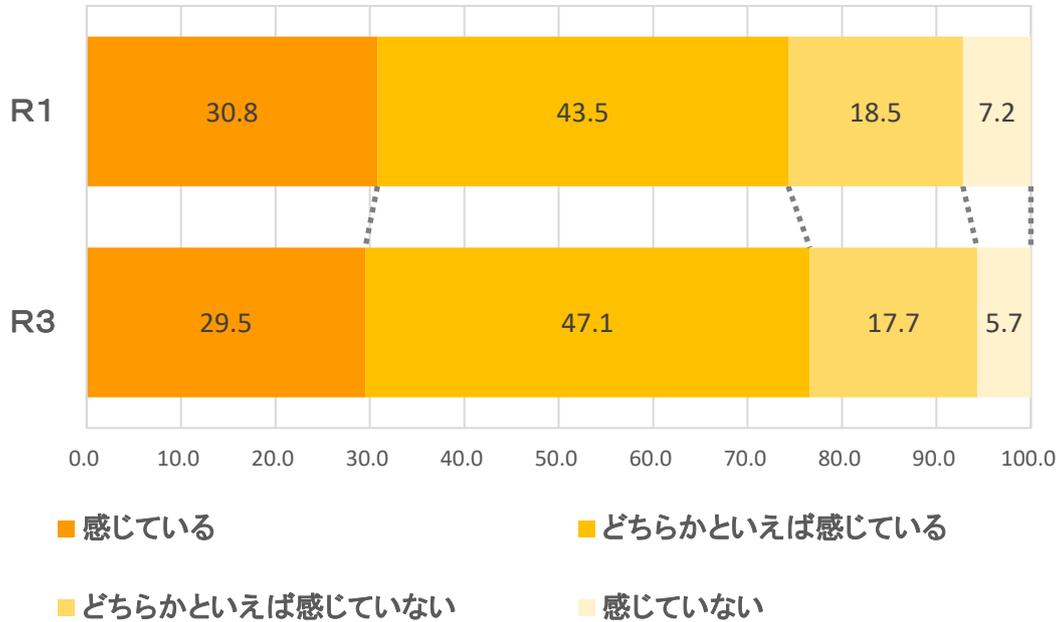
あなたは日用品の買い物を主にどこで行っていますか

【%】



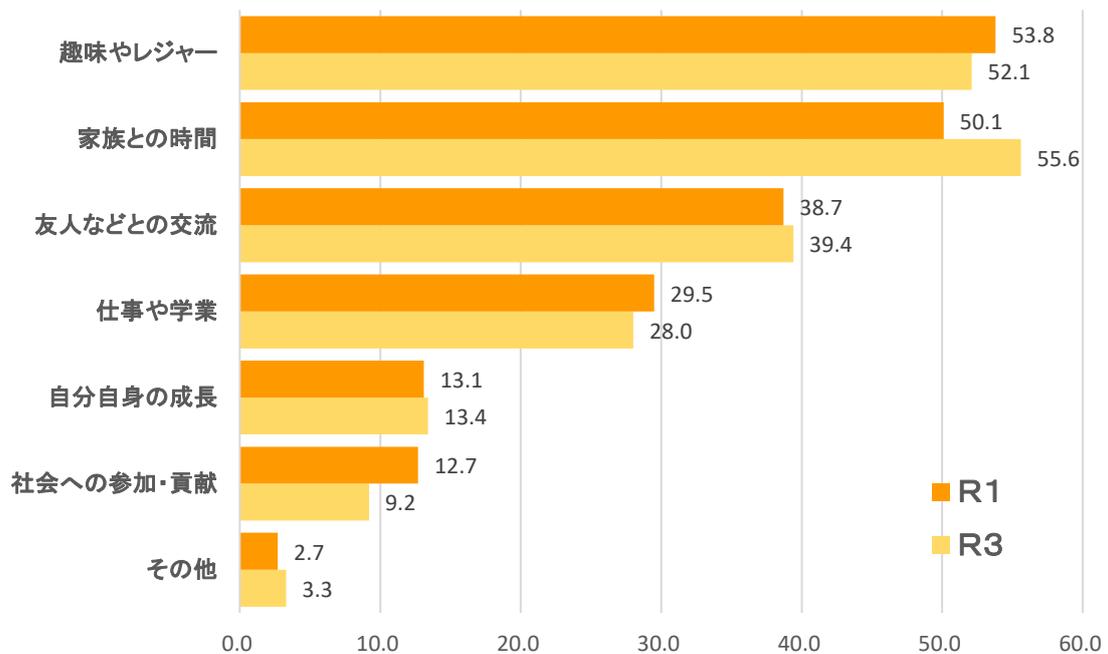
日常生活で生きがいを感じていますか

【%】



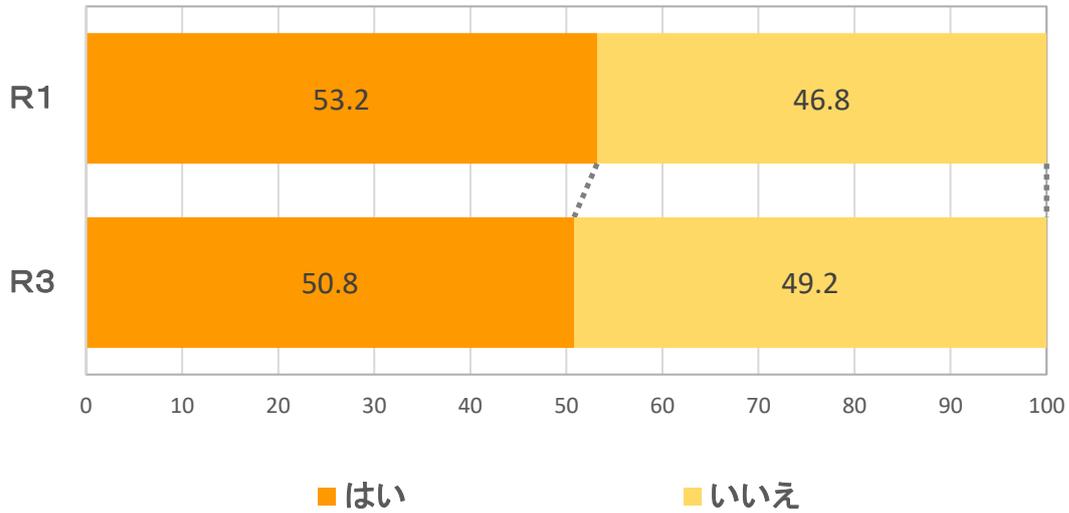
どのようなことに生きがいを感じていますか

【%】



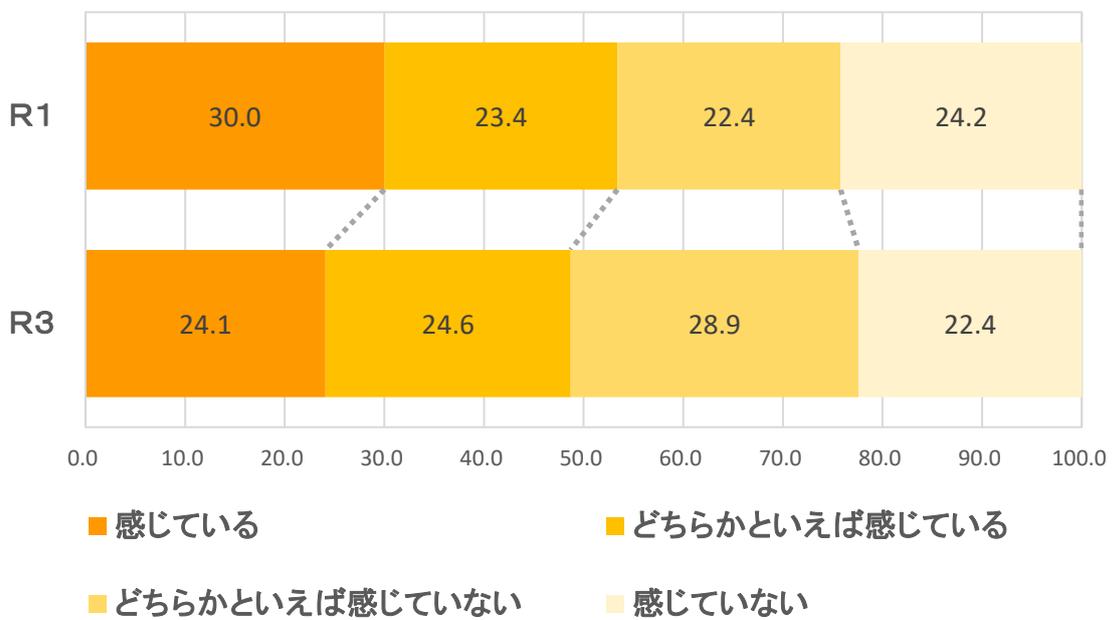
過去1年間に道路で危ないと感じたことはありますか

【%】



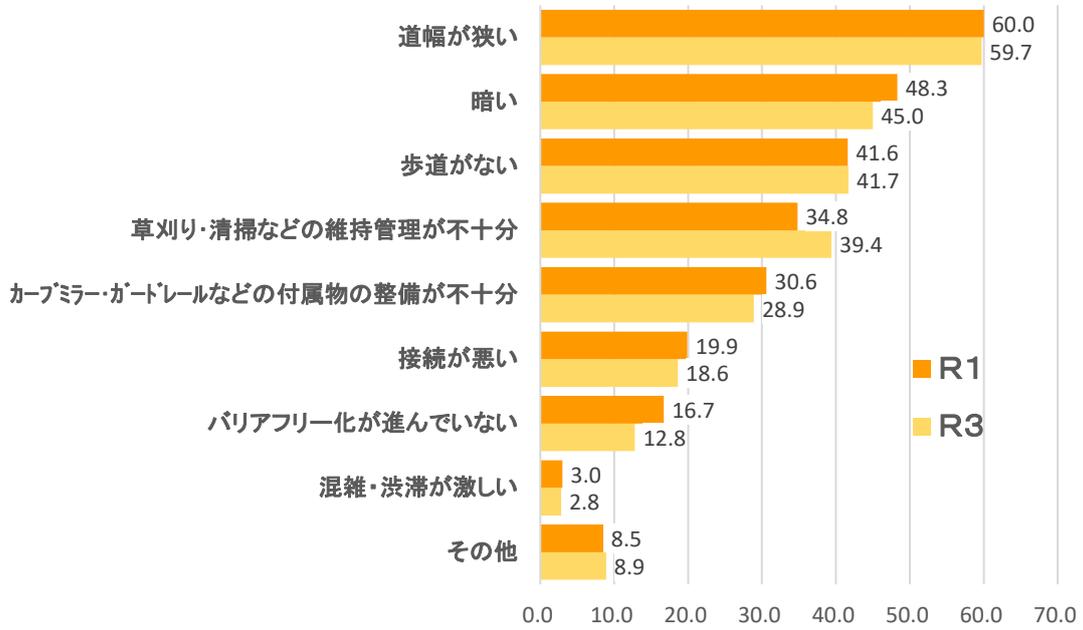
町内の道路に不便を感じていますか

【%】



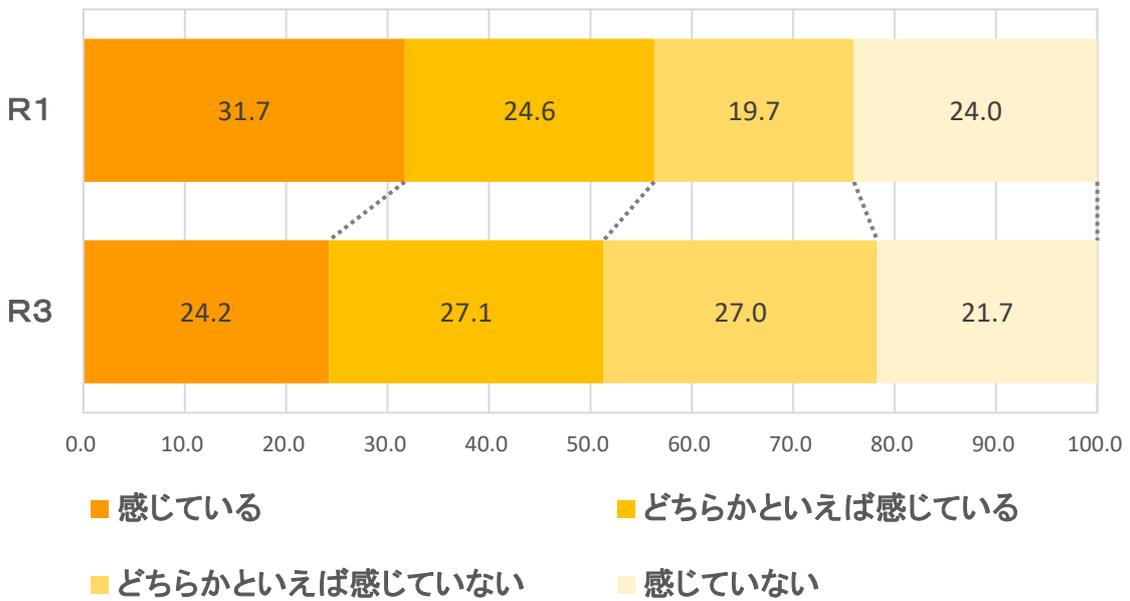
町内の道路にどのような不便を感じていますか

【%】



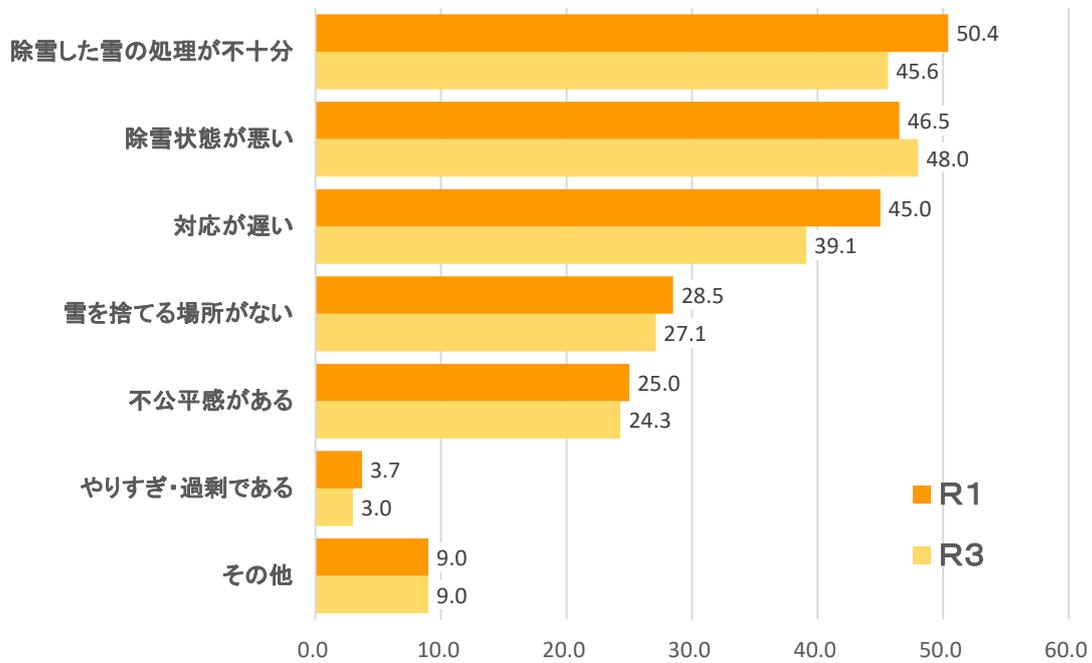
道路の除排雪・消融雪に不満を感じていますか

【%】



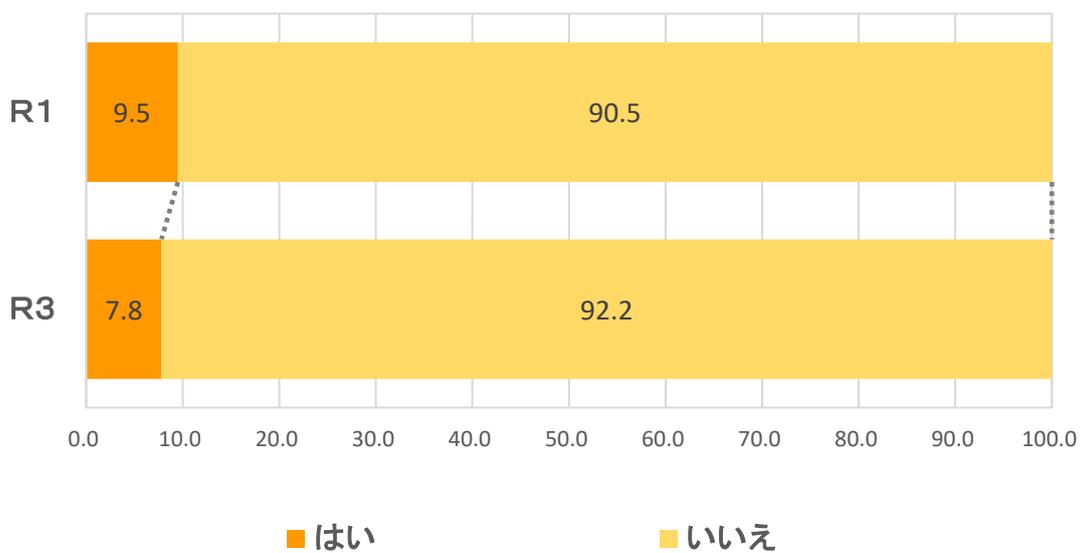
道路の除排雪・消融雪にどのような不満を感じていますか

【%】



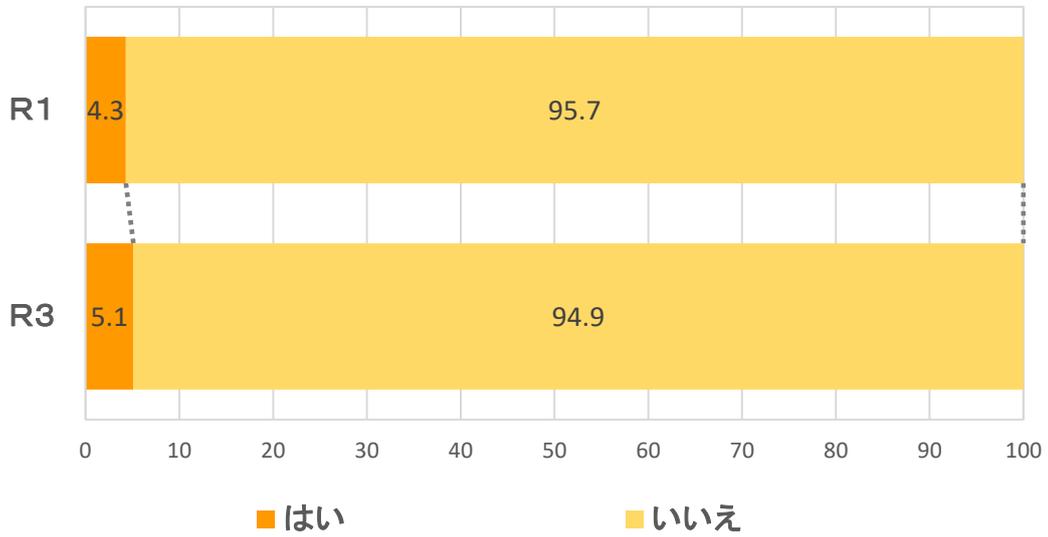
過去1年間に消費に関してだまされたり、納得がいけない思いをしたことがありますか

【%】



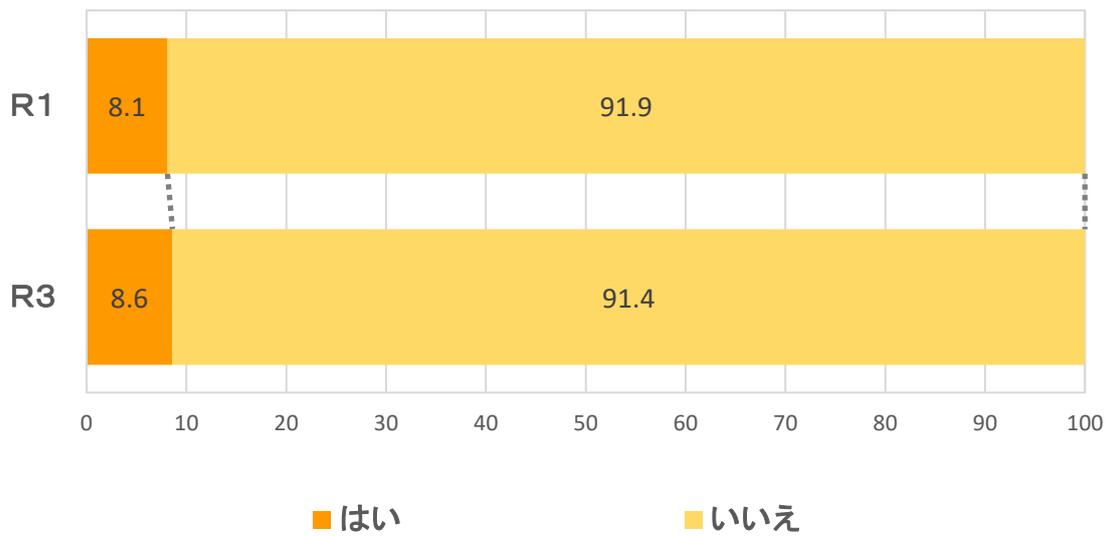
過去1年間に、差別や虐待、名誉毀損などの  
人権被害を受けたことがありますか。

【%】



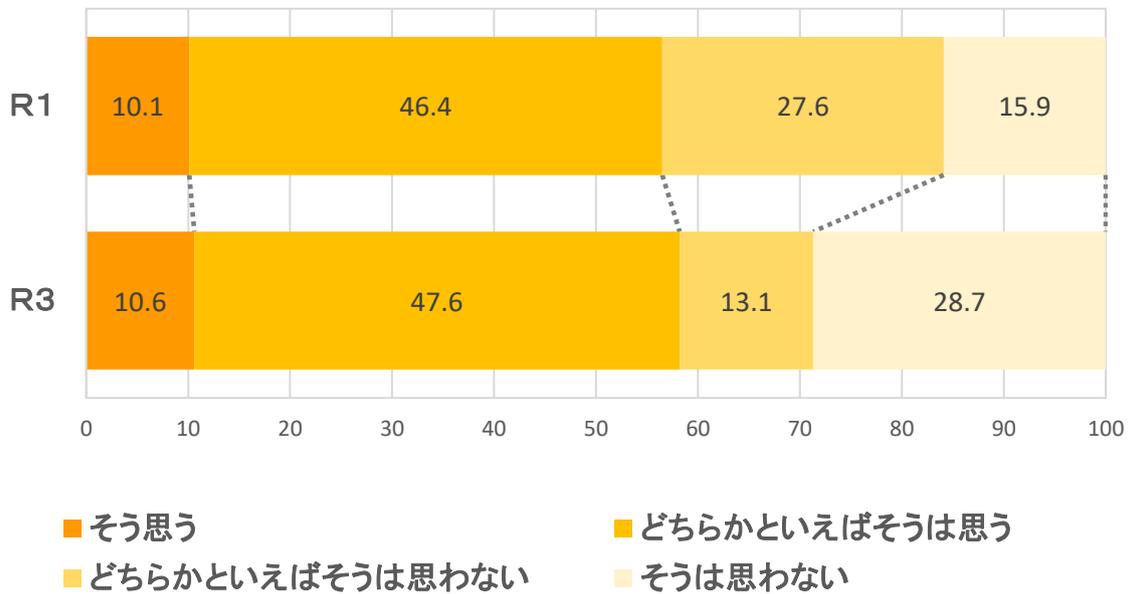
過去1年間に、町政に自分の意見を  
提示したことがありますか。

【%】



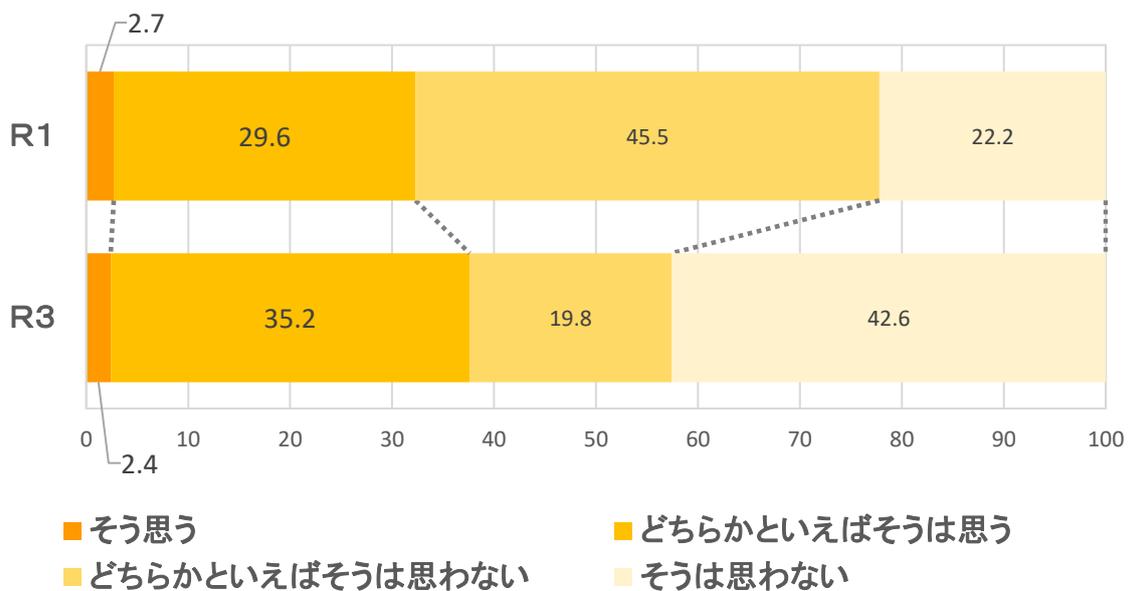
必要とする町の行政情報を入手出来ていますか。

【%】



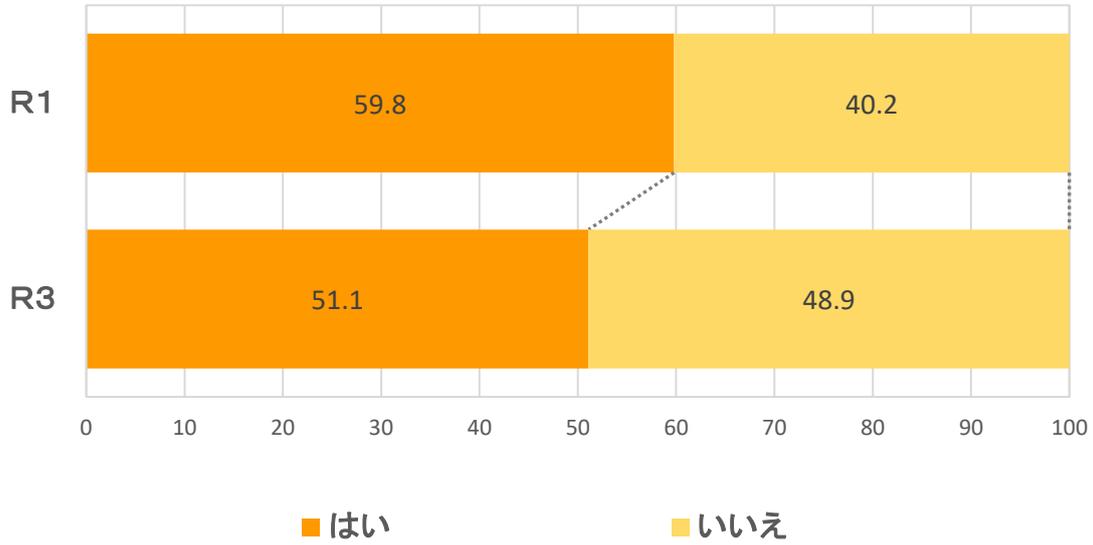
町政に町民の意見が十分反映されていますか

【%】



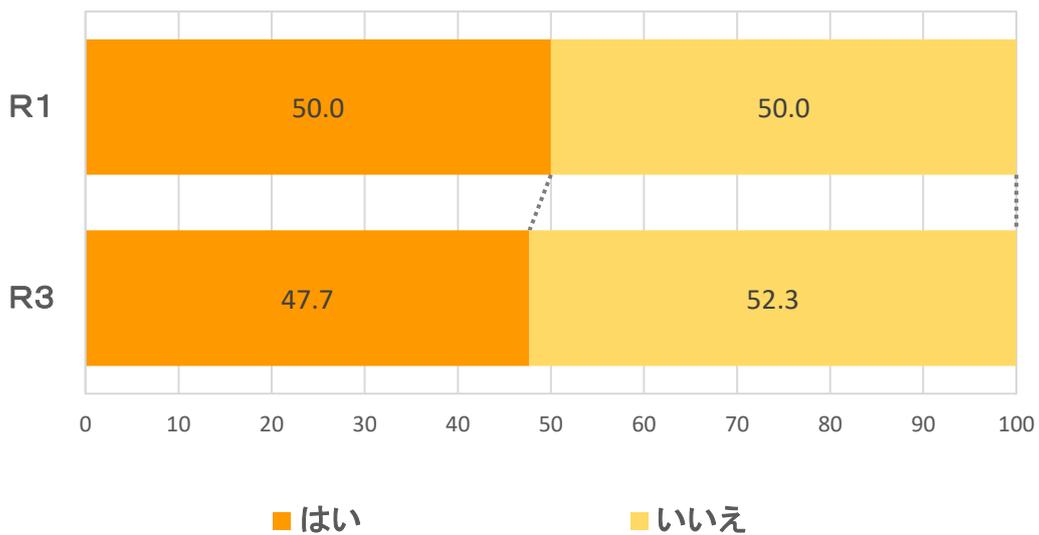
過去1年間に、地域づくり活動を行ったことがありますか。

【%】



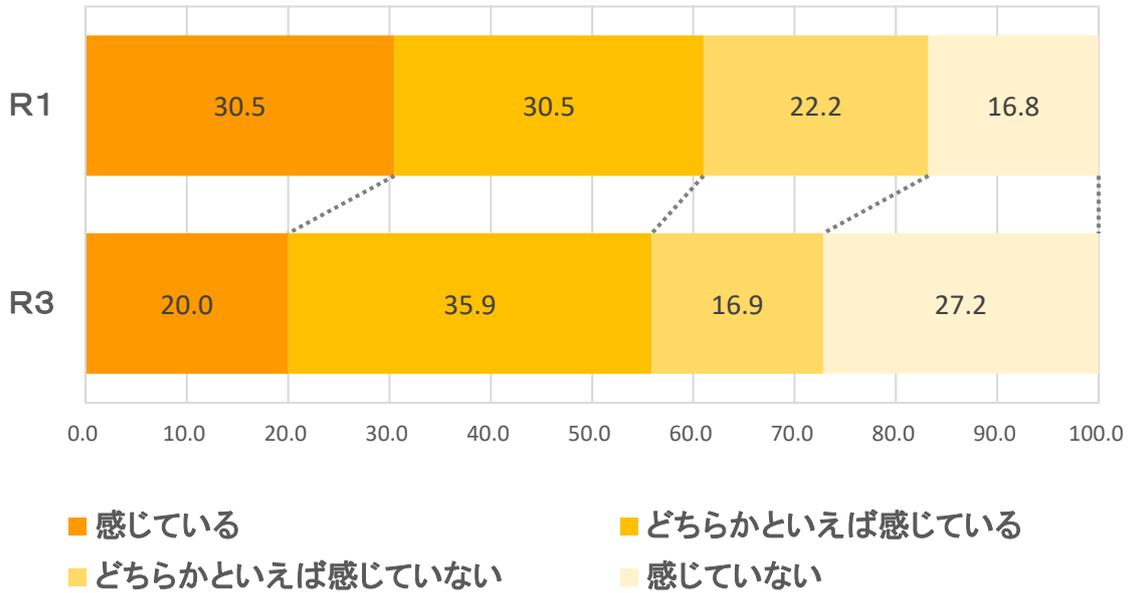
今後、地域づくり活動を行ってみたいと思いますか。

【%】



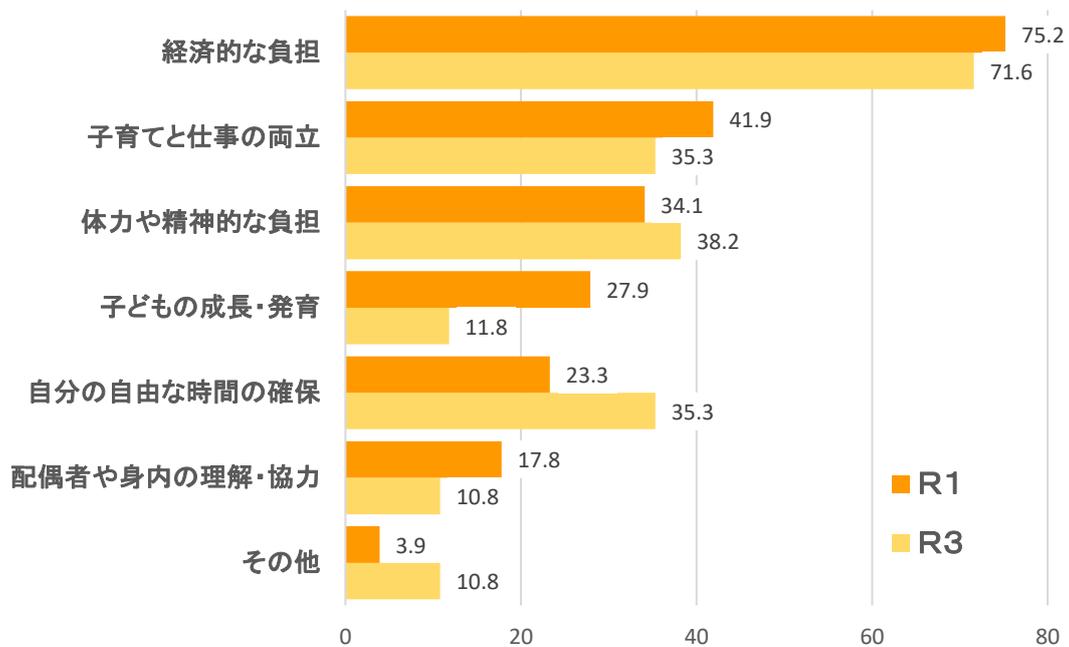
出産や子育てに不安を感じていますか。

【%】



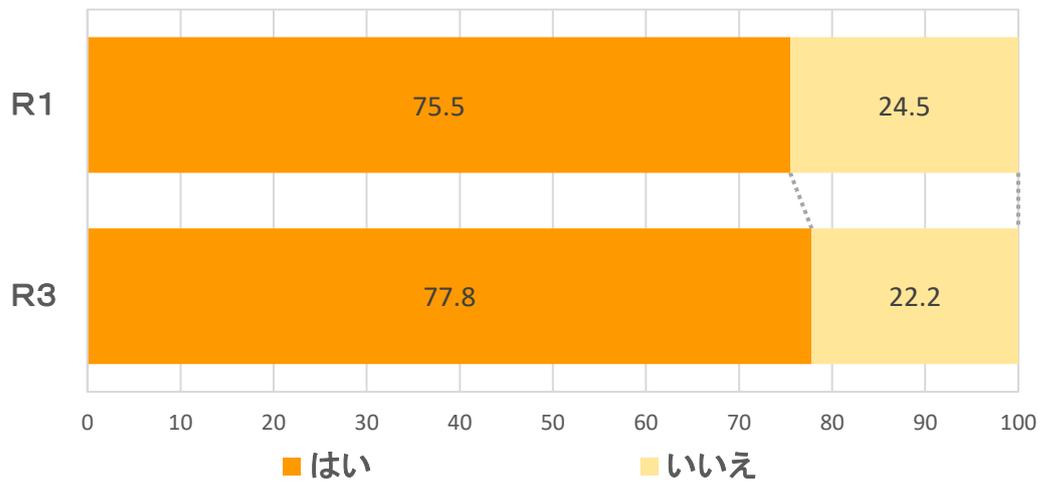
出産や子育てにはどのような不安を感じていますか。

【%】



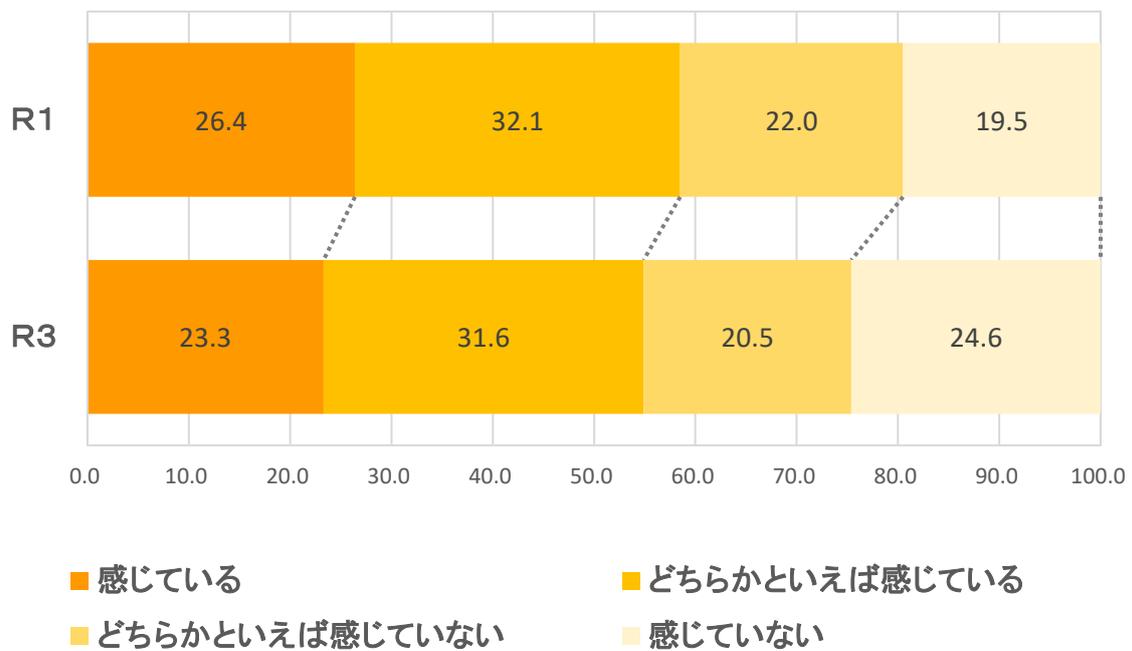
日常的な診療や健康管理などを行ってくれる身近な「かかりつけ医」がいますか。

【%】

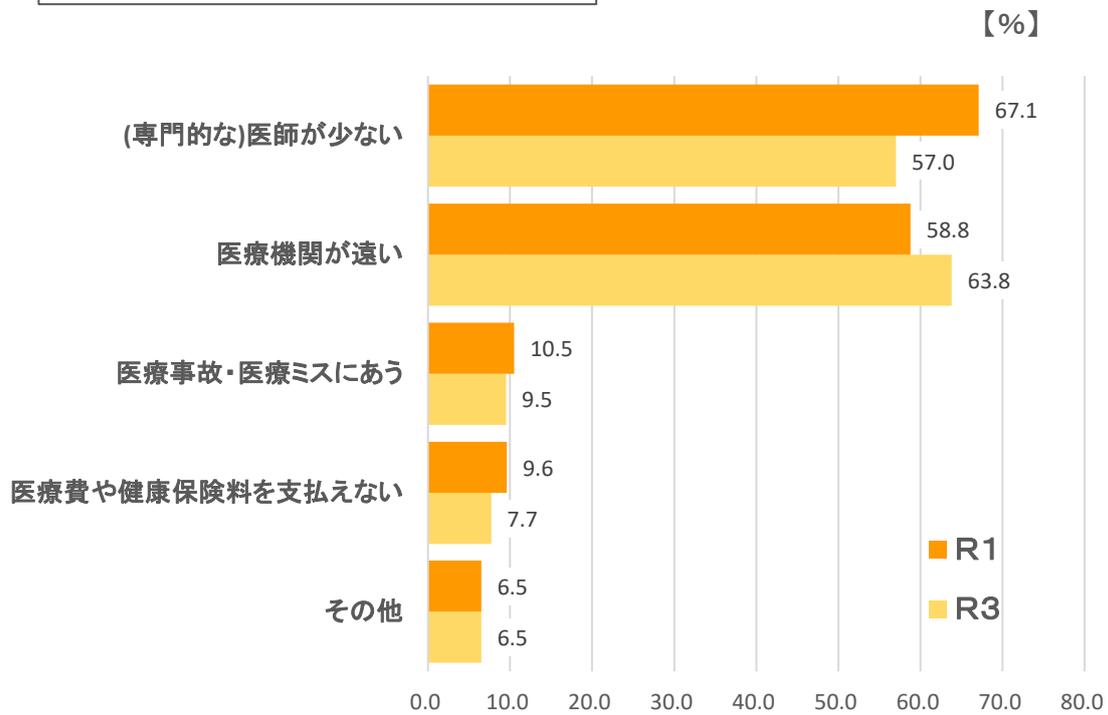


医療に不安を感じていますか

【%】

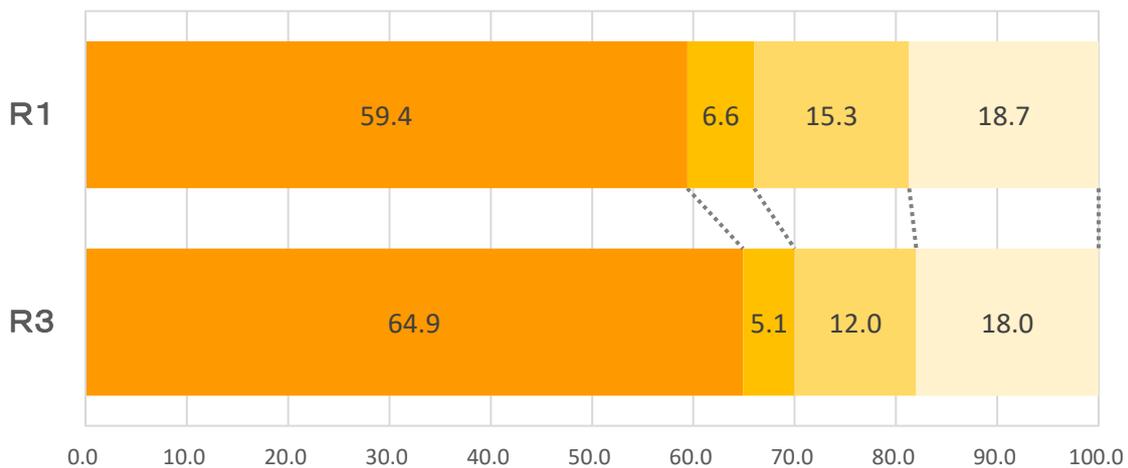


医療にはどのような不安を感じていますか。



あなたは今住んでいる場所にこれからも  
住み続けたいと思いますか

【%】



- (可能な限り)今の場所に住み続けたい
- (可能であれば)町内の別の場所に住みたい
- (可能であれば)町外へ移り住みたい
- どちらともいえない・わからない

## (2) 地域福祉に関するアンケート調査結果

### 1. 調査の目的

人口減少・超高齢社会、貧困格差と家族の縮小化、単身化から生じる地域のつながりの希薄化、社会的孤立、さらにはコロナ禍における影響などによる生活課題が多くなっています。これまでの社会福祉の各制度では支えきれず、行政、福祉関係者の支援はもちろん、地域の皆さんでお互いが支え合う地域づくりが求められています。住民の皆さんのお考えをお伺いし、みなかみ町及びみなかみ町福祉協議会がすすめる地域づくり、生活支援サービスを充実することを目的として実施しました。

### 2. 調査の方法

- (1) 調査の地域 みなかみ町全域
- (2) 調査の対象 みなかみ町在住の満 20 歳～69 歳の個人。住民基本台帳閲覧により 1,000 人を無作為抽出。
- (3) 調査の方法 郵送配布、郵送回収（返信用封筒同封・切手不要）
- (4) 調査期間 令和 3 年 3 月 1 日～3 月 26 日

### 3. 回収状況

- (1) 配布数 1,000 件（うち有効配布数 996 件）
- (2) 回収数 410 件
- (3) 回収率 41%

#### 1) 年代別

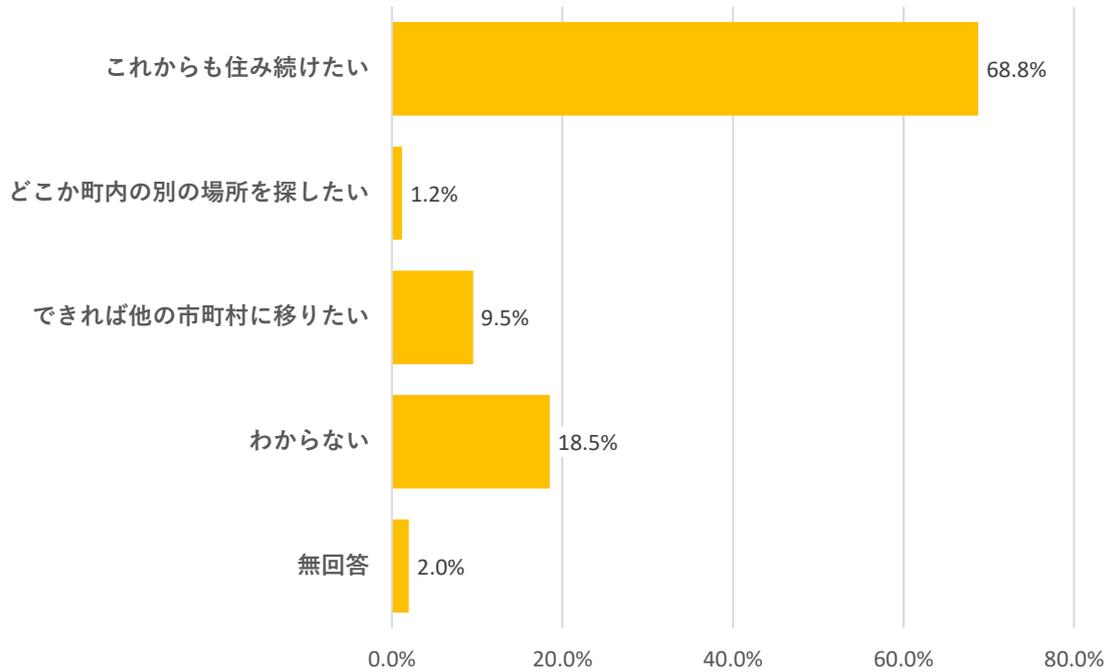
年代	配布数	回答数	回収率
20 歳代	121 人	25 人	21%
30 歳代	150 人	43 人	29%
40 歳代	188 人	69 人	37%
50 歳代	260 人	102 人	39%
60 歳代	281 人	171 人	61%
計	1,000 人	410 人	—

#### 2) 地区別

年代	配布数	回答数	回収率
月夜野	502 人	192 人	38%
水上	196 人	75 人	38%
新治	302 人	134 人	44%
わからない		1 人	—
不明		8 人	—
計	1,000 人	410 人	

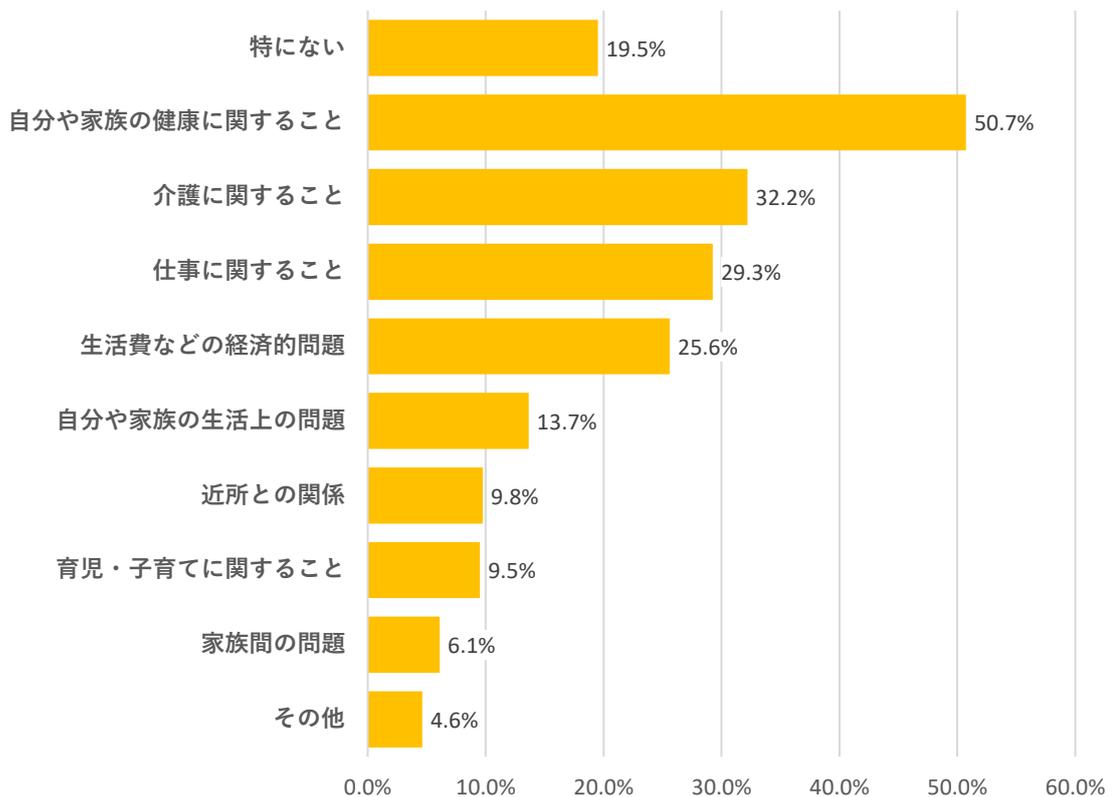
これからもみなかみ町に住み続けたいと思いますか

【%】



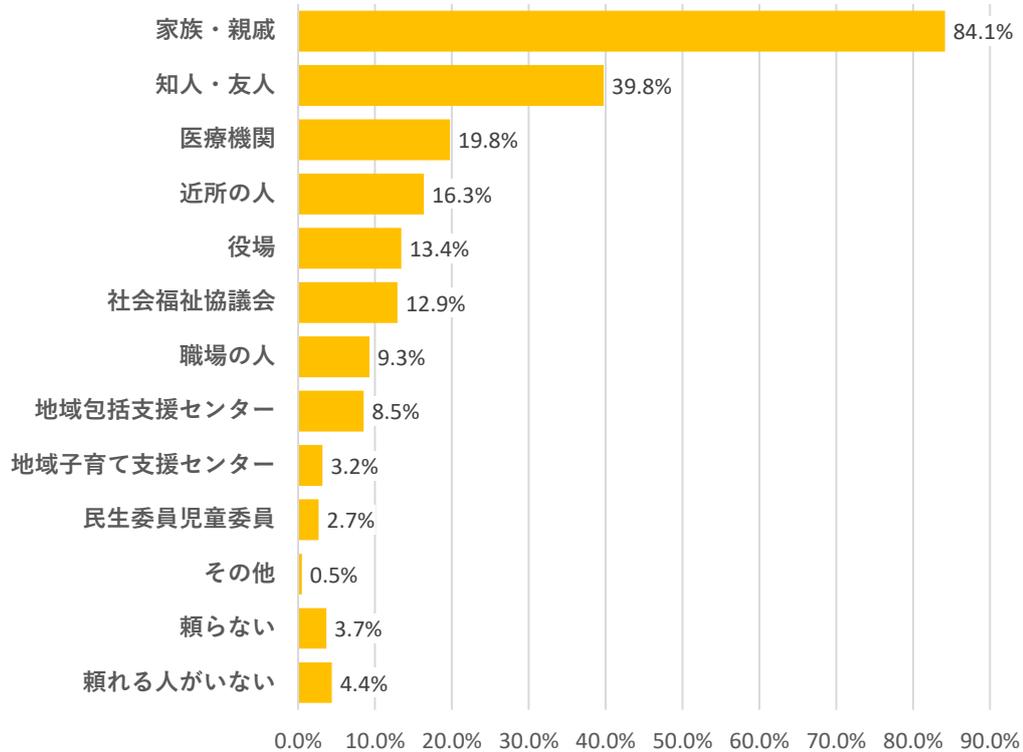
どのような悩みや不安を抱えていますか

【%】



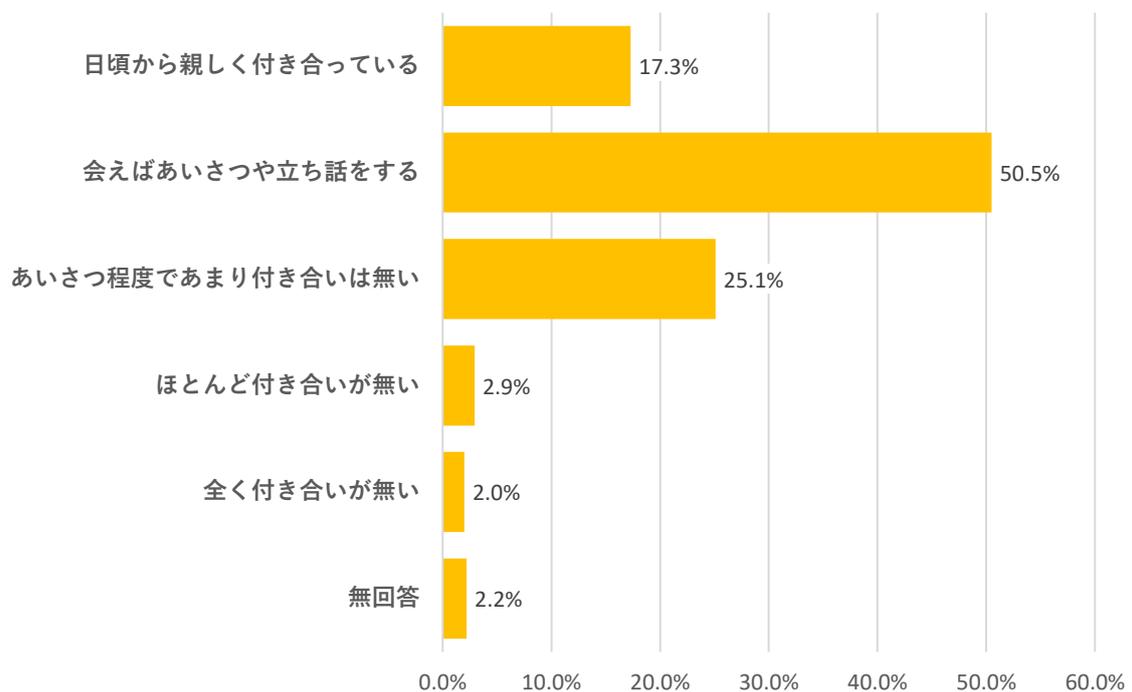
相談や助けを求める時に誰を頼りますか

【%】



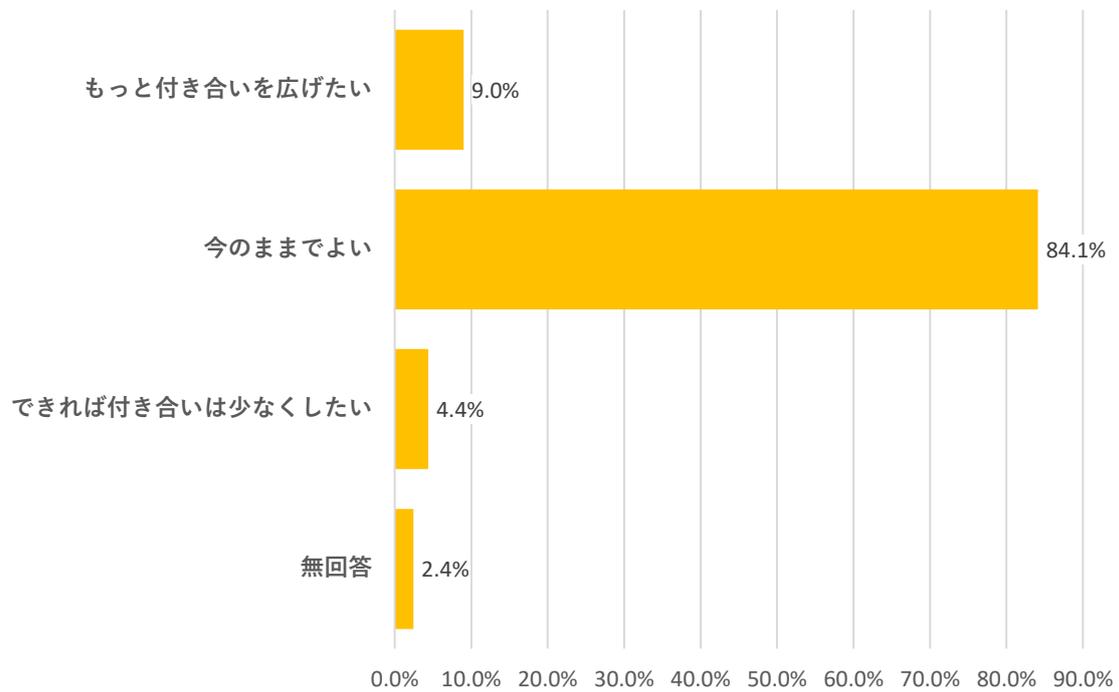
ご近所の人と普段どのような付き合いをしていますか

【%】



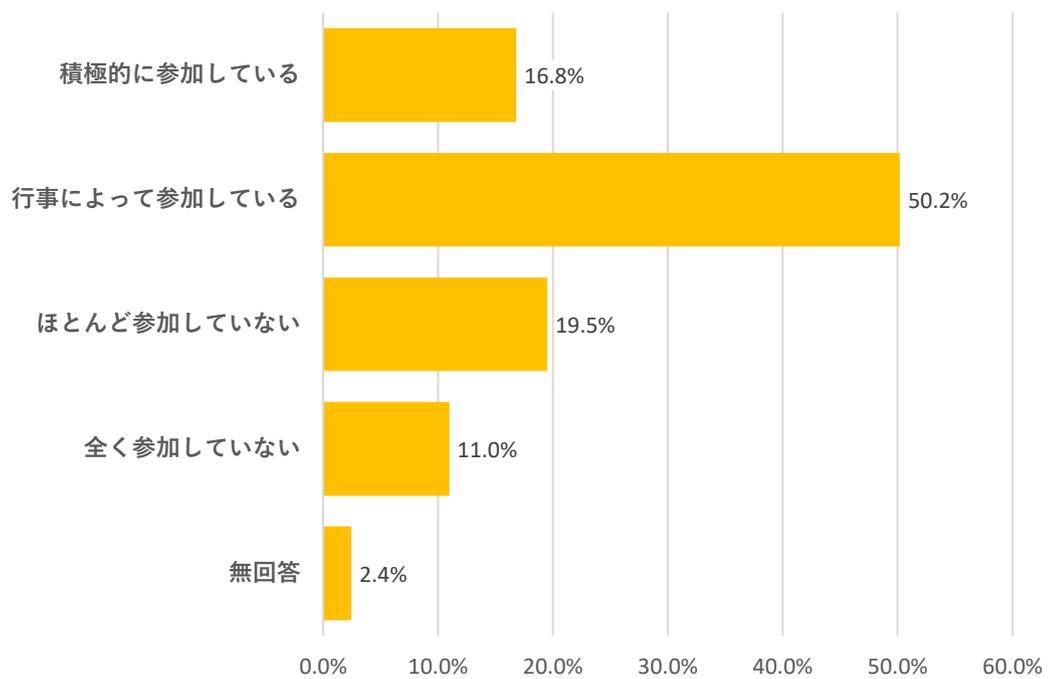
ご近所の人と今後どのような付き合いをしていきたいですか

【%】



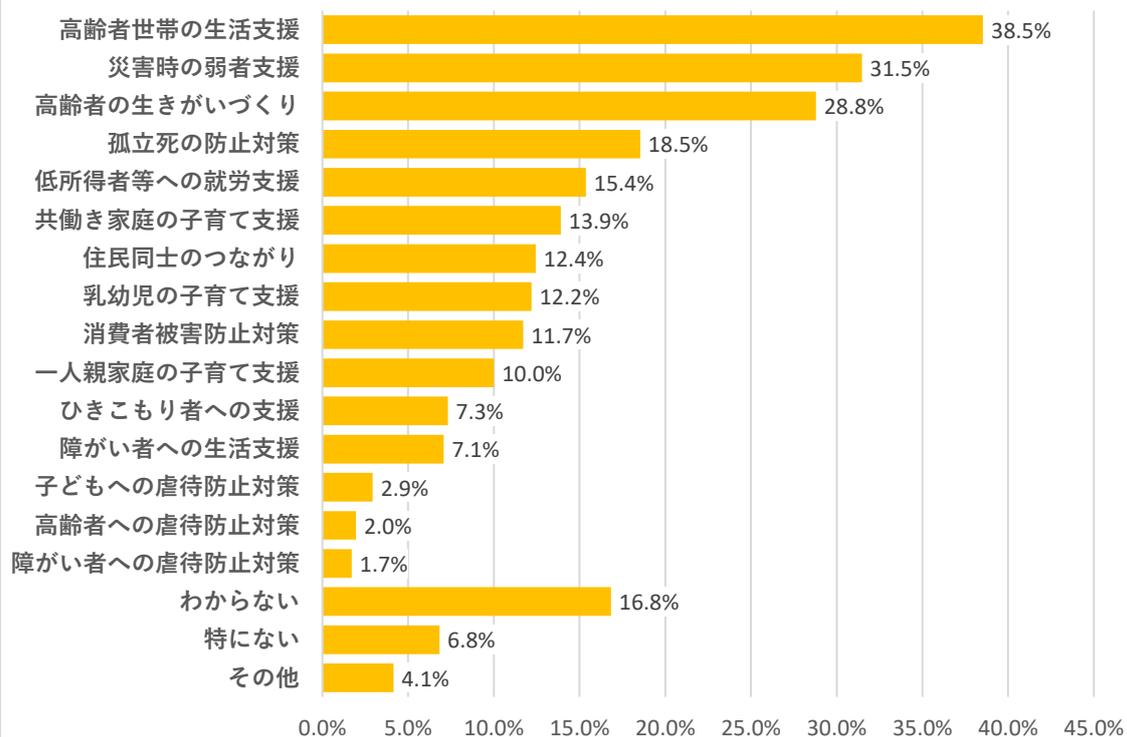
地域の行事やお祭りに参加していますか

【%】



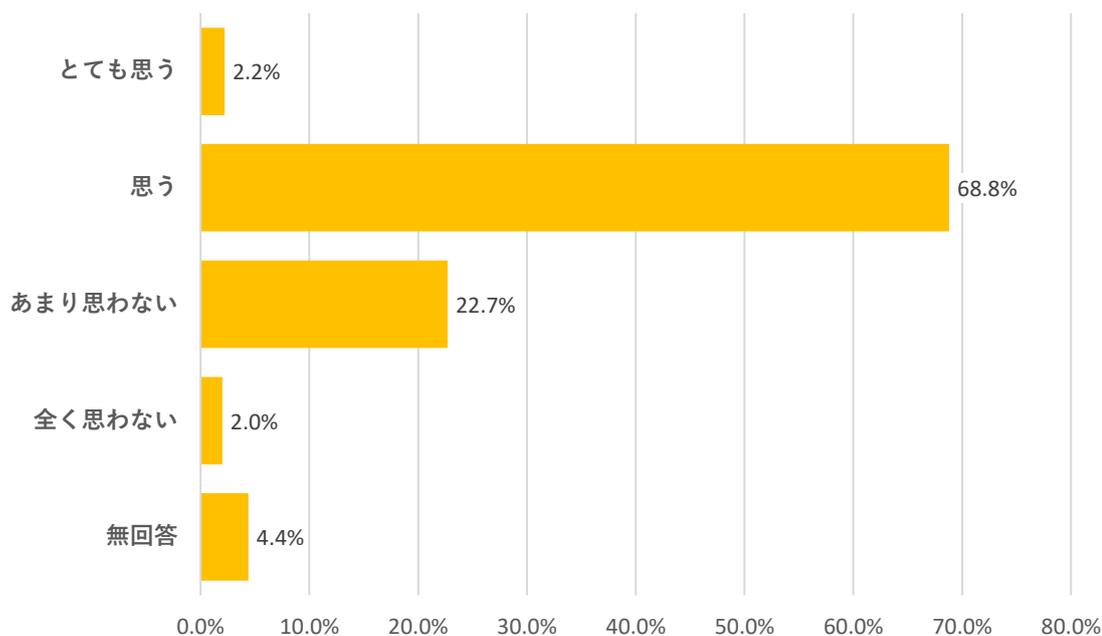
地域にはどのような課題があると思いますか

【%】



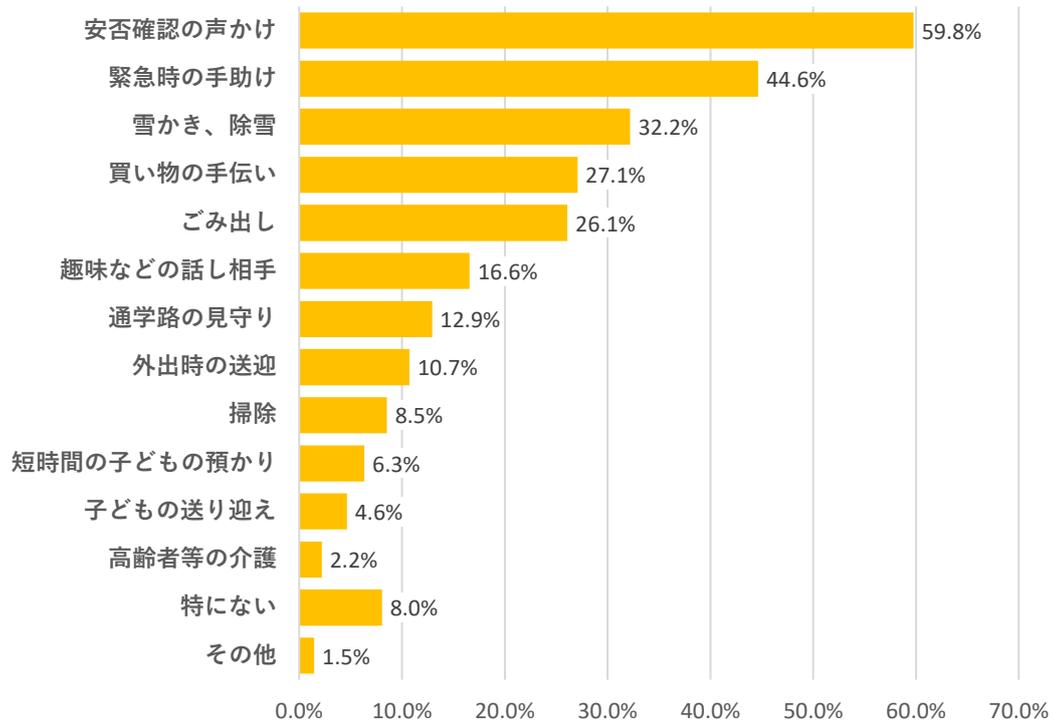
地域で困りごとを抱えている人を支援したいと思いますか

【%】



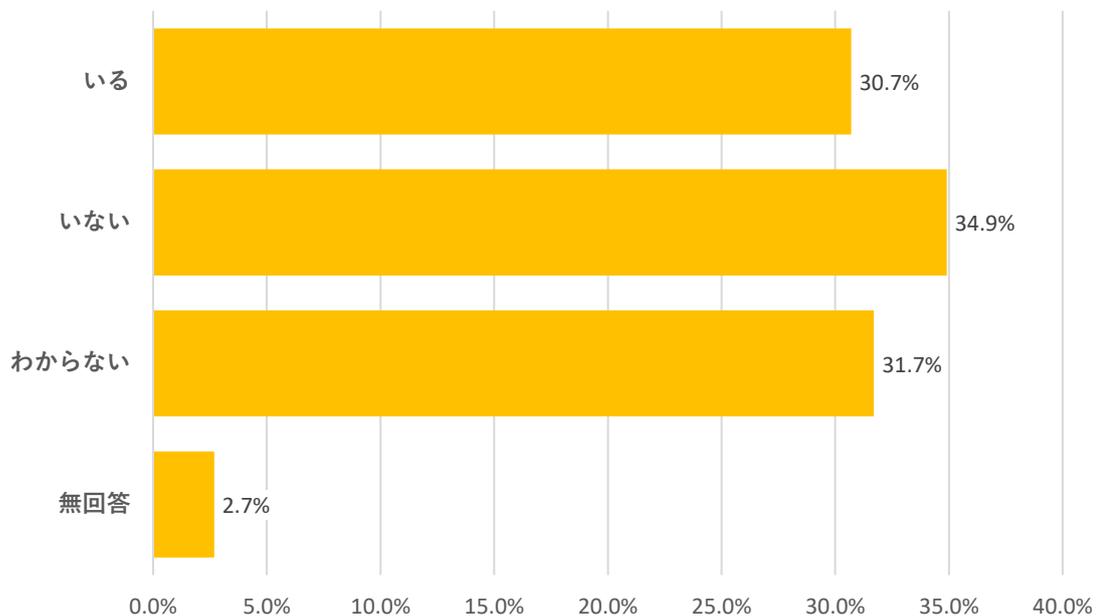
高齢者や障がい者、子育て世帯に対して  
どのような支援ならできますか

【%】



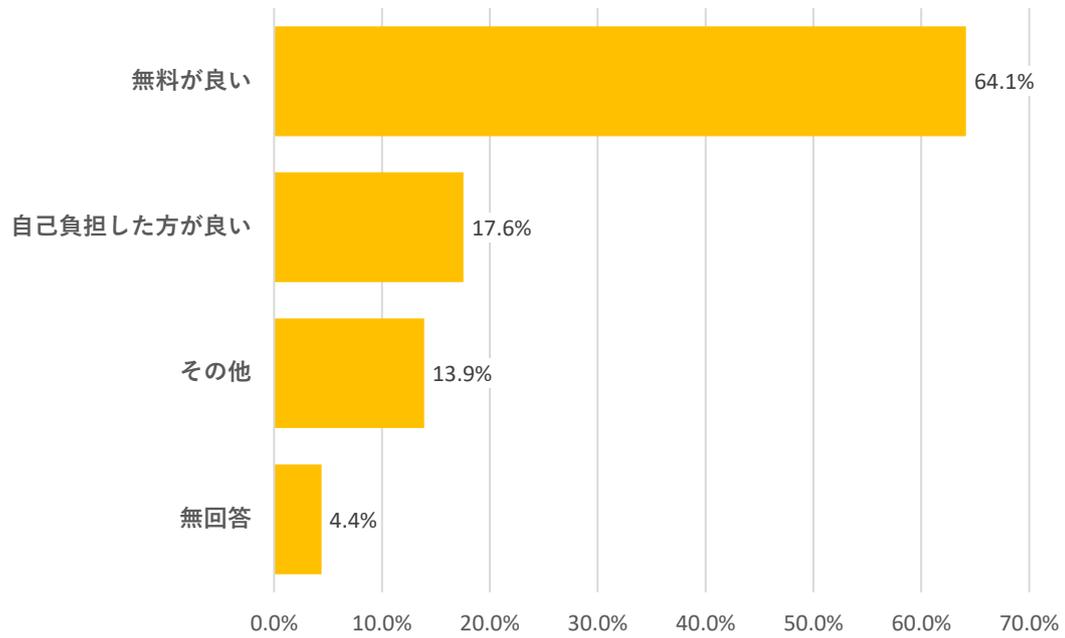
あなたの近所に緊急事態時に手助けが必要  
と思われる人はいますか

【%】



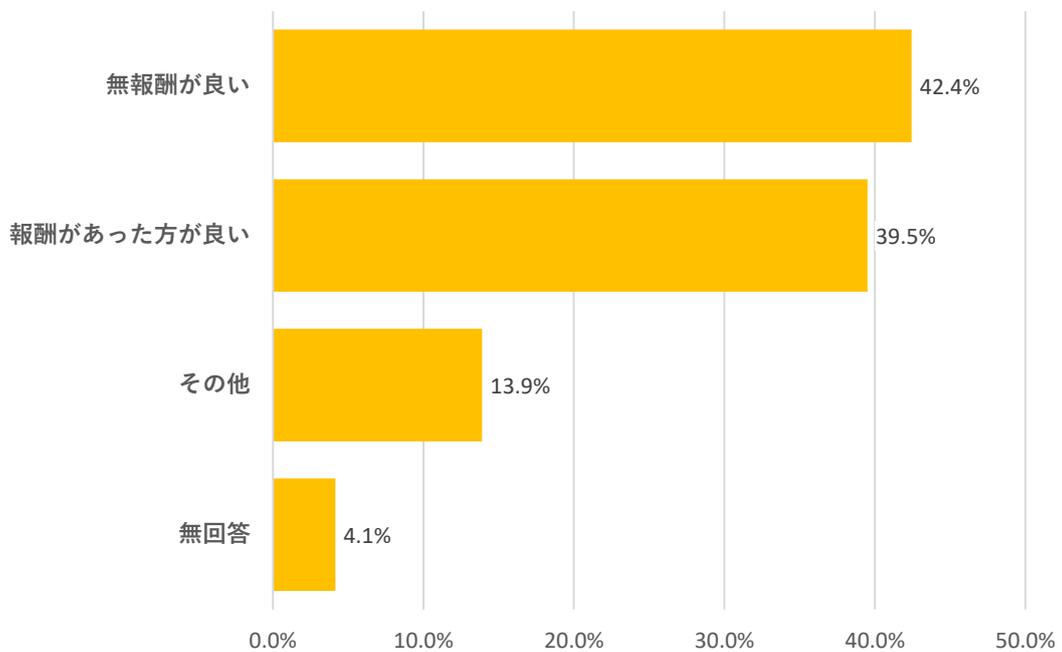
支援活動を受けた場合の費用負担についてどうすべきだと思いますか

【%】



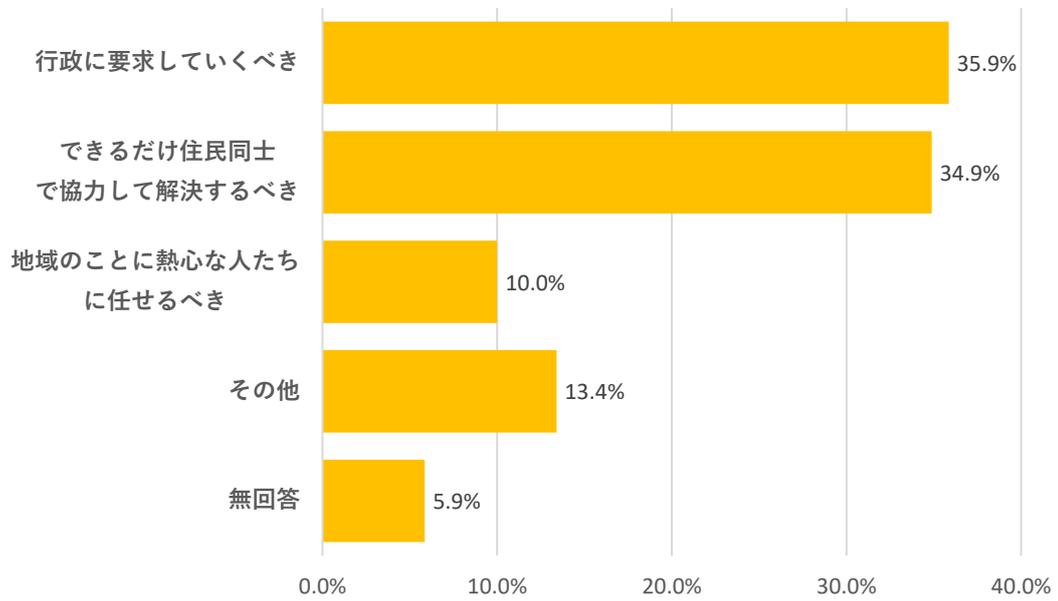
支援活動を行った場合の報酬についてどうすべきだと思いますか

【%】



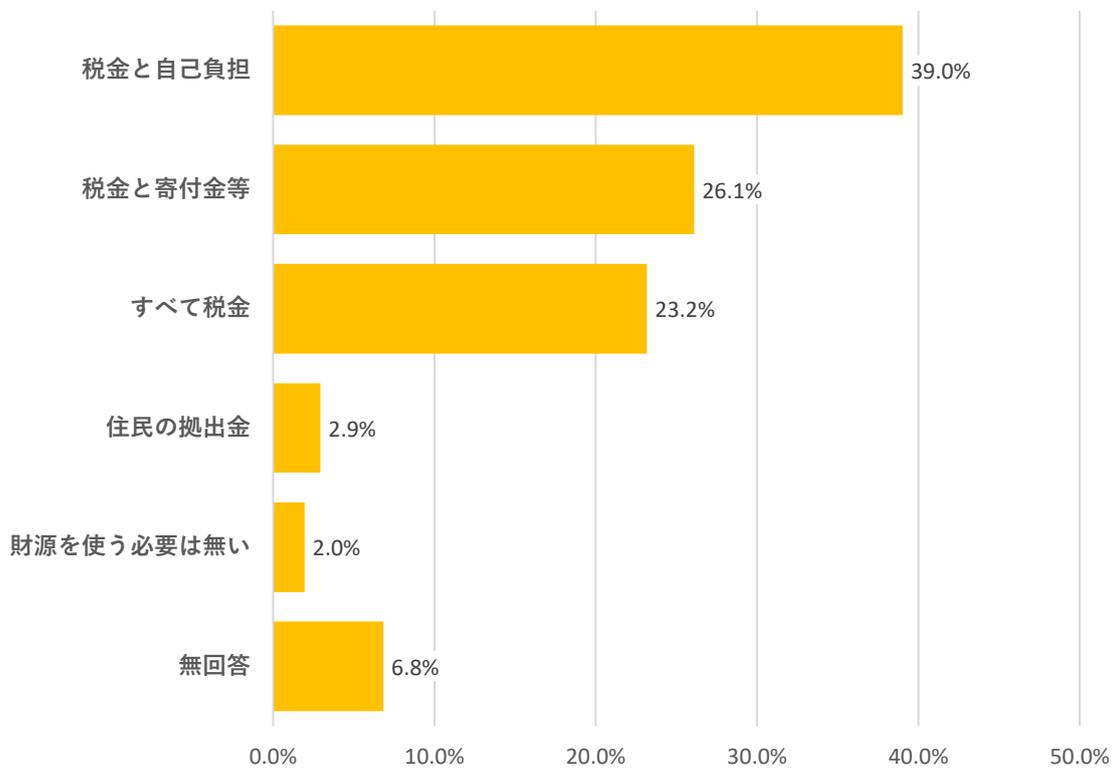
日常の課題を解消するためにはどのような方法をとるべきだと思いますか

【%】



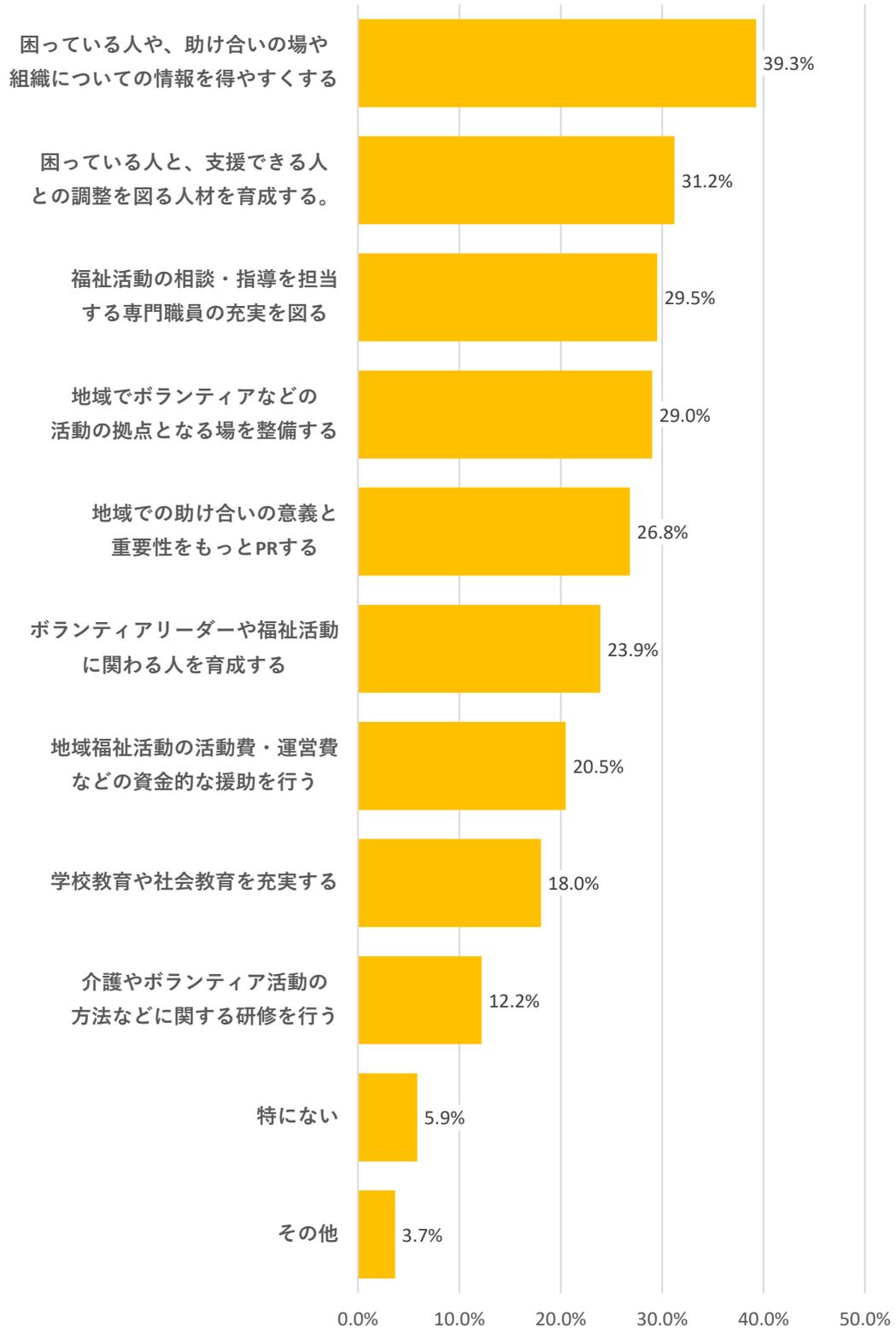
地域福祉充実のための財源はどうすべきだと思いますか

【%】



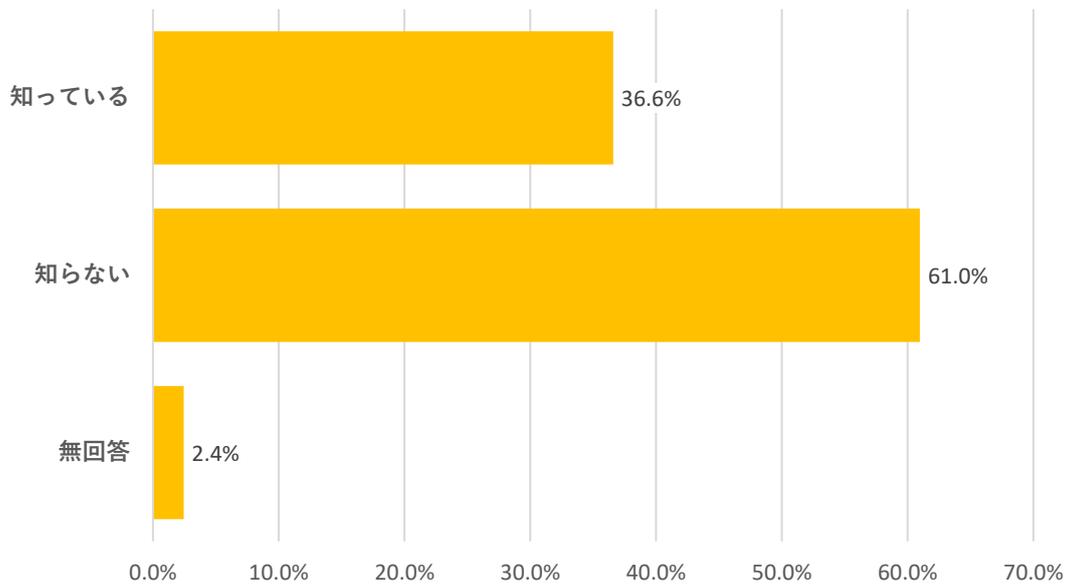
地域の支え合いを活発にするためにはどのようなことが重要だと思いますか

【%】



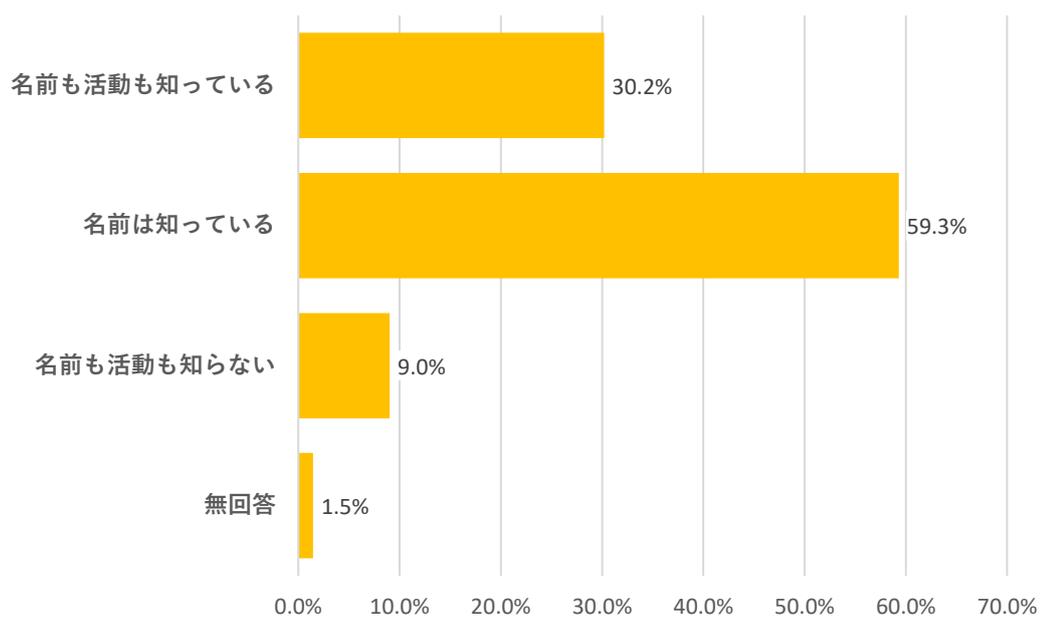
自分の地域の民生委員児童委員を知っていますか

【%】



みなかみ町社会福祉協議会を知っていますか

【%】



### 3. 地域福祉関連会議での検討

- (1) **みなかみ町地域ケア推進会議 医療・介護・認知症部会**  
日 時 令和3年10月15日 みなかみ町保健福祉センター  
参加者 医療・介護事業関係者

【主な提案内容】

- ① 移動支援 自由に利用できる移動支援が欲しい
- ② 雪かき 介護サービス利用者宅の除雪支援が欲しい
- ③ 入浴支援 入浴だけ利用できるデイサービスが欲しい
- ④ 認知症支援 GPS 発信機を無償貸与して欲しい
- ⑤ 高齢者住宅 町営住宅のバリアフリー化
- ⑥ 利用支援 わかりやすい福祉サービスガイドブック

- (2) **みなかみ町地域ケア推進会議 地域生活・ネットワーク部会**  
日 時 令和3年 7月19日 みなかみ町保健福祉センター  
令和3年11月12日 みなかみ町保健福祉センター  
参加者 福祉団体、施設関係者、民生委員児童委員  
町議会議員、行政、社会福祉協議会

【主な提案内容】

- ① 地域包括支援センターの「ご近所への心くばり」を毎年配布  
[P38 参照]
- ② 地域の心配な人、困りごとの早期発見のために過度な負担にならないような「地域福祉推進員」を設置。

### (3) みなかみ町社会福祉法人等連絡会

日 時 令和3年10月21日 みなかみ町保健福祉センター

#### 【主な提案内容】

- ① 介護人材確保のため、外国人労働者の居住支援。  
介護職への転職のきっかけづくり。
- ② 生活困窮対策として、住居を失いそうな方に対する生活の場の確保  
(一時生活保護)
- ③ コロナ対策として、運動の機会がある程度確保できるよう、みなかみ町独自の「警戒度」の策定。

令和3年4月

## ご近所への心くばり

### ■ご近所 (お隣さん)の様子はいかがですか？

こんなことはありませんか？

新聞受けや郵便受けに新聞や郵便物が数日たまっている  
雨戸がのこのこずっと閉め切りにになっている  
夜になっても部屋の電灯がつかない  
洗濯物が何日も干したままになっている  
このところ姿を見ていない、また以前と本人の様子が違う など

あるいは…

家の中でとなり声や泣き声が聞かれる  
家人に痣(あざ)や傷などが多くなっている など (※虐待が疑われる場合は通報が義務づけられています。)



### ご近所が 何かいつもと違うな !と感じたら…

地域包括支援センター 62-0540  
みなかみ町 (町民福祉課) 62-2111  
地区民生委員児童委員  
沼田警察署 22-0110

に連絡をしましょう。

### ■3日以上続けて留守にするときは、お隣さんなどへひと声かけて!!

(本人が連絡できないときは、ご家族が代わりに連絡をしましょう。)

<b>家族や親戚</b>	① なまえ でんわ	② なまえ でんわ
<b>ご近所やお友達</b>	① なまえ でんわ	② なまえ でんわ
<b>新聞や牛乳など</b>	① なまえ でんわ	② なまえ でんわ
<b>民生委員児童委員</b>	① なまえ でんわ	
<b>伍長 (班長・組長)さん</b>	① なまえ でんわ	
	① なまえ でんわ	② なまえ でんわ

**みなかみ町は、地域の見守り体制を推進しています。**

みなかみ町・みなかみ町地域包括支援センター

## 4 第1期計画における事業の取組みと評価

### (1) 自助 みんながいきいきとゆとりあるまちづくり

高齢者向け健康教室、ふれあい交流会とも令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響により目標値を大きく下回る結果となりました。

項目		H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
高齢者向け健康教室 開催地区数	目標値	17地区	20地区	23地区	26地区	29地区
	実績値	16地区	18地区	18地区	18地区	17地区
ふれあい交流会 開催回数	目標値	1回	2回	2回	3回	3回
	実績値	1回	1回	1回	0回	1回

※R3年度の実績値は12月1日現在の数値です。

### (2) 互助 なかまと つくる 安心できるまちづくり

防災教室については、平成30年度、令和元年度ともに福祉ふれあいフェスティバルで炊き出し訓練を実施しました。地区開催の取組みは実現できませんでした。

ボランティア保険加入者は、令和2年度、3年度では新型コロナウイルス感染症の影響と、サロン活動の運営者減少が一因と考えられます。

項目		H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
防災教室開催地区数	目標値	1地区	2地区	3地区	3地区	3地区
	実績値	0回	※1回	※1回	0回	0回
ボランティア保険 加入者数	目標値	940人	1,000人	1,060人	1,120人	1,180人
	実績値	832人	763人	785人	615人	719人

※防災教室実施地区数実績値におけるH30年度、R1年度については福祉ふれあいフェスティバルにおける実施実績

※R3年度の実績値は12月1日現在の数値です。

### (3) 共助・公助 みまもり 支える 安全なまちづくり

地域子育て支援拠点は、目標どおりの設置となりました。

法律相談、心配ごと相談は定期開催を継続しました。

在宅福祉相談については、令和2年度は軽易な電話問い合わせ等を含めたため、件数が大幅に増えました。

\*生活困窮者自立相談支援事業は、平成30年度から減少していましたが、令和2年度は新型コロナウイルスの影響により相談が増えました。

総合的な相談支援は、平成30年度から社会福祉協議会に「なんでも福祉相談員」を継続して配置しています。

成年後見事業については、社会福祉協議会が令和元年度、2年度と「法人後見専門員研修」を受講しました。

項目		H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
地域子育て支援拠点 設置数	目標値	3 力所	3 力所	4 力所	4 力所	4 力所
	実績値	4 力所	4 力所	4 力所	4 力所	4 力所
法律相談の実施 ※実績値は実施回数	目標値	実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
	実績値	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回
心配ごと相談の実施 ※実績値は実施回数	目標値	実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
	実績値	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回
在宅福祉相談の実施 ※実績値は相談件数	目標値	実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
	実績値	64 件	55 件	37 件	※1,321 件	566 件
生活困窮者自立支援事業 ※実績値は面談件数	目標値	実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
	実績値	78 件	36 件	33 件	97 件	329 件
総合的な相談支援	目標値	検討	検討	実施	実施	実施
	実績値	検討	何でも相談 窓口の設置	継続実施	継続実施	継続実施
成年後見事業	目標値	検討	検討	育成	育成	実施
	実績値	検討	検討	継続実施	継続実施	法人後見 検討

※地域子育て支援拠点は、R3 年度末で 1 ヶ所廃止予定です。

※在宅福祉相談実績値については R2 年度より集計方法が変更となりました。

※R3 年度の法律相談、心配ごと相談の実績値は、実施見込値です。

※在宅福祉相談、生活困窮者自立支援事業の実績値は 12 月 1 日現在の数値です。

## 第 3 章 地域福祉推進の基本的な考え方

---

### 1. 基本理念

#### 「誰もが安心でき安全でゆとりを感じるまち」

この理念は、第 2 次みなかみ町総合計画の基本目標の一つでもあります。総合計画では、「水と森林と人を育む、利根川源流のまち、みなかみ」を将来像として設定しています。そして、町民の誰もが支え合い、安心や安全、ゆとりを感じながら、健康で生きがいをもって暮らすことのできるまちづくりを推進しています。

本計画は、町民の誰もが住み慣れた地域で、安心して、自分らしく暮らしていけるよう、地域住民が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、安全な地域をともに作って行くことのできる「地域共生社会」の実現を目指します。

### 2. 計画の方向性

社会情勢や地域社会の変化に伴い、地域生活の課題や住民のニーズは複雑かつ多様化し、制度や分野による「縦割り」では解決できない様々な地域生活課題が顕在化しています。これらに対応するため、国において、市町村における包括的な支援体制を構築する「重層的支援体制整備事業」が創設されました。（令和 3 年 4 月 1 日施行）

みなかみ町では、令和 5 年度から重層的支援体制整備事業を実施する方針としており、その取組みを軸とした計画を策定します。

### 3. 基本目標

#### 1. 安心して暮らせるまちづくり

福祉のネットワーク、公共サービスを充実させて安心安全なまちを目指します。

#### 2. 支え合うまちづくり

地域で支え合い楽しく暮らせるまちを目指します。

#### 3. 元気に暮らせるまちづくり

お互いを尊重し、こころ豊かに自分らしく生きられるまちを目指します。

## 計画とSDGs

SDGs（持続可能な開発目標）とは、2015年9月の国連サミットで採択された2030年までの国際社会共通の目標です。持続可能な世界を実現するため、17の目標・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

本計画は、地域住民が住み慣れた地域で、自分らしく自立して生活していくことができる地域共生社会の実現につながるよう、SDGsの達成に資する取組みとして推進していきます。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



## 4. 計画の体系

基本理念	基本目標	基本計画
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">誰もが安心して暮らせるまち 安全でゆとりを感じるまち</p>	<p>安心して暮らせるまちづくり</p>	<p>① 困ったときに頼れる場所をつくり ます P44-45</p>
		<p>② 福祉サービスを充実します P46-47</p>
	<p>支え合うまちづくり</p>	<p>③ 地域を見つめ直してみましょ う P48-49</p>
		<p>④ 地域活動に参加しましょ う P50-51</p>
	<p>元気に暮らせるまち づくり</p>	<p>⑤ 元気に自分らしくしましょ う P52-53</p>
		<p>⑥ 災害に備えましょ う P54-55</p>

## 5. 基本計画

### ① 困ったときに頼れる場所をつくります



#### ○現状と課題

\*8050 問題、ひきこもりなどの社会的な課題が注目されるなど、複雑な課題が生まれています。「地域福祉に関するアンケート」は「自分や家族の健康に関すること」や「介護に関すること」について悩みや不安を感じています。また、「相談や助けが必要なとき、誰に頼みたいですか。」という質問に対して「家族・親戚」「知人・友人」に頼む人が多いことがわかります。悩みを早期に解決できるよう気軽に相談できる公的な相談機関の充実が求められます。[P28, P29]

#### ○町の役割

地域共生社会をめざし、以下の重層的支援体制整備事業に取り組めます。

##### ①属性を問わない相談支援事業

- 高齢者、障がい者、子ども、困窮者等の分野に関係なく、誰でも気軽に相談できるよう窓口を一本化し、「(仮称)福祉まるごとサポートセンター」を設置します。
- 複雑化、多様化している地域生活課題に対し、属性や世代にとらわれず関係部門が連携して問題解決を目指す\*多機関協働事業に取り組めます。
- 生きることへの包括的な支援として、自殺対策を推進します。

##### ②参加支援

- 支援が届いていない人に支援を届ける仕組みづくりを行います。
- 社会との関係性が希薄化した人へ本人のニーズと働き場所等\*地域資源の調整を行います。
- 待っているだけでなく、ひきこもり等、自ら支援につながる人が難しい人を見つけ出し、伴走的な支援(\*アウトリーチ)を進めます。

##### ③地域づくりに向けた支援

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するために、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備、拠点等の利活用を進めます。
- 地域住民の顔の見える関係を築き、地域における\*社会的孤立の発生や深刻化の防止を目指します。

## ○社会福祉協議会の役割

- ・生活困窮者自立相談支援事業による就労支援等の充実を図ります。
- ・\*民生委員・児童委員、\*人権擁護委員、\*行政相談員等の協力により相談所を開設し、生活課題の解決に努めます。
- ・安心して福祉サービスが利用できるよう日常生活自立支援事業を実施します。
- ・\*権利擁護事業に取組み、安心した生活を支援します。
- ・虐待防止の普及啓発に努めます。
- ・生活福祉資金の貸付相談を実施し、自立した生活を支援します。
- ・社会福祉協議会の幅広い業務を活かして生活支援のための情報提供や相談支援を充実します。
- ・他の社会福祉法人と協力してなんでも福祉相談を開設します。
- ・みなかみ町の重層的支援体制整備事業に協力します。

## ○住民の役割

- ・不安なことがあったら一人で悩まず近所や「(仮称)福祉まるごとサポートセンター」に相談しましょう。
- ・困った時に、住民同士で相談しあえるように、日頃から近所づきあいを大切にしましょう。

## ○成果指標

項 目				R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
福祉まるごとサポートセンターの名前も活動も知っている人の割合	現状値	—	目標値	—	40.0%	50.0%	60.0%	80.0%
社会福祉協議会の名前も活動も知っている人の割合 P36	現状値	30.2%	目標値	35.0%	40.0%	50.0%	60.0%	80.0%

※「地域福祉に関するアンケート調査」における該当する質問への回答結果を指標とします

## ② 福祉サービスを充実します



### ○現状と課題

「地域福祉に関するアンケート」では「高齢者世帯の生活支援」や「高齢者の社会参加や生きがいづくり」を地域の課題と認識している方が多くいます。また、共働きや一人親家庭の子育て支援にも課題を感じている方がいます。より一層の福祉サービスの充実が求められています。

[P31]

### ○町の役割

- 様々な世代が気軽に交流できる情報交換の場づくりの充実に努めます。
- 地域課題を福祉サービスに結びつけるための体制づくりを推進します。
- 妊娠、出産から介護に至るまでの各種福祉サービスにかかる費用負担や補助事業等により経済的負担の軽減を図ります。
- 子どもの健全な発育・発達を促すサービスの充実を図り、地域社会全体で子育てを支援する体制づくりを行います。また、妊娠期から子育て期にわたる一貫した総合支援体制の充実を図るため、「\*子ども家庭総合支援拠点」を設置し、体制の強化を図ります。
- 児童、高齢者、障がい者等への虐待や配偶者からの暴力(\*DV)等の早期発見と早急な対応を行います。
- 広報みなかみ、町ホームページ、回覧板、リーフレット等、福祉サービスの情報をわかりやすく提供します。
- 日常生活に支援が必要な高齢者や障がい者が安心して生活できるよう権利擁護の普及と啓発を行います。
- 持続可能な交通手段の実現に向けて調査研究すると共に、関係機関と連携し対策強化に努めます。
- 公共施設等のユニバーサルデザイン化の推進に努めます。

### ○社会福祉協議会の役割

- 従来の\*ふれあい・いきいきサロン活動に加え、少人数による体操の場の設置を推進し、介護予防に努めます。
- \*認知症カフェの開設や\*認知症サポーターと連携するなど相談態勢、見守り態勢を整えるとともに、認知症に関する啓発に取り組めます。
- 福祉ふれあいフェスティバル等のイベントを通して福祉の啓発に努め

ます。また、町内の全小中高等学校と連携し福祉教育の推進に努めます。

- 地域の協力者を養成して(仮)住民支え合いサポーター活動の推進に努めます。
- 移動が困難な要支援者、要介護者、障がい者等の移動支援の充実のために\*福祉有償運送運転者の養成を図ります。
- 町内外の関係機関及び民間企業と連携し町の福祉向上に努めます。
- \*社会福祉法人等連絡会による地域における公益的な取組みをさらに推進します。

### ○住民の役割

- 健康教室や認知症サポーター養成講座などの研修会に参加しましょう。
- サロン活動などに参加しましょう。
- 広報や回覧板、ホームページなどで福祉に関する情報を入手し、理解を深めましょう。
- 情報発信の電子化に伴い、パソコンやスマートフォン等でも情報を取得できるよう操作方法を習得しましょう
- 地域の子ども、高齢者、障がい者等の生活支援に協力しましょう。

### ○成果指標

項 目				R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
地域子育て支援拠点の設置数 P40	現 状 値	4 力所	目 標 値	4 力所				
(仮称) 住民支え合いサポーター の登録者数	現 状 値	0人	目 標 値	60人	120人	150人	180人	200人

### ③ 地域を見つめ直してみましよう



#### ○現状と課題

町民アンケートでは地域づくり活動を行った方が令和元年度の59.8%に対して令和3年度は51.1%と8.7ポイント少なくなっています。一方で、地域福祉に関するアンケートでは地域に困りごとを抱えている人に支援をしたいと思っている人が68.8%と多いことから、きっかけ作りをすることで地域活動への参加が進むことが期待されます。[P23,P31]

#### ○町の役割

- ・地区の地域活動の活性化と地域住民が地域活動について話し合う場づくりを支援します。
- ・ケアし支え合う関係性を広げ、交流・参加・学びの機会を生み出す支援を行います。

#### ○社会福祉協議会の役割

- ・ふれあい・いきいきサロンの充実、発展、継続を図ります。
- ・地域に緩やかな見守りをしてくれる\*地域福祉推進員の設置に努めます。
- ・困っている人が助かる地域（地域力の強化）、困っている人を助ける地域（地域の福祉力の強化）づくりのために地域福祉懇談会などを開催します。
- ・商店等に「\*地域福祉推進協力店」として協力いただき地域の安全安心体制の構築に取り組みます。
- ・\*生活支援コーディネーターを配置し、地域の皆さんと共に地域課題の解決に努めます。

#### ○住民の役割

- ・地域の人に出会ったら、あいさつしましょう。
- ・日頃から、近隣住民との付き合いを大切にしましょう。
- ・回覧板を手渡ししましょう。
- ・地区の行事に積極的に参加しましょう。

○成果指標

項 目				R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
地域福祉推進協力店の登録店舗数	現 状 値	20 店舗	目 標 値	22 店舗	24 店舗	26 店舗	28 店舗	30 店舗
地域で困りごとを抱えている人を 支援したいと思う人の割合 P31	現 状 値	71.0%	目 標 値	72.0%	74.0%	76.0%	78.0%	80.0%

※地域で困りごとを抱える人を支援したいと思う人の割合については、「地域福祉に関するアンケート調査」における該当する質問にたいして「①とても思う」または「②思う」と回答した人の割合を合計した数値を指標とします。

## ④ 地域活動に参加しましょう



### ○現状と課題

地域福祉に関するアンケートで、地域の行事やお祭りに参加している人は「積極的に参加」が16.8%、「行事によって参加」が50.2%と多くの人が参加しています。隣近所で高齢者や障がいのある人に対して「安否確認や声かけ」「緊急時の手助け」「雪かき、除雪」の支援をできると回答しています。高齢化する地域で益々支え合いが重要となることから一層の推進を図る必要があります。[P30, P32]

### ○町の役割

- 住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保に向けた支援を行います。
- 社会福祉法人、\*シルバー人材センター等による地域における公益的な取組みを促進します。
- 個人と地域、社会との繋がりを推進し、地域におけるセーフティネットを強化します。

### ○社会福祉協議会の役割

- 地域づくりを通して、婦人会や老人クラブ等、各種団体の活動の場の提供や、参加を促す取組みを支援します。
- 世代間の交流を深め、顔の見える地域をつくれます。
- \*ボランティアセンターの機能を強化し、活動の活性化を図ります。
- 各種のボランティア講座を開催して、ボランティアの増員を図ります。
- \*SNS等を活用するなどして町外のボランティア受入体制を強化ボランティアコーディネート機能の充実を図ります。
- \*共同募金運動に協力するとともに、配分金を活用して地域福祉活動、ボランティア活動を支援します。

### ○住民の役割

- 地区行事のほか、自分ができる福祉活動・地域活動を見つけて参加してみましょう。
- 赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金に協力しましょう。

## ○成果指標

項 目				R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
日頃から地域で支え合う福祉活動 を行っている人の割合 P13	現 状 値	36.6%	目 標 値	37.0%	38.0%	40.0%	42.0%	44.0%
ボランティアセンターの登録者数 P39	現 状 値	719人	目 標 値	720人	725人	730人	735人	740人

※日頃から地域で支え合う福祉活動を行っている人の割合については「町民アンケート」における該当する質問に対して「特に行っていない」と回答した人の割合を100%から減じた数値を指標とします。

※ボランティアセンターの登録者数については、前回までボランティア保険の加入者数と標記しておりましたが計画の進捗状況を直接的に判断できるようボランティアセンターの登録者数と改めます。

## ⑤ 元気に自分らしく生きましょう



### ○現状と課題

令和 3 年度の町民アンケートでは、日常生活で生きがいを「感じている(29.5%)」「どちらかといえば感じている(47.1%)」人が合わせて76.6%の人が感じています。一方で地域福祉に関するアンケートで「ひきこもり者への支援」「低所得者への支援や仕事に就けない人への就労支援」「孤立死の防止対策」を地域の課題として認識しています。一人一人が活躍できる場、安心して過ごせる場の設置も求められています。[P17, P31]

### ○町の役割

- 高齢者や障がい者等が地域の一員として、積極的に社会参加できるよう、生涯学習、地域活動、世代間交流、スポーツ活動等を推進し、場所の確保に努めます。
- 障がい者等が地域で暮らし、自己実現や主体的に生きがいのある生活を送るために地域でさまざまな組織が連携し就業をはじめ社会参加を支援します。
- \*性的少数者や\*男女共同参画についての理解を深めるとともに、地域、学校、家庭において人権意識の啓発、人権教育の充実を図り、福祉のこころを育む活動を推進します。
- 健診や予防接種を受診しやすい環境を整備し、健康増進を図ります。
- 心と体の健康づくりに取り組めるよう、健康教室や健康相談の充実を図ります。また、食育を推進し健全な食生活の実践を促進します。

### ○社会福祉協議会の役割

- 趣味活動や伝統活動、地域活動を支援します。
- 少人数でも参加できる活動、場の設置を検討します。
- 公民館等で高齢者向けの健康教室を定期的を開催します。
- 地域の健康教室にレクリエーション器具等を貸し出します。

### ○住民の役割

- 自分にあった活動の場を見つけ参加してみましよう。
- 今より 10 分多く毎日からだを動かしましょう。「+10(プラステン)運動」
- 健診や予防接種を受け、健康管理をしましょう。

## ○成果指標

項 目				R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
日常生活で生きがいを感じている 人の割合 P17	現 状 値	29.5%	目 標 値	30.0%	32.0%	34.0%	36.0%	38.0%
意識的に健康づくりに取り組んでいる 人の割合 P14	現 状 値	86.1%	目 標 値	87.0%	87.0%	87.0%	88.0%	88.0%

※日常生活で生きがいを感じている人の割合については「町民アンケート」における該当する質問の回答結果を指標とします。

※意識的に健康づくりに取り組んでいる人の割合については「町民アンケート」における該当する質問にたいして「特に取り組んでいない」と回答した人の割合を100%から減じた数値を指標とします。

## ⑥ 災害に備えましょう



### ○現状と課題

災害はいつでもどこでも起こるものと考えられるようになりました。町でも水害や雪害などの恐れがあります。被災者を出さないために町の防災体制の整備と住民の助け合いが必要になります。また、自分では避難できない方を守る体制を事前に整備する必要があります。町民アンケートでも「特に備えはしていない」が21.2%、「家具などの転倒防止対策を行う」人は15.9%と多くはいません。個人でも対策を心がけることが求められます。[P14]

### ○町の役割

- ・災害時\*避難行動要支援者名簿を整備、更新し、災害時自ら避難することが困難な方に対して、避難支援・安否確認体制の整備を図ります。
- ・要配慮者の避難生活の負担を軽減するため、\*福祉避難所の充実を図ります。
- ・福祉避難所の運営訓練の実施に努めます。
- ・福祉避難所における介助者等を確保するため、平常時からヘルパー、手話通訳者、外国語通訳者等の広域的なネットワーク化に努めます。

### ○社会福祉協議会の役割

- ・災害時の避難に役立てられるような日常的な助け合い活動を推進します。
- ・町、消防等と連携して災害時の支援に備えます。
- ・イベントや各種教室などで防災に関する啓発をします。
- ・災害時に協力いただけるボランティアの事前登録をします。
- ・安全な除雪について検討し、冬の暮らしの安心を図ります。

### ○住民の役割

- ・日頃から家族で避難場所などの確認や防災対策をしておきましょう。
- ・いざという時のために非常持ち出し品の準備をしましょう。
- ・災害等の情報取得手段を確認しておきましょう。
- ・お互いに気に掛け合う近所づきあいをしておきましょう。

## ○成果指標

項 目				R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
日頃から災害に対する備えをしている人の割合 P14	現 状 値	78.8%	目 標 値	79.0%	79.0%	79.0%	80.0%	80.0%
日頃から近隣住民と親しく付き合っている人の割合 P29	現 状 値	17.3%	目 標 値	18.0%	19.0%	20.0%	21.0%	22.0%

※日頃から災害に対する備えをしている人の割合については「町民アンケート」における該当する質問に対して「特に備えはしていない」と回答した人の割合を100%から減じた数値を指標とします。

※日頃から近隣住民と親しく付き合っている人の割合については「地域福祉アンケート調査」における該当する質問の回答結果を指標とします。

## 第4章 成年後見制度利用促進計画

---

### 1. 計画策定の趣旨

「成年後見制度利用促進計画」（以下「計画」という。）は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号。）第23条第1項の規定に基づき、国の基本計画を勘案して、市町村の区域における成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものです。

みなかみ町において、今後、認知症高齢者の増加や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用が高まっていくと考えられ、高齢者も障がい者も住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう体系上の関連計画である、みなかみ町地域福祉計画と一体的に計画を策定するものです。

### 2. 成年後見制度とは

成年後見制度とは、認知症や障がいなどにより判断能力の十分でない人に代わって、不動産や預貯金などの財産管理や介護サービス又は施設への入所などに関する契約を行う後見人等を選任する制度です。

成年後見制度は、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。

また、法定後見制度は、後見、補佐、補助の3つに分かれており、判断能力の程度など本人の事情に応じた制度を利用できるようになっています。

法定後見制度においては、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意をあたえたり、本人を保護・支援します。

任意後見制度は、本人に判断能力があるうちに、判断能力の低下に備え、あらかじめ自分の選んだ後見人に、自分の生活、財産管理に関する事務について代理権を与える契約を公証人の作成する公正証書で結んでおき、将来に備える制度です。

### 3. 計画の理念及び体系

みなかみ町においては、住民の誰もが住み慣れた地域で安心して生活ができるように、地域住民や行政、社会福祉協議会等が協力して地域全体を支えて行くことを目的として、地域福祉計画の基本理念に「誰もが安心して安全でゆとりを感じるまち」を掲げています。

そして、高齢者や障がい者等が、自分らしい生活を送るための制度として成年後見制度を利用できるよう令和 5 年度から実施予定の重層的支援体制整備事業と一体的に取り組むこととし、権利擁護支援の地域ネットワーク及び中核機関を中心に、町民の権利や利益が守られるまちを目指し、利用者がメリットを実感できる制度・運用を図ります。

#### (1) 地域擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の整備

成年後見制度を利用できるよう権利擁護支援の必要な人を発見し適切な支援につなげるため、保健、医療、福祉の連携に司法や地域の各種団体、事業所等を含めた地域ネットワーク連携の仕組みを構築します。

また、町の責任のもと中核機関を設置し、(仮称)福祉まるごとサポートセンターの中に成年後見制度に関する相談窓口を設け、町民や福祉サービス事業者や地域活動を行う各種団体からの相談等の集約及び連携を図ります。併せて制度利用促進に関する広報も行います。

#### (2) 利用者がメリットを実感できる制度の運用

利用者本人の意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築を行います。

また、本人の利益保護のために最も適切な後見人等を選任することができるようにするための方策や、\*市民後見人養成研修の実施及び市民後見人の活動支援の体制の整備を図ります。

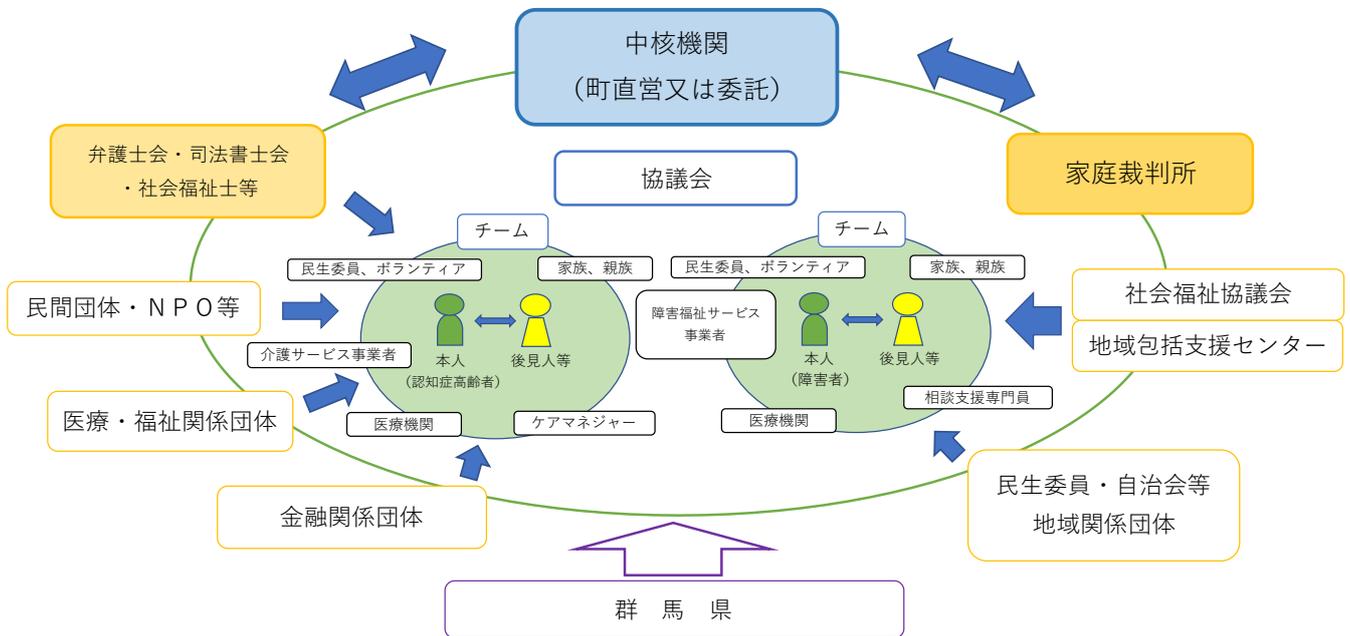
※市民後見人…養成研修を受講する等、成年後見人等として必要な知識を得た一般市民の中から家庭裁判所が成年後見人等として選任した人

#### (3) 不正防止の徹底と利用しやすさの調和

権利擁護支援の地域連携ネットワークにおけるチームでの対応等が成年後見制度における不正を防ぐことにもつながること踏まえ、地域連携ネットワークにおける支援を行う中で、不正の未然防止や早期発見へつなげます。

- ① 金融機関による本人名義の預貯金口座について、不正な引き出しを防止する仕組みの導入。
- ② 家庭裁判所と専門職団体等の連携。

## 地域連携ネットワーク及び中核機関のイメージ図



※中核機関・・・地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関であり、地域における連携・対応強化の推進役としての役割を担う

※協議会・・・法律・福祉の専門職団体や、司法、福祉、医療、地域金融等の関係機関が連携体制を強化するための合議体

※チーム・・・本人に身近な親族、福祉・医療・地域等と後見人が一緒になって日常的に本人の見守りや意思や状況等を継続的に把握

## 第5章 再犯防止推進計画

---

### 1. 計画策定の趣旨

国の再犯防止推進計画では、誰一人取り残さない社会の実現に向けた5つの基本方針と7つの重点分野を示しており、群馬県の再発防止推進計画においても、本県の実情に応じた施策の実施・検討について示しています。

本町においても、町の実情に応じた再犯防止に関する取組みを推進し、犯罪や非行をした人たちが、再び罪を犯すことのないよう円滑な社会復帰に向け、地域で支え合える環境づくりを進め、犯罪が起きにくい誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

### 2. 計画の位置付け

本計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項に示された「市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に資する計画」として位置付けます。

### 3. 計画の期間

第2期地域福祉計画・地域活動計画と同様の期間とし、併せて進行管理を行います。

### 4. 取組み内容

#### (1) 群馬県再犯防止推進計画と連携した取組み

群馬県再犯防止推進計画で示された、市町村として行うべき取組みや連携について、積極的にその推進を図ります。

#### (2) 再犯防止等に関する周知・啓発

犯罪や非行の防止と立ち直りを支援する取組みである「社会を明るくする運動」などを通じて、再犯防止に関する地域での意識の醸成を図ります。

#### (3) 更生保護活動への支援

地域における更生保護の活動拠点である、沼田利根\*更生保護サポートセンターへの支援を行います。

**(4) \*保護司との連携強化**

犯罪をした者の更生を助けることを目的に活動している保護司との情報共有や連携を強化します。

**(5) 関係団体等との連携**

\*更生保護女性会等の更生保護にかかわる団体や支援者、社会福祉協議会、保護観察所等との連携強化に努めます。

**(6) 保健医療・福祉サービスの利用支援**

高齢者や障がいのある人で保健医療・福祉サービスが必要な場合には、第2期地域福祉計画・地域福祉活動計画に則り、地域や関係機関、団体と連携して適切な支援を実施します。

**(7) 就労先の確保とそのための関係機関・団体との連携強化**

公共職業安定所（ハローワーク）との連携を強化し、それぞれの状況に即した就労の促進と、就労先の確保に努めます。

**(8) 児童生徒の非行の未然防止**

保護司会や更生保護女性会、民生委員児童委員等との連携を強化し、地域ぐるみで子どもを育み、非行防止に取り組めます。

# 資 料 編

福祉関連事業一覧表【町関係】 令和3年4月現在

施策	事業基本	事務事業名	所属	事業内容
地域福祉の推進	地域で支え合う意識の高揚	更生保護女性会活動支援事業	住民・戸籍係	主に青少年の健全な育成のため、非行防止等の啓発活動を行っている。
		保護司活動支援事業	住民・戸籍係	罪を犯した人の更生を支援する。
		行政相談事業	障害・福祉係	国、県、市町村の所管部局や業務の種類に関わらず、行政が所管する業務について住民からの相談を受け付け、必要に応じて担当部局へ繋いでいくという行政相談員の役割を支援する。 総務省からの委嘱。相談員3名、月1回心配ごと相談の中で1名が相談にあたる。任期2年。研修会の費用の一部を補助している。
		地域福祉計画策定事業	障害・福祉係	地域共生社会の実現のために具体的な取組を示したもので、多くの福祉関係計画の上位計画となる。第1期計画は平成29年度～令和3年度(5年間)で、3年目で中間見直しを実施。第2期計画は令和4年度～8年度。
		地域力強化推進事業	障害・福祉係	重層的支援体制整備事業への移行準備事業 令和5年度までに地域住民の様々な相談を包括的に受け止める体制を構築し、地域住民がお互いに支え会える地域づくりを実施する。
		民生委員・児童委員事業	障害・福祉係	民生委員活動の支援と統一的な取組を推進する。
		社会福祉協議会運営費補助事業	障害・福祉係	社協が地域住民の福祉向上のために実施している地域福祉事業及び法人運営に対し、補助金を交付する。
		ボランティアセンター運営費補助事業	障害・福祉係	社会福祉協議会で運営しているボランティアセンターへ運営費補助を行う。
		自殺防止対策推進事業	障害・福祉係	生きる支援計画の推進、広報啓発、ゲートキーパー養成、相談支援、ネットワークの構築、児童生徒のSOSの出し方教育の実施
	最低限度の生活の保障	行旅人救援事業	障害・福祉係	住民以外の困窮者に対して最低限の金銭的支援として、最寄り駅までの鉄道運賃を貸す。
		相談支援業務(生活困窮)	障害・福祉係	相談支援業務 (生活困窮、生活支援等)

福祉関連事業一覧表【町関係】 令和3年4月現在

施策	事業基本	事務事業名	所属	事業内容
高齢者福祉の充実	介護予防の充実	要介護者情報管理事業	高齢介護係	要介護3以上の在宅者情報をGISで表示。災害時に迅速な対応が行えるようにサポートする。
		敬老祝金支給事業	高齢介護係	多年にわたり社会に貢献された老人を敬愛し長寿を祝うと共に、その福祉増進に寄与するため、敬老祝い金を支給する。
		緊急通報システム運営事業	高齢介護係	ひとり暮らし高齢者等で身体に緊急を要する疾病等を抱えている高齢者の緊急時体制を確保するため、電話回線を利用した緊急通報体制の整備する。
		一人暮らし高齢者等配食サービス事業	高齢介護係	一人暮らし高齢者や老々世帯等で食事が作れない状態などにより栄養管理に偏りがみられる高齢者を対象に、週1回昼食を支援し健康保持を図ると共に安否確認を行う。
		高齢者等紙おむつ支給事業	高齢介護係	在宅で紙おむつ等を必要とする要介護高齢者等に紙おむつ等を支給する事業を実施することにより、該当者及びその家族の身体的・経済的負担の軽減を図り、もって福祉の増進に資することを目的とする事業。
		高齢者及び要介護者世帯冬期生活支援事業	高齢介護係	労力的かつ経済的に自力で除雪等が困難な高齢者及び要介護者に対して、除雪は1人2回までで1回あたり10,000円、積雪により避難施設に緊急避難した場合は1ヶ月まで1泊2,500円を補助する。
		高齢者世帯等ごみ袋無償配布事業	高齢介護係	6月1日現在で65歳以上の高齢者のみの世帯に対し、1世帯当たり福祉ごみ袋(小)を80枚配布することにより経済的負担の軽減と共に配達訪問することにより安否確認を行う。
		要介護老人福祉車両購入費補助事業	高齢介護係	寝たきり等の要介護老人を介護する家族等が、寝たきり等の要介護老人を同乗させて外出する場合に使用する車いす仕様車両等の購入に対して補助する事業。
		自立支援型ホームヘルプサービス事業	高齢介護係	介護保険の認定結果において、要介護状態が非該当の判定を受けた方で生活支援が必要な高齢者を対象に生活援助を支援する。
		生活管理指導短期宿泊事業	高齢介護係	生活困窮者などで著しく栄養管理や生活管理が劣っている高齢者、若しくは虐待などで一時的緊急避難が必要な高齢者を保護し短期的(7日間)な生活管理指導を養護老人ホームで行う。
高齢者福祉の充実	介護予防の充実	在宅介護介護者慰労事業	高齢介護係	介護認定により、要介護4又は5と認定された65歳以上の高齢者を居宅で1年以上継続して介護している介護者に慰労金を給付する。(施設入所又は入院の累積が年間100日以上ある場合は対象外)

福祉関連事業一覧表【町関係】 令和3年4月現在

施策	基本事業	事務事業名	所属	事業内容
高齢者福祉の充実	介護予防の充実	老人保護措置事業	高齢介護係	65歳以上の高齢者で環境上の理由及び経済的理由により居宅にて生活することが困難な者、又は、虐待などで緊急に保護しなければならない高齢者を対象に養護老人ホームなどへ町が入所措置する事業。
		介護保険利用者負担軽減事業	高齢介護係	低所得者で生計が困難である者に、社会福祉法人が提供する介護サービス利用料について、法人の社会的役割から利用者負担を軽減することにより、介護保険の利用促進を図ることを目的として実施。本事業は、社会福祉法人が減免を行ったことに対する市町村等の補助金支給事務。
		生活保護者主治医意見書作成事業	高齢介護係	40歳以上64歳以下の生活保護受給者の介護認定事務。
		保険料賦課徴収事業(介護)	高齢介護係	65歳以上の方(第1号被保険者)を対象として、介護保険の保険料を算定の上、賦課・徴収する事業。
		介護サービス事業	高齢介護係	要介護者に対し、必要に応じた介護サービス(居宅介護、介護福祉用具購入、介護住宅改修、介護サービス計画、地域密着型介護、施設介護、特定入所者介護など)が提供され、その費用を介護給付費として給付する事業。
		介護予防サービス事業	高齢介護係	要支援者に対し、必要に応じた介護予防サービス(介護予防、介護予防福祉用具購入、介護予防住宅改修、介護予防サービス計画、地域密着型介護予防、特定入所者介護予防など)を提供され、その費用を介護予防給付費として給付する事業。
		高額介護サービス事業	高齢介護係	要介護者が1ヶ月に支払った利用者負担が、一定の上限を超えたときは、高額介護サービス費として、超えた分が申請により払い戻される事業。
		高額介護予防サービス事業	高齢介護係	要支援者が1ヶ月に支払った利用者負担が、一定の上限を超えたときは、高額介護予防サービス費として、超えた分が申請により払い戻される事業。
		通所型サービス事業	高齢介護係	要支援者・事業対象者に対し、総合事業通所介護や訪問介護等のサービスを利用することにより、自立へ向けた支援をしていく。
高齢者福祉の充実	介護予防の充実	一般介護予防事業	高齢介護係	地域の高齢者を対象に、体操・レクリエーション・脳トレなど、介護予防の健康教室を社会福祉協議会に委託し、実施している。 町では筋力アップ教室・元気塾を開催
		地域介護予防活動支援事業	高齢介護係	介護予防サポーターの資質向上のため、研修会を実施。

福祉関連事業一覧表【町関係】 令和3年4月現在

施策	事業基本	事務事業名	所属	事業内容
高齢者福祉の充実	介護予防の充実	介護予防支援(ケアマネジメント)事業	高齢介護係	地域包括支援センター業務として、総合相談支援、権利擁護、介護予防ケアマネジメント、包括的・継続的ケアマネジメント支援を行う
		在宅医療・介護連携推進事業	高齢介護係	住み慣れた地域で一生自分らしく暮らしていくため、管内市町村が沼田利根医師会相談室に業務委託(R1年度より)し、他職種で連携して支援していく体制を構築する。また町では、介護の担い手養成のため、介護職員初任者研修の受講費の補助を行う。
		生活支援体制整備事業	高齢介護係	誰もが住み慣れた地域で、ずっと自分らしい暮らしを続けていけるよう、お互いに地域で支え合える仕組みを作るため、各地区に生活支援コーディネーターを配置。協議体を設置し、地域の問題点を把握・解決方法を考えていく。
		認知症総合支援事業	高齢介護係	認知症高齢者支援のため、専門医が早期に介入する、認知症初期集中支援チームを専門機関に委託設置。認知症カフェ等の居場所づくりや、認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に対する理解を深める。
		介護者負担軽減対策事業	高齢介護係	もの忘れ相談を年3回開催。 町内の認知症カフェと共催で、家族介護教室を開催する。
		地域自立生活支援事業	高齢介護係	グループホームにおいて当該施設の入居に要する費用について支払が困難な者を受け入れ、当該者が支払うべき費用について負担している事業者に対しみなかみ町グループホーム家賃等助成金を交付する。
		住宅改修支援事業	高齢介護係	介護保険における住宅改修の中で、ケアプランを作成していない事業所が「住宅改修が必要な理由書」作成をした場合、1件につき2,000円の手数料を支払う。
	生きがいをづくりと社会参加の促進	国民年金事業	医療係	国民年金市町村事務処理基準に基づき、国民年金法、国民年金法施行令、国民年金法施行規則などや地方自治法第245条の9第3項に基づき行う事業。
		老人クラブ活動支援事業	高齢介護係	老人クラブが行う、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動やボランティア活動などの各種活動を通じて、高齢者の社会参加を促進すると共に明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上を目的とする。
		シルバー人材センター運営支援事業	高齢介護係	高齢者の就労機会の創設、閉じこもり防止などの介護予防対策として設立されたシルバー人材センターの運営費の一部を補助する。
		屋内ゲートボール場管理運営事業	高齢介護係	屋内ゲートボール場の維持管理及び運営。

福祉関連事業一覧表【町関係】 令和3年4月現在

施策	基本事業	事務事業名	所属	事業内容
高齢者福祉の充実	生きがいづくりと社会参加の促進	権利擁護事業	高齢介護係	認知症高齢者等福祉サービス利用支援者に対し、みなかみ町社会福祉協議会へ補助金を交付する。
		高齢者成年後見制度利用支援事業	高齢介護係	認知症、知的障がい、精神障がいなどで判断能力が十分でない人の権利を守る援助者を選び本人を法的に支援する制度を周知して利用をすすめる。制度の利用に当たり、費用負担が困難な者に対し、その費用を助成する。
		相談支援業務(高齢者)	高齢介護係	相談支援業務(高齢者)
子育て支援の充実	子どもの健康増進	誕生祝品支給事業	子育て支援係	自然を生かしたまちづくりの一環として、幼い時から自然とふれあい「木育」の推進を図るため、心身ともに健やかに育つように木のぬくもりを感じる誕生祝いとして木のおもちゃとウッズスタートの冊子を支給する。
		乳幼児等定期予防接種事業	健康推進係	乳幼児等に対する予防接種費用を助成する。
		乳児等訪問事業	健康推進係	新生児・乳幼児に対する家庭訪問を実施。
		乳幼児健診・相談事業	健康推進係	乳幼児に対する健診及び相談を行う。
		発達支援事業	健康推進係	発達の気になる児及び養育している保護者に対する教室・相談、こども園等への指導
	子育てするための環境の充実	子育て支援センター管理運営事業	子育て支援係	にはるこども園の子育て支援事業として、子育て中の親子が相互に交流、育児相談、情報交換等を行う子育て支援センターを運営。
		子育て支援団体活動費補助事業	子育て支援係	子育て中の親子が相互に交流、育児相談、情報交換等を行う子育て支援センターを及び広場を実施している子育て支援団体に対して補助を助成している。
		病後児保育事業	子育て支援係	1歳から小学校3年生までの病気回復期の児童で、保護者が就労等やむを得ない理由により家庭での保育が困難な場合に一時的に預かり保育を行う。

福祉関連事業一覧表【町関係】 令和3年4月現在

施策	基本事業	事務事業名	所属	事業内容
子育て支援の充実	子育てするための環境の充実	ファミリー・サポート・センター事業	子育て支援係	子どもの保育施設までの送迎や一時的な預かりなど子育ての援助を、事前に登録された会員の相互援助により有償で依頼できる事業で、ファミリー・サポート・センター(町)が援助の仲介役となる。
		子ども・子育て会議運営事業	子育て支援係	特定教育・保育施設の利用定員の設定や特定地域型保育事業の利用定員の設定、子ども・子育て支援計画に関すること等について調査審議し、答申する。
		放課後児童健全育成事業	子育て支援係	保護者が就労等で昼間家庭にいない小学生が放課後を安全に安心して過ごせる場として町内4ヶ所で学童クラブを実施。
		要保護児童対策地域協議会事業	子育て支援係	虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童、要支援児童の早期発見と保護、又その保護者特定妊婦の支援のため、関係者が連携し、情報交換と支援の協議を行う、みなかみ町要保護児童対策地域協議会を運営する。
		母子会活動費補助事業	子育て支援係	みなかみ町母子会の活動に対して補助金を交付する。
		にいはるこども園管理運営事業	子育て支援係	こども園運営に伴う諸事業。 利用園児に対する保育、幼児教育、給食の提供。園運営に必要な施設の維持管理。
		私立保育所保育充実促進費補助事業	子育て支援係	民間保育所等が行う、①1歳児が1人以上の保育所等が行なう低年齢児保育②食物アレルギー対策等、保育内容向上のために支出した経費に対する補助事業。
		私立保育所延長保育事業費補助事業	子育て支援係	就労形態の多様化に伴う延長保育の需要に対応するため、民間保育所等が通常開所時間を超えた保育を行うことで、安心して子育てができる環境を整備する。
		民間保育園等障害児保育事業費支給事業	子育て支援係	民間保育所において、障がい児(特別児童扶養手当支給対象児童、身体障がい者手帳や養育手帳交付の支給対象児童、町長が軽度の障がいを有すると判断した児童)の保育を行う場合、町がその障がいの程度により、補助金を交付する。
		認可外保育所運営費補助事業	子育て支援係	こども園が休みとなる休日保育を実施している認可外保育施設と、こども園への通園が困難な藤原地区で実施している認可外保育施設の運営の安定を図るため補助金を交付する。
保育等施設給付事業	子育て支援係	町内の私立認定こども園に対し、運営費として施設型給付費を交付する。また、町外の保育施設等を広域で利用する児童がいる場合、施設に対して委託費を交付する。		

福祉関連事業一覧表【町関係】 令和3年4月現在

施策	基本事業	事務事業名	所属	事業内容
子育て支援の充実	子育てする ための 環境の 充実	地域型保育給付事業	子育て支援係	町外の地域型保育施設(事業所内保育所)を利用する児童がいる場合、施設に対して地域型保育給付費を交付する。
		一時預かり事業	子育て支援係	家庭における保育が一時的に困難になった場合などに、こども園において子どもを預かり保育を行う『一時預かり保育事業』を実施する園に対して補助金を交付する。
		子育て支援拡充事業	子育て支援係	私立認定こども園の運営の安定化を図るとともに教育振興費補助、保育促進事業に対して町単独の補助を行い、子育て支援の拡充を図る。
		水上児童館管理運営事業	子育て支援係	児童に健全な遊び場を与え、健康増進及び情操を豊にする児童福祉事業の実施。
		妊産婦支援事業	健康推進係	子育て世代包括支援センター、母子手帳交付、マタニティスクール、産後ケア等を実施する。
		相談支援業務(子育て支援)	子育て支援係	相談支援業務(子育て支援)
	子育てのための 経済的な 支援	福祉医療費支給事業	医療係	乳幼児から中学卒業までの子ども及び高校生は入院のみ・重度心身障がい者・母(父)子家庭に対し、医療機関で受診されたときの医療費の自己負担分を福祉医療費として支給する。
		未熟児養育医療給付事業	医療係	入院加療を必要とする未熟児に対して医療の給付を行う
		出産育児一時金支給事業	医療係	国民健康保険加入者が出産した場合に保険外診療の出産費用の負担を軽減するための事業
		出産祝金支給事業	子育て支援係	本町独自の事業。6ヶ月以上本町に住所を有する者またはその配偶者が出産した場合に祝金を支給する。 第1・2子70,000円、第3子以降150,000円、そのうち20,000円はMINAKAMI HEART Payをチャージしたカードで支給する。
		就学支援事業	子育て支援係	①小中学校入学時にかかる費用の負担軽減を図ることを目的に、対象者からの申請により、電子通貨を入学支援金として支給する。 ②中学生にウインドブレーカーの無償配布を行う。

福祉関連事業一覧表【町関係】 令和3年4月現在

施策	基本事業	事務事業名	所属	事業内容
子育て支援の充実	子育てのための経済的な支援	子育て家庭住宅整備費補助事業	子育て支援係	町内に(家を)新築・増改築・取得する、子育て世帯及び新婚家庭に対し、対象工事費の10%を補助する。対象者は、中学生以下の子を養育する世帯・妊婦がいる世帯・婚姻届提出後3年以内かつ夫婦の年齢が100歳未満の世帯。
		結婚支援事業	子育て支援係	地域における少子化対策の一環として、結婚に伴う新婚生活の支援を行う。新たに結婚した世帯を対象に居住費及び引越使用の一部を補助する。
		児童手当支給事業	子育て支援係	対象者の申請により、認定し手当を支払う。支払額は3歳未満は15,000円、3歳以降は10,000円(ただし、3歳以上～小学校卒業に限り、第3子以降は3歳以降も15,000円)。所得制限超過者は5,000円。国の基準に則って実施。
		児童扶養手当支給事業	子育て支援係	ひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童の健全育成を図ることを目的とし、18歳に達する日以後最初の3月31日までの児童を養育しているひとり親に支給する。手当額:10,180円～43,160円
		実費徴収に係る補足給付事業	子育て支援係	子育て世帯の経済的負担の軽減や子どもの健全育成のため、こども園の児童の保護者(生活保護世帯に限る)が支払うべき実費徴収費用を援助する。
		不妊治療費等助成事業	健康推進係	不妊治療を受けている夫婦に対する治療費等を助成する。
		妊産婦健康診査事業	健康推進係	妊婦健診、歯科検診、産婦健診、新生児聴覚検査に対する検査費を助成する。
		全青少年の支援	放課後こども教室	生涯学習係
障がい者福祉の充実	ノーマライゼーション社会の実現	知的障害者福祉パレード事業	障害・福祉係	知的障がい者福祉月間(9月)に合わせ、毎年、県内の障がい者施設、学校、団体及び行政等が、協力しパレードを実施している。
		障害支援区分認定事業	障害・福祉係	法第15条により障がい支援区分認定審査会を設置(利根沼田)して障がい福祉サービスの必要性や障がい者の心身の状態を調査・審査・決定する。
		障害者情報管理事業	障害・福祉係	障がい福祉に関する個人情報を一括で管理するシステム。各支所と連携・情報の共有、記録の整理など法令上に定める電算機器による台帳管理など行っている。

福祉関連事業一覧表【町関係】 令和3年4月現在

施策	事業基本	事務事業名	所属	事業内容
障がい者福祉の充実	ノーマライゼーション社会の実現	知的・精神障害者権利擁護事業	障害・福祉係	基幹社協が行う認知症高齢者等福祉サービス利用支援事業において、福祉サービスの利用援助及び日常的金銭管理サービスを実施している。利用者のうち、該当世帯の生計中心者が住民税非課税の場合、係る経費について補助をする。
		障害者相談支援事業	障害・福祉係	障がい者の様々な問題について、相談に応じ必要な情報提供、障がい福祉サービスの利用支援や権利擁護等のため基幹相談支援事業所を利根沼田で設置し委託している。
		相談支援業務(障害)	障害・福祉係	相談支援業務(障がい)
		障害者成年後見制度利用支援事業	障害・福祉係	認知症、知的障がい、精神障がいなどで判断能力が十分でない人の権利を守る援助者を選び本人を法的に支援する制度を周知して利用をすすめる。制度の利用に当たり、費用負担が困難な者に対し、その費用を助成する。
	生活支援の充実	重度心身障害児(者)紙おむつ支給事業	障害・福祉係	特別障がい者手当、障がい児福祉手当受給者で常時紙おむつ等を必要とする在宅の重度心身障がい者へ購入費の助成を行う。上限3,000円/月
		重度身体障害者等住宅改造費補助事業	障害・福祉係	上肢や下肢、体幹(いずれも1・2級)や視覚(1級)等の障がいを有する者に住宅改造費の一部を助成する。
		じん臓機能障害者等通院交通費補助事業	障害・福祉係	人工透析等を受けるために通院している障がい者のうち自費で医療機関に通院している経費について補助を行う。
		特定疾患患者等見舞金事業	障害・福祉係	県の指定する難病、特定疾患患者に対して見舞金をおくる。
		グループホーム等利用者負担軽減事業	障害・福祉係	利用者負担額等の一部を障がい福祉サービス利用給付金として支給することにより、利用者負担の軽減を図る制度。利用者負担額補助やグループホーム利用者の家賃補助を実施する。
		難聴児補聴器購入費補助事業	障害・福祉係	身体障がい者の対象にならない軽度及び、中度の難聴児の補聴器購入費に対して予算の範囲内で補助を行う。
		要医療重症心身障害児(者)訪問看護費補助事業	障害・福祉係	在宅の重症心身障がい児(者)又は3歳未満の左記と同様の状態の障がい児で訪問看護実施者に対し、訪問看護の上乗せ実施に対し補助をする。

福祉関連事業一覧表【町関係】 令和3年4月現在

施策	基本事業	事務事業名	所属	事業内容
障がい者福祉の充実	生活支援の充実	心身障害者扶養共済年金事業	障害・福祉係	障がい者とその保護者に対し、保護者の死亡後や重度障がいとなった場合に、障がい者の生活費の一部として年金や弔慰金等を支給する事業。県に代わり町内該当者への連絡調整及び年金の送金等を代理で行う。
		障害者自立支援医療費給付事業	障害・福祉係	障がいを軽減または除去することを目的とした医療に対し医療費の助成を行う。利用者からの申請を受けて市町村で支給認定と受給者証交付を行う。
		重度障害者日常生活用具給付事業	障害・福祉係	日常生活の便宜を図るため、重度障がい者に告示の要件を満たす6種の用具を給付または貸与を行う。
		障害者日中一時支援事業	障害・福祉係	保護者の一時的なレスパイト等必要時に障がい者(児)を一時的に町と委託契約した施設や事業所で預かることにより、障がい者(児)に日中活動の場を提供する。
		知的障害児総合福祉推進事業	障害・福祉係	在宅の心身障がい児(者)に対する適切な援助及び養育を確保するため、登録介護者やサービスステーションを利用し心身障がい児(者)及びその家族の福祉の向上を図る。
		障害福祉サービス事業	障害・福祉係	障がい者総合支援法や児童福祉法により障がい者及び障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要なサービスに係る給付やその他の支援を行う。
		身体障害者補装具支給事業	障害・福祉係	利用者からの申請に基づき補装具の購入または修理が必要と認められたときは、市町村がその費用を補装具費として利用者に支給する。購入または修理に要した額から自己負担分(1割)を除いた額を支給。
		地域活動支援センター共同利用事業	障害・福祉係	障がい者等が通いながら、創作的活動、生産活動、社会交流の促進等の事業を実施。沼田市のあおぞら作業所に沼田、片品村、川場村、昭和村と共同設置している。みなかみ町以外の自治体が運営している地域活動支援センターを、当町障がい者が利用した場合にかかる運営費等の一部を負担する。
	社会参加の促進	県難病団体連絡協議会参画事業	障害・福祉係	県難連へ毎年度、負担金の支払いを行う。安心して受けられる医療や福祉制度の確立を目指し、救済制度、新しい知識の普及患者家族の交流等をしている。
		利根沼田腎臓病友の会参画事業	障害・福祉係	毎年度、利根沼田腎臓病友の会へ活動費として負担金を支払う。
		障害者福祉車両購入費補助事業	障害・福祉係	車いす用の介護車両を購入または改造する費用を補助する。

福祉関連事業一覧表【町関係】 令和3年4月現在

施策	事業基本	事務事業名	所属	事業内容
障がい者福祉の充実	社会参加の促進	身体障害者タクシー利用料助成(福祉タクシー)事業	障害・福祉係	タクシー以外の交通機関を利用することが困難な在宅の重度身体障がい者に対し利用料の一部を補助する。
		聴覚障害者意思疎通支援事業	障害・福祉係	利用者から申請を受け群馬県聴覚障がい者コミュニケーションプラザへ手話通訳者または要約筆記者の派遣依頼を行う。
		障害者移動支援事業	障害・福祉係	屋外での移動に困難がある障がい者(児)に対して、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促す。
		身体障害者自動車改造費補助事業	障害・福祉係	上肢、下肢または体幹に障がいをもつ身体障がい者が所有し運転しようとする自動車を当該障がい者の運転しやすいように手動装置等を改造する場合に改造費の一部を補助する。
		ふれあい交流会事業	障害・福祉係	みなかみ町社会福祉協議会と人権啓発講演会を開催し、障がい者への理解を深め差別の解消の推進につとめる。
		障害者社会参加推進団体活動費補助事業	障害・福祉係	障がい者の自立と社会活動への参加を促進するために障がい者福祉団体が行う事業に対し交付する。
健康づくりの推進	健康な心と体の維持・増進	健康づくり事業	医療係	国保会計で行う健康教室、料理教室、健康相談事業。長期的な医療費削減を目的とする。
		公衆浴場いこいの湯管理事業	障害・福祉係	いこいの湯の指定管理を猿ヶ京区に依頼し、運営している。
		健康情報管理事業	健康推進係	町民の保健情報を管理するシステムの保守。
		食生活改善推進事業	健康推進係	食生活改善の普及啓発に関するボランティアを育成する。
		保健推進委員会事業	健康推進係	地域における保健活動推進に関する委嘱委員を育成する。

福祉関連事業一覧表【町関係】 令和3年4月現在

施策	事業基本	事務事業名	所属	事業内容
健康づくりの推進	健康な心と体の維持・増進	肺炎球菌予防接種費用助成事業	健康推進係	高齢者に対する肺炎球菌予防接種費用を助成する。
		高齢者インフルエンザ予防接種費用助成事業	健康推進係	高齢者に対するインフルエンザ予防接種費用を助成する。
		インフルエンザ予防接種費補助事業	健康推進係	中学生以下及び重症化リスクの高い人に対する予防接種費用を助成する。
		風しん予防接種費用助成事業	健康推進係	風しん抗体価低い人(第5期を除く)に対する予防接種費用を助成する。
		骨髄移植ドナー支援事業	健康推進係	休業補償のない骨髄等を提供した人に対し助成する。
		食育推進事業	健康推進係	健全な食生活を実践に関する知識の普及
		健康教室事業	健康推進係	運動教室、栄養教室等を実施。
		健康相談事業	健康推進係	妊産婦・乳幼児・小中学生を除く健康相談、家庭訪問を実施する。
		保健福祉センター等維持管理事業	健康推進係	みなかみ町保健福祉センター、旧水上・新治保健センターに係る管理を行う。
	相談支援業務(健康推進)	健康推進係	相談支援業務(健康推進)	
病気の早期発見		特定健康診査事業	医療係	メタボリックシンドロームに着目した健康診査と保健指導事業。集団及び個別健診方式で実施。

福祉関連事業一覧表【町関係】 令和3年4月現在

施策	基本事業	事務事業名	所属	事業内容
健康づくりの推進	病気の早期発見	人間ドック等検診費助成事業	医療係	国民健康保険加入者に対し人間ドック費用の一部を助成する。
		健康診査事業	医療係	後期高齢者検診で、本人の求めに応じて、健康相談、指導の機会を提供できる体制を確保する。
		がん検診事業	健康推進係	胃・大腸・肺・子宮・乳・前立腺がん検診
		健康増進事業	健康推進係	生保、歯周病、骨密度、肝炎ウイルス、腎機能、若年者健診を実施。
医療の充実	地域医療の充実	利根沼田広域医療運営費負担事業	健康推進係	広域医療に関する負担金を支払う。
		保健衛生総務費負担事業	健康推進係	広域医療に関する負担金を支払う。
	医療保険制度の健全な運営	保険税賦課徴収事業	住民税係	国民皆保険の下、ケガや病気をしたときなどに医療を受けられる制度に係る保険税の賦課徴収する業務。
		葬祭費支給事業	医療係	国民健康保険加入者が死亡した場合、葬祭費用を助成する。
消防防災対策の強化	防災体制の強化	利根沼田広域消防運営費負担事業	消防・防災係	広域市町村圏の共同処理に対する負担金を支払う。 町内は、西消防署と北消防署の2署体制。
		消防協力員事業	消防・防災係	消防団員の減少や被雇用者化が進み、平日の昼間の火災に即時に対応できる消防団員が減少していることから、消防職団員OBなどを対象に、協力いただける人材を確保する。
		防災行政無線等維持管理事業	消防・防災係	防災行政無線(月夜野地区・新治地区)、モーターサイレンシステム(水上地区)の維持管理を行う。

福祉関連事業一覧表【町関係】 令和3年4月現在

施策	基本事業	事務事業名	所属	事業内容
消防防災対策の強化	防災体制の強化	防災行政無線整備事業	消防・防災係	町内全域で統一した防災情報伝達システムを整備する。
		防災情報発信事業	消防・防災係	群馬テレビのデータ放送内に、みなかみ町からのお知らせ欄を表示し、広く簡易に町民の安全確保に資する。
		災害対策用物資配備事業	消防・防災係	災害時に必要な物資(食料・飲料水・土のう袋等)の備蓄・管理を行う。
		自主防災組織育成事業	消防・防災係	地域住民が積極的に防災活動に参加し、互いに協力して地域ぐるみの防災対策を進めるため自主防災組織の育成を図る。
		災害見舞金事業	障害・福祉係	被災した住民へその規模や内容に応じて町として見舞金を支出する。
生活安全対策の推進	交通安全・防犯意識の高揚	交通安全意識啓発事業	消防・防災係	四季の交通安全運動などを通じ、交通安全に対する意識啓発を行う。
		防犯意識啓発事業	消防・防災係	警察等からの防犯チラシ等を各世帯へ回覧する。また、必要に応じて防犯啓発品を購入し配布する。
	消費者保護対策の推進	消費生活センター運営費負担事業	商工振興係	沼田市消費生活センターに業務委託。契約や取引に関する消費者トラブルで困ったときの相談窓口を開設している。
		消費に関する知識普及事業	商工振興係	消費生活を送るうえで、身の回りに潜む危険に関する知識を蓄え、備えるために、消費に関する正しい知識を広く周知し、個人の意識啓発と消費生活の安定を図る。
道路の安全性と利便性の確保	道路の安全性の確保	道路愛護活動事業	土木係	行政区による道路愛護活動に対し、町が保険料を支払う。また、自主的に実施していただける舗装などについて、資材の支給を行う。
		道路台帳管理事業	用地・管理係	道路台帳の整備。

福祉関連事業一覧表【町関係】 令和3年4月現在

施策	事業基本	事務事業名	所属	事業内容
性道 のと路 確利の 保便安 性全	路冬 網期 の間の 確の道 保道	道路除排雪事業	除雪センター係	すべての町民に冬期間の安全な道路を確保する。
公共 交通 の維 持・ 確保	公共 交通 の確 保	自家用有償バス(猿ヶ京 法師線)運行事業	新治支所	町が交通空白地に対応するために国の登録を受け町内の猿ヶ京～法師線の運行をしている。
		路線バス運行支援事業	企画・政策係	宝川入口～水上駅線と猿ヶ京線の路線運行の補助金を交付する。
	公共 交通 の利 便性 の確 保	路線バス回数乗車券購入 費助成事業	企画・政策係	路線バス運賃支払いに町民のみが使用できる1枚1,000円の「みなかみバスカード」を販売し、運賃の負担を軽減することにより利用者の増加に繋げる。
		後閑駅舎活用事業	企画・政策係	平成30年4月無人化となった後閑駅を学生が利用できる自習室として活用する。
の共 進と の推 進	活自 す用 力(一 )い 源 か の	木育推進事業	企画・政策係	木育を通じて、ユネスコエコパークの理念である自然と人間社会の共生するまちづくりを推進する
ま ち 整 備 の 推 進	成ま 活ち 進動 のみの 推形	空き家解体補助事業	都市計画係	町内にある空き家の解体を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。
観 興 の 振	観 光 資 源 の 充 実	歴史を活かしたまちづくり 事業	観光振興係	歴史、伝統、文化について調査研究を行う等、歴史を活かした地域振興を図る。
農 業 の 振 興	物地 の域 利の 用農 促産	地域の農林水産物利用促 進事業	農政係	多様な形で農に関わる者の育成及び環境の整備を行う。
商 工 業 の 振 興	商 業 事 業 者 の 経 営 改 善	商工会運営費補助事業	商工振興係	町内商工業者を経営指導・経営支援している商工会に対する運営の支援を行う。
		小口資金融資促進事業	商工振興係	県と連携し、金融機関及び群馬県信用保証協会の協力を得て、町内中小企業者の信用力及び担保力の不足を補い、小口資金の融資を促進するとともに、町内中小企業の振興を図る。

福祉関連事業一覧表【町関係】 令和3年4月現在

施策	事業基本	事務事業名	所属	事業内容
商工業の振興	商業事業者の経営改善	中小企業融資制度利子補給金交付事業	商工振興係	町・県・政府系金融機関融資制度を利用している町内中小企業者に対し、年間で支払う利息の一部を補助することにより、負担の軽減を図るとともに経営安定させることを目的とする。
		商店街活性化補助事業	商工振興係	商工会を通じて、商店街団体等が行う空き店舗対策、リノベーションまちづくりの推進やイベント、店舗改装補助などの取組に対して、事業経費の一部を補助し商店街の活性化を図る。
	の工業安定事業者	勤労者生活資金融資事業	商工振興係	金融機関に資金を預託し、勤労者の福祉増進と生活の安定に寄与することを目的に、町内に勤務している勤労者に必要な資金を融資する。
学校教育の充実	教育水準の向上	外国語指導助手(ALT)事業	学校教育係	外国語や異文化を理解するため、外国語(英語)指導助手を管内小中学校へ配置する。
		教育補助員事業	学校教育係	支援が必要な児童生徒に対し、補助員・介助員を配置する。
		文化活動派遣費補助事業	学校教育係	音楽祭など、小中学校における文化活動にかかる経費を補助する。
		運動選手派遣費補助事業	学校教育係	小中学校の運動大会(県大会等)出場に関する派遣費の補助を行う。
		総合的な学習の時間支援事業	学校教育係	総合的な学習の時間、谷川岳エコツアーリズム登山実施に伴う補助を行う。
		英語検定料補助事業	学校教育係	実用英語技能検定の検定料を補助することで、児童生徒の英語力及び英語学習意欲の向上を図る。
		ユネスコスクール活動推進事業	学校教育係	町内の学校がユネスコスクールに加盟し、国際交流活動やESDを推進する。
		教育支援推進事業	学校教育係	幼児・児童・生徒の就学に係る相談や助言、支援を行う。 また、特別支援教育の充実を図るため、調査や研究、講演会など開催する。

福祉関連事業一覧表【町関係】 令和3年4月現在

施策	基本事業	事務事業名	所属	事業内容
学校教育の充実	教育水準の向上	特別支援学級就学援助事業	学校教育係	特別支援学級に通う児童生徒の保護者に対し、就学に必要な経費の一部を補助する。
		家庭教育支援事業	生涯学習係	小学校に入学する前の就学時健診時と中学校に入学する前の移行学級を活用し、保護者を対象に「子育て講座」を実施し、子育てを行う保護者へ子育てに関する啓発を促す。
	教育環境の整備	GIGAスクール構想推進事業	学校教育係	教育におけるICTを基盤とした先端技術等を活用した授業展開を推進する。(1人1台端末)
		児童生徒等健康保持増進事業	学校教育係	学校保健安全法により、児童生徒及び教職員の健康保持増進を図る
		児童生徒非行防止・健全育成事業	学校教育係	利根沼田地区学校警察連絡協議会の市町村負担金を支払う。む
		地域子ども安心安全・育成協議会活動支援事業	学校教育係	児童生徒の安全安心な通学を維持するため、地域全体で協力して見守る活動を行う。
		スクールバス管理運営事業	学校教育係	小中学校の児童・生徒の通学に利用するバスの運転業務を効果的に運営する。
		遠距離通学費助成事業	学校教育係	遠距離通学する児童・生徒の保護者の負担を軽減するために、通学費の全部又は一部を補助する。
		地域学校保健委員会事業	学校教育係	児童生徒の体と心がバランスよく成長していくために、学校と家庭、地域の役割と連携の在り方を探る。そのため、各学校の養護教諭等を中心に、研修や情報交換を行う町学校保健委員会を設置する。
		児童生徒災害共済保険加入事業	学校教育係	学校の管理下における児童生徒等の災害共済給付を行う。
		要保護・準要保護児童生徒就学援助費支給事業	学校教育係	経済的な理由によって就学が困難な児童生徒について、学用品費・給食費など学校にかかる費用の一部を援助する。

福祉関連事業一覧表【町関係】 令和3年4月現在

施策	基本事業	事務事業名	所属	事業内容
学校教育の充実	教育環境の整備	利根沼田学校組合(利根商)運営費負担事業	学校教育係	利根沼田学校組合立利根商業高等学校運営費負担金を支払う。
		月夜野給食センター管理運営事業	学校教育係	小中学校等への給食提供により、子供たちの心と体を健やかに育み生きていく力をつける。また、正しい食習慣や、健康管理、給食活動を通じて食育の推進を図る。
		新治給食センター管理運営事業	学校教育係	小中学校等への給食提供により、子供たちの心と体を健やかに育み生きていく力をつける。また、正しい食習慣や、健康管理、給食活動を通じて食育の推進を図る。
		小学校運営事業	小・中学校	学校教育充実のための学校運営事業。
		中学校運営事業	小・中学校	学校教育充実のための学校運営事業。
		小中学校統合推進事業	教育環境対策室	小中学校統合推進計画に基づき、小中学校統合に伴う施設整備やスクールバスの購入を行う。
生涯学習の推進	学習機会の充実	生涯学習フェスティバル事業	生涯学習係	生涯学習に関連する気運向上を図り、関連団体の交流を促進する。
		生涯学習講座事業	生涯学習係	住民の生涯学習活動の入り口としての講座を開設する。
生涯スポーツの推進	スポーツ機会の充実	スポーツ協会活動支援事業	生涯学習係	町民の体力の向上と親善・交流および社会体育の振興を図ることを目的としている任意団体の運営を事務局として支援する。スポーツ協会登録会員は登録競技団体・スポーツ少年団。
		スポーツ少年団活動支援事業	生涯学習係	みなかみ町スポーツ少年団事務局業務また加盟する各スポーツ少年団の活動支援を行う。
平和と人権の尊重	人権意識の高揚	人権啓発事業	住民・戸籍係	人権擁護委員による人権教室(小・中学校)の開催や人権啓発や人権に関する相談業務を行う。

福祉関連事業一覧表【町関係】 令和3年4月現在

施策	基本事業	事務事業名	所属	事業内容	
平和と人権の尊重	人権意識の高揚	人権教育推進協議会運営事業	生涯学習係	町民の人権意識を高めるため、講演会や広報を活用した啓発活動。	
	相談・保護体制の強化	人権擁護委員事業	住民・戸籍係	人権擁護委員による人権教室(小・中学校)の開催や人権啓発や人権に関する相談業務を行う。	
		心配ごと相談・法律相談事業	障害・福祉係	町民の福祉の増進を図ることを目的として、心配ごと相談(毎月1回)、法律相談(毎月1回)を実施している。	
	平和意識の高揚	平和式典・戦没者追悼式事業	障害・福祉係	戦没者の追悼式とあわせて平和祈念式典を実施する。	
		遺族会活動支援事業	障害・福祉係	戦没者遺族で構成される遺族会の活動を支援する。	
		慰霊参拝費補助事業	障害・福祉係	国内唯一の激戦地となった沖縄を訪れるための費用の一部を補助する。	
	移住定住の促進	町の魅力と情報の発信	地域おこし協力隊事業	移住・交流推進係	都市地域から移住した者を、「地域おこし協力隊員」として委嘱し、地域おこしの支援や、農林水産業への従事など、地域への定住・定着を図る取り組み。
			移住機会創出事業	移住・交流推進係	移住コンシェルジュの活用・移住情報発信業務・町内レンタカー利用費の補助を行う。
		移住定住環境の整備	空き家等活用促進事業	移住・交流推進係	物件登録事前調査・空き家等活用促進事業補助金。
新幹線通勤通学支援事業			移住・交流推進係	新幹線通勤費補助金・大学生等新幹線通学費補助金。	
町の魅力を推進	すいきり活動環境づくり	コミュニティ助成事業	企画・政策係	行政区等のコミュニティ活動(主に地区会館やお祭り用の備品)に対する助成金を交付する。	

福祉関連事業一覧表【町関係】 令和3年4月現在

施策	基本事業	事務事業名	所属	事業内容
町民による地域づくりの推進	活動しやすい環境づくり	地域コミュニティ施設整備補助事業	企画・政策係	コミュニティ活動を支援するため、その活動の拠点となる施設整備事業を補助する。
		まちづくり団体活動支援事業	企画・政策係	まちづくりを支え合うコミュニティ活動を支援するため、自発的な発案による地域の課題解決のためのまちづくり事業に対して補助金を交付する。
		地域づくり協議会等参画事業	企画・政策係	群馬県地域づくり協議会、全国山村振興連盟県支部、利根地方総合開発協会、東京オリパラ、花の会、地域活性化センター、過疎自立促進連盟の負担金。
計画運営的な推進	財源の確保	個人住民税賦課徴収事業	住民税係	個人の前年所得に基づき、町県民税を賦課し徴収する業務。
その他	その他	ヤクルトとの包括連携協定	企画・政策係	2021年包括連携協定締結し高齢者等の見守り等6項目で協力
		生協との包括連携協定	高齢介護係	生協の業務対象者の日常生活で何らかの異変を察知した場合は、包括支援センターに連絡するなどの見守り活動を行う。

# 福祉関連事業一覧表【社会福祉協議会関係】令和3年4月

所 属	具体的な事業	事業内容
総務課	広報啓発活動	5・8・11・2月に社協広報誌を全戸配布 社協ホームページ・Facebookを随時更新
	福祉車両貸出事業	みなかみ町に居住し、車いすを使用しなければ移動等が困難で一般の交通機関を利用できない方に提携貸出業者が福祉車両を貸し出し、社協が費用を助成する。(個人負担は利用料の1/5)
	福祉機器等貸出事業	みなかみ町に在住し、福祉用具の使用が必要である方に無料(期間により有料)で貸し出す。 介護保険を利用できる方は介護保険の貸与事業を優先することとする。
	利根沼田聴覚障がい者協会助成金	年間5,000円の助成金を交付。
	広報朗読テープの作成・配布	聴覚障がい者に毎月発行するみなかみ町広報誌の朗読テープを配布し、みなかみ町の情報を提供する。朗読テープはボランティアが作成する。
	在宅高齢者等おむつ給付事業(購入補助)	在宅の要支援・要介護高齢者に対して紙おむつ等購入額の1/3を助成する。助成対象は社協窓口で購入した商品に限り、助成額の上限は月3,000円。(町委託事業)。
	在宅高齢者等おむつ給付事業(重度・支給)	在宅の要介護重度高齢者に対し紙おむつを全額助成する。助成対象は社協窓口で購入した商品に限り、助成額の上限は月3,000円。(町委託事業)
	保健福祉センター管理運営事業	令和3年度よりみなかみ町より指定管理を受ける。保健福祉センターの運営管理及び会議室等の貸出の管理を行う。災害時は福祉避難所として運営する。
地域福祉課	群馬県ふくし総合相談支援事業(なんでも福祉相談事業)	地域住民の困りごとについて対象を限定せずに一旦受け止めること、必要に応じて適切な支援先につないだり、法人内や地域内のネットワークを活用して困りごとに対応したりしていく。県社協が実施している事業で、みなかみ町社協も登録している。
	住民参加型在宅福祉サービス(ゴミ出し支援等)	一人暮らし高齢者等で燃やせるゴミをゴミステーションまで運ぶことが困難な方を対象に、協力者ボランティアが週1回ゴミ出しを支援する。利用料・謝礼が発生する有償事業。
	法人連絡会地域貢献ゴミ出し支援	社会福祉法人等連絡会地域福祉貢献事業として、一人暮らし高齢者で燃やせるゴミをゴミステーションまで運ぶことが困難な方を対象に、週1回ゴミ出しを支援する。利用料・謝礼が発生する有償事業。

# 福祉関連事業一覧表【社会福祉協議会関係】令和3年4月

所属	具体的な事業	事業内容
地域福祉課	生活支援コーディネーター(月夜野)	地域のニーズと資源を把握し、協議体及び関係機関と連携、協働し地域の課題の解決に取り組む。
	生活支援コーディネーター(水上)	・目指す地域の姿・方針の共有、意識の統一 ・生活支援の担い手の養成やサービスの開発 ・ニーズとサービスのマッチング
	生活支援コーディネーター(新治)	地域の課題を顕在化し、情報を共有するとともに足りていない社会資源を地域住民や関係機関と連携・協働しながら問題解決に取り組む。
	地域生活・ネットワーク部会	・生活支援コーディネーターの配置 ・定期的な会議 ・地区課題の把握、課題解決に向けた情報収集や施策の提言
	ワンコイン事業	ちよつとした支援を低料金で行う。また、その支援者を発掘する。
	映画上映	福祉に関連する映画を上映することにより、福祉への関心を高める。 また、利根沼田に映画館がないため、上映会を行うことで外出の機会を創出する。
	フードバンク事業	企業や個人等から寄付された食料品や日用品を、生活困窮者等で必要とする人に届ける。
	社会福祉法人等連絡会	町内の社会福祉法人相互の親睦、連絡調整、及び地域の福祉課題解決に向けた公益活動の推進と各法人等の運営する事業内容の充実発展を目的とする連絡会。社会福祉法人会員とネットワーク会員(本会の目的に賛同する町内の医療法人、介護事業者及びその他関係機関・団体)からなる。
	高齢者等支援ネットワーク推進会議	高齢者等に対して、関係機関や民間団体と協議・連携しながら、迅速かつ機動的に具体的な対応がとれるよう協力体制を整備していくために組織している。
	地域福祉活動計画の策定	地域福祉の推進役である社会福祉協議会が、住民、社会福祉活動団体、社会福祉事業者等とともに、地域福祉の推進に取り組むための実践計画を策定するものである。
	ふれあいいきいきサロン推進事業	ふれあいいきいきサロンとは、公民館(集会所)等でその地区に住む人たちが集まってお茶飲みやレクリエーション、体操などを行う自主的な居場所づくり・仲間作りの活動。ボランティアや民生委員、介護予防サポーター等が主に運営に関わり、行事や内容の企画も行う。町連絡会では、高齢者サロンの支援としてレクリエーション研修や、旧町村単位での交流イベント等を行っている。また、延べ参加人数に応じてサロンに補助金を交付している。

# 福祉関連事業一覧表【社会福祉協議会関係】令和3年4月

所属	具体的な事業	事業内容
地域福祉課	生活福祉資金・高額療養費つなぎ資金等貸付事業	高額療養 傷病のため療養を要する場合に、国民健康保険法に基づく高額療養費制度が適用されるが支給されるまでの間、資金の調達が困難な低所得者に対して高額療養費支給見込額の90%以内かつ、月額50万を限度とし貸付を行う 生活福祉資金 低所得者、障がい者、高齢者に対し必要な資金の貸し付けと、必要な相談業務を行う
	日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う。支援員が日常生活費の管理や定期的な訪問によって生活の変化を察知し、福祉サービスの利用援助・苦情解決制度の利用援助・住宅改造、居住家屋の貸借、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続に関する援助等を行う
	成年後見制度講演会	認知症や知的障がいによって判断能力が不十分な人が、生活をする上で不利益を被らないよう、「成年後見」制度をスムーズに利用できるよう啓発するために講演会を行う。
	思いやり駐車場交付事務	公共施設や商業施設などに設置されている車いす使用者用駐車施設の適正利用を推進するために群馬県が実施している「思いやり駐車場利用証制度」の交付事務。
	身体障害者福祉協会事務	身体障がい者が活動を円滑に行えるよう、事務を行う。事業としては、外出支援として味覚狩りや、宿泊研修、利根郡内の交流を目的とした宿泊研修を行っている。
	母子会事務	母子(父子)家庭同士の交流を図る。主な活動は、夏休み期間の交流会や東京ディズニーリゾートへの旅行等。
	みなかみ町老人クラブ連合会事務	みなかみ町老人クラブ連合会の運営事務。ゲートボール大会、輪投げ大会、スポーツ交流会、スマイルボウリング大会などを独自に行う。郡老連や県老連と各支部との連絡調整を行う。
	みなかみ町老人クラブ連合会月夜野支部事務	主に役員会議、スポーツ大会、芸能発表等文化活動を行っている。
	みなかみ町老人クラブ連合会水上支部事務	老人クラブ活動を円滑に行うため事業等の事務等を行う
	みなかみ町老人クラブ連合会新治支部事務	みなかみ町老連の下部組織である新治支部の運営事務。グラウンドゴルフ・スマイルボウリング・輪投げの各大会、健康教室、芸能発表会などの行事を独自に行う。また、たくみの里「わら細工の家」の指定管理を受けている
郡老人クラブ連合会運営	利根郡老人クラブ連合会の運営事務業務を行う。県老連や郡内町村の老人クラブとの連絡調整や独自事業(輪投げ、ゲートボール、グラウンドゴルフ等)を開催する。	

# 福祉関連事業一覧表【社会福祉協議会関係】令和3年4月

所 属	具体的な事業	事業内容
地 域 福 祉 課	福祉ふれあいフェスティバル開催事業	年に1回地域住民を対象に、小中学生への福祉活動の啓発のため作文やポスターの授賞式を行うほか、障がい者・高齢者・子どもと一緒に楽しめるイベントの企画、運営。
	ボランティアセンター運営	ボランティアコーディネート、養成・研修事業、広報及び啓発活動
	ボランティアポイント事業	介護支援ボランティアの周知、登録及び手帳交付、保険加入手続き等。高齢者がボランティア活動を通して貯めたポイントの付与、交換をする。ボランティア依頼者とのマッチング
	ボランティア保険事務取扱	ボランティア保険加入手続き、事故報告事務作業等
	愛のチャリティー芸能大会	趣味の発表の場として、また出演者や来場者にチャリティーやボランティアについて広く知ってもらうため、芸能愛好会・月夜野ボランティア連絡協議会と共催で、例年6月にカルチャーセンターで開催する。出場者から1人1,000円の協賛金をいただく。また、会場内に募金箱を設け、チャリティーに賛同する来場者からも寄付を募る。寄付金は月夜野ボランティア連絡協議会の活動に役立てられる。
	住民参加型福祉サービス団体協議会	地域の人々の困りごとを解決するために、活動に賛同する人が自発的に参加する支え合い活動。活動にあたって所定の利用料・謝礼が発生する(有償ボランティア)。また、利用希望者と活動者ともに会員登録を行なう。ゴミ捨て、金融機関への福祉郵送運送などを行う。昨年までの予算は県連絡会の会費として計上されている。
	月夜野ボランティア連絡協議会事務	旧月夜野町の地区ボランティアの連絡協議会運営事務。ボランティア保険の加入とりまとめ、助成。社協行事等ボランティアニーズがあった場合の調整などを行う。チャリティーバザーの開催。
	友愛訪問事業	見守りを希望する一人暮らし高齢者の見守りを協力員が定期的に行う。民生児童委員を通じて申し込みを行う。3ヶ月に一度見守り状況の報告を行う
	在宅介護者リフレッシュ事業	在宅で介護をしている家族にマッサージを提供したり、介護をする方々の交流を通して心身のリフレッシュをしてもらう。
	一人暮らし高齢者昼食会	年に1回一人暮らし高齢者同士の交流会として、月夜野地区、新治地区の方を対象に温泉保養を実施
福祉教育事業	協力校に対する活動費の助成、連絡会議の開催、福祉体験の実施、福祉講話における講師の派遣、活動に関する資料・情報の提供及び援助、その他必要な事業	

# 福祉関連事業一覧表【社会福祉協議会関係】令和3年4月

所 属	具体的な事業	事業内容
地 域 福 祉 課	福祉協力校地域指定モデル事業	県社協より指定を受けた地域において、それぞれの地域の実情にあわせた独自の目標と企画により、自主的かつ継続的活動として定着させるため、必須事業(連絡会議の開催、福祉講座の実施、各種体験講座の実施)と選択事業を実施する。
	福祉作文・ポスターコンクール	小中学生、高校生を対象にした福祉作文・ポスターの募集と、福祉ふれあいフェスティバルにおける受賞者の表彰を実施。
	法律相談	群馬弁護士会から、月1回弁護士を派遣してもらい事前予約者5名の相談を1人30分ずつ実施
	心配ごと相談	民生委員、人権擁護委員、行政相談委員の3名で、事前予約者5名の相談を1人30分ずつ実施。その他心配ごと相談員に対し、年1回研修会を開催。
	健康教室	65歳以上の町内高齢者を対象とした介護予防教室で、月1回開催。(月夜野12ヶ所、水上4ヶ所、新治1ヶ所)実施内容→①血圧測定②福老ソング体操③レクリエーション(脳トレ・歌など)④体力測定、理学療法指導、栄養指導、ヤクルトの健康教室、温泉保養(各1回/年)
	送迎付き健康教室	フレイル予防教室「元気～ず」の卒業者のうち、サロンや健康教室等に参加していない高齢者を対象とした介護予防教室で送迎実施。実施内容は①血圧測定②福老ソング体操③レクリエーション(脳トレ・歌など)④体力測定、理学療法指導、口腔指導、音楽療法等⑤水上・新治合同実施による外出支援
	温泉活用交流事業(温泉サロン)	新治地区の民宿等を会場に趣味活動やレク健康体操を行い、在宅福祉の推進と介護予防を目的とする。
	認知症カフェ運営	認知症当事者と家族、地域住民が気軽に集える場所として開催し、お茶飲みをしながらお話をしたり、専門職による相談対応を実施する。水上・新治会場で週に1回実施。
	介護予防サポーター事業	介護予防サポーターが必要な知識や技術を身につけるため、年6回の研修会を実施。情報交換や介護予防事業への協力などについて連絡会も併せて開催。各地区の介護予防事業や研修等の周知および協力を募る。
	生活困窮者自立支援事業	経済的な悩みとともに、生活上の困難を抱えた方の相談支援を行う。就労支援・家計改善支援・住居確保給付金等
	子どもの学習支援事業	毎週1回(土曜日)13:30～17:00開催 ひとり親家庭や生活困窮世帯の主に中学生を対象とした学習支援。こどもが安心して通える場所の提供、高校受験のための進学支援や学校の補習、宿題の習慣づけを目的とする。支援態体制:支援員1名、大学生2～3名

# 福祉関連事業一覧表【社会福祉協議会関係】令和3年4月

所 属	具体的な事業	事業内容
地域福祉課	相乗りタクシー事業	公共交通機関を利用するのに困難な方を対象に、自宅から近くの店まで(社協で指定する食料品店)個人負担及び社協の補助でタクシーを依頼し買い物行う
	歳末まごころ便(おせち)	年に1回一人暮らし高齢者(70才以上)へ弁当配達を実施。民生委員に弁当配達をしてもらう。
	一人暮らし高齢者給食宅配事業	おおむね65才以上一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯等にバランスのとれた食事を提供。週1回配食を行っている。配食にはボランティアの協力を得て実施。
	水上地区除雪ボランティア	旧水上町の建設業者の協力により、一人暮らし又は二人暮らしで除雪困難な高齢者・心身に障がいのある方の屋根の雪下ろしを実施する。対象者は事前に民生委員が社協に報告する。1軒につき1シーズン中1回利用できる。社協は傷害保険に加入するが、雪下ろしにかかる費用と人員は建設業者がボランティアとして負担する。
	高齢者と中学生の交流事業(水上地区)	年に1回、歓談やゲームなどをとおして水上地区の高齢者と水上中学生の世代間交流を図り、お互いの理解や親睦を深める
	水上児童館事業	水上児童館の指定管理者として運営。18才未満の児童が対象(未就学児は保護者同伴)。利用児童個々のペースに応じ、心身の健康の増進、情操を豊かにできる育成活動を行う。
地域包括支援センター	総合相談支援事業	地域に住む町民から様々な相談を24時間体制で受け止め、その相談内容から、主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師等の3職種がお互いに連携を取りながら、チームとして総合的に支援していく。様々な相談の内容から課題を明確し、各業務(権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント業務、介護予防ケアマネジメント)につなげる。
	権利擁護事業	虐待、消費者被害の防止および対応、判断能力を欠く、もしくは低下している人への成年後見制度の利用支援等。
	介護予防サービス支援計画事業・介護予防支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者が要介護状態になることを出来る限り防ぐ</li> <li>・要支援、要介護状態になってもそれ以上悪化させない</li> <li>・高齢者自身が地域における自立した日常生活が送れるように支援する</li> <li>・ケアプランを立て、介護保険予防サービスを利用する</li> </ul>
	主任ケアマネ会議	年6回(偶数月)に各居宅介護支援事業所所属の主任介護支援専門員(資格保持者)、町、地域包括支援センター(主任介護支援専門員及び資格保持者)で会議をおこなっている
	ケアマネ連絡会議	年6回(奇数月)研修会や事例検討会、法令関係の勉強など、ケアマネジメントをする上での知識を高めるために定期的に開催している

# 福祉関連事業一覧表【社会福祉協議会関係】令和3年4月

所属	具体的な事業	事業内容
地域包括支援センター	地域ケア個別会議	年6回(奇数月)開催 参加者は町、包括、専門職(PT・OT・薬剤師・管理栄養士・歯科衛生士)、介護支援専門員、サービス事業所。 専門職より助言をいただき、個別の課題から地域の課題に結びつける
	医療・介護・認知症部会	年6回(奇数月)開催 医療関係者
みなかみ社協ヘルパーステーション	自立支援型ホームヘルプサービス	介護保険・障がいサービス該当者以外で、日常生活に困難がある人に向けて、自立した日常生活を営む事ができるよう、生活の質の確保及び向上を図り、安心して生活できるように、居宅を訪問し家事援助を行う。また必要な医療を受けられるように通院の支援を行う。
	訪問介護・介護予防日常生活支援総合事業	要介護・要支援状態等である利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営む事ができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごす事ができるよう、居宅を訪問し家事援助・身体介護を行う。
	障害者ヘルパー業務	障がいのある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営む事ができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごす事ができるよう、居宅を訪問し家事援助・身体介護・同行援護を行う。
	福祉有償運送(ヘルパー・通院)	介護保険利用者と障がいサービス利用者、自立支援型ホームヘルプサービス利用者のうち、家族や病院の送迎車による通院が困難な方を対象に、ヘルパー(有資格者)が有償運送(1キロ100円)を行う。また、家族等による送迎が困難な方を対象として、日常生活に必要な時にも利用ができる。
ほたるの苑	ほたるの苑(デイサービス)運営	介護保険法に伴う高齢者施設で利用者が可能な限り自立した日常生活を営めるように入浴・排泄・食事等の介護・生活等に関する相談及び助言・機能訓練を行うことで心身機能の維持・向上を図るようにする。
	障害者生活介護事業(ほたるの苑)	障がい者総合支援法に伴う障がい者に対し既存のデイサービスにて受け入れており、送迎・入浴・排泄・食事等の介護と生活指導を行い、心身機能の維持を図るようにする。
新治ふれあいセンター	新治ふれあいセンター(デイサービス)運営	デイサービスセンターに通っていただき、入浴、排泄、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う事により、心身機能の維持・向上を図る。
	障害者生活介護事業(ふれあいセンター)	デイサービスセンターに通っていただき、入浴、排泄、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う事により、心身機能の維持・向上を図る。
水上デイサービス	水上デイ(デイサービス)運営	利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う

# 福祉関連事業一覧表【社会福祉協議会関係】令和3年4月

所属	具体的な事業	事業内容
水上デイサービス	障害者生活介護事業(水上デイ)	利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う
ぴっころ	就労継続支援B型事業所ぴっころ運営	就労に結びつく機会の提供 日常生活の充実 社会生活における訓練
	手をつなぐ親の会事務局	知的障がい者の親及び賛助会員にて運営。情報交換・交流・障がい理解をすすめる、地域でよりよく暮らせるよう事業展開。
みなかみ社協ケアプランセンター	居宅介護支援事業（月夜野・新治）	加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、日常生活上における介護や、機能訓練並びに看護及び療養上の管理、その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮しつつ、多機関との連携に努めながら、適正な指定居宅介護支援を提供する。
	介護予防ケアマネジメント業務(月夜野・新治)	要支援認定者及び事業対象者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、心身の状況、置かれている環境、その他の状況に応じて、利用者本人の選択に基づき、訪問型サービス・通所型サービス等の各種サービス利用、その他の生活支援サービスのほか、一般介護予防事業や町の独自施策等が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行なう。
	介護に関わる各種相談業務(月夜野・新治)	相談者の属性・世代・相談内容に関わらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービスの情報提供などを行なう。課題が複雑化・複合化しているケース等で事業所単独での解決が難しい場合は、各種支援機関等と連携を図りながら適切な支援に繋げていく。併せて介護保険の申請窓口としての役割も果たしていく。
	認定調査	介護保険法による要介護認定調査業務(在宅及び施設入所者)
水上居宅介護支援事業所	居宅介護支援事業(水上)	介護支援専門員が要介護状態にある町内高齢者に対し、介護保険法上適切な居宅介護支援を行う。適切などは、虐待防止や身体拘束の禁止、医療との連携義務を念頭に置きながら個人情報使用に注意し、関係各所と連携を図る等法令順守に沿った支援を行う事。
	介護予防ケアマネジメント業務(水上)	介護支援専門員が包括支援センターから委託を受けた要支援状態にある町内高齢者に対し、適切な介護予防支援を行う。適切などは、虐待防止や身体拘束の禁止、医療との連携義務を念頭に置きながら個人情報使用に注意し、関係各所と連携を図る等法令順守に沿った支援を行う事。
	介護に関わる各種相談業務(水上)	一般町民からの相談を受け、適切な機関の紹介や希望があれば介護保険申請等の支援を行う。包括支援センターとの連携を図り、漏れのない支援につなげる。
	認定調査	介護保険法による要介護認定調査業務(在宅及び施設入所者)

## 2. 策定経過

年月日	内容等
令和3年 3月～4月	地域福祉に関するアンケートの実施 町民アンケートの実施
令和3年 6月～8月	福祉関連事業一覧表の作成
令和3年 7月19日	地域福祉関連会議での検討 ・地域ケア推進会議 地域生活・ネットワーク部会 参加者 福祉団体、施設関係者、民生委員児童委員、 町議会議員、行政、社会福祉協議会
令和3年 8月 2日	第1回 第2期 地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 ・委嘱状の交付 ・正副委員長の選出 ・第2期地域福祉・活動計画の策定について ・今後のスケジュールについて
令和3年 9月16日	地域福祉懇談会 ・地域の課題、日常生活上の課題 新型コロナウイルス感染拡大により中止
令和3年10月15日	地域福祉関連会議での検討 ・地域ケア推進会議 医療・介護・認知症部会 参加者 医療・介護事業者
令和3年10月21日	地域福祉関連会議での検討 ・社会福祉法人等連絡会 参加者 町内の社会福祉法人、医療法人、介護事業者、 その他関係機関・団体
令和3年10月22日	第2回みなかみ町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 ・地域福祉・活動計画の策定（素案）について
令和3年11月12日	地域福祉関連会議での検討 ・地域ケア推進会議 地域生活・ネットワーク部会 参加者 福祉団体、施設関係者、民生委員児童委員、 町議会議員、行政、社会福祉協議会
令和3年11月19日	第3回 第2期 地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 ・地域福祉・活動計画の策定（案）について
令和3年12月	意見募集（パブリックコメント）実施
令和4年 1月21日	第4回 第2期 地域福祉・地域福祉活動計画策定委員会 ・地域福祉計画・活動計画の策定（案）について

### 3-1 みなかみ町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に規定に基づきみなかみ町地域福祉計画(以下「地域福祉計画」という。)を策定するに当たり、みなかみ町地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 関係団体から推薦を受けた者
- (3) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、地域福祉計画の策定が終了した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人置き、委員の互選により決定する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、過半数の委員が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要と認めたときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は町民福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

## 3-2 みなかみ町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法人みなかみ町社会福祉協議会は(以下「社協」という。)は社会福祉法第109条の規定に基づき、みなかみ町地域福祉活動計画(以下「活動計画」という。)を策定するにあたり、みなかみ町地域福祉活動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 活動計画は、みなかみ町が社会福祉法第107条の規定するみなかみ町地域福祉計画(以下「福祉計画」という。)と共同して作成する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 活動計画の策定に関すること。
- (2) その他活動計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから社協会長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 関係団体から推薦を受けた者
- (3) その他社協会長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、活動計画の策定が終了した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により決定する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、過半数の委員が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要と認めたときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉計画策定委員会の事務局である町民福祉課に置き、業務は 町と社協が協議して処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1. この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

#### 4. 地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員名簿

NO	役職	団体名	氏名
1		消防委員会委員長	青 木 誠
2	委員長	民生委員・児童委員協議会長	雲 越 利 雄
3		サロン運営委員会会長	佐 藤 誠
4		厚生常任委員会委員長	高 橋 久 美 子
5	副委員長	月夜野ボランティア連絡協議会会長	高 橋 啓 文
6		教育委員会教育長	田 村 義 和
7		婦人会会長	中 村 み ゆ き
8		老人クラブ連合会会長	永 井 完 児
9		手をつなぐ親の会会長	原 澤 誠
10		区長会長	増 田 幸 雄
11		子ども子育て会議会長	渡 部 か つ 江
	アドバイザー	群馬県社会福祉協議会	松 村 喜 義
	アドバイザー	群馬県社会福祉協議会	倉 賀 野 洋 子

※敬称略 名簿は五十音順

## 5. 用語集

### ア行

#### ●アウトリーチ

支援が必要であるにも関わらず届いていない人に対し、行政や支援機関等が積極的に働きかけて情報・支援を届けることです。

#### ●SNS（エス エヌ エス）

ソーシャル ネット ワーキングサービスの略で、登録された利用者同士が交流できるWEBサイトの会員制サービスのことです。

### カ行

#### ●協働

複数の主体が何らかの目標を共有し、ともに力を合わせて活動することを言います。

#### ●共同募金

民間社会福祉事業を推進するための財源を国民一人ひとりの自発的な助け合いの精神で集めようとする全国民的募金運動。赤い羽根をシンボルとすることから「赤い羽根共同募金」とも呼ばれています。

#### ●行政相談委員

行政サービスに関する苦情や行政の仕組みや手続きに関する問い合わせなどの相談を受け付け、解決のための助言を行っています。行政相談委員法に基づき、総務大臣から委嘱を受け無報酬で活動を行っています。

#### ●権利擁護

地域生活に困難を抱えた高齢者や障がい者等の「その人らしく、住み慣れた地域でいきいきと暮らすための権利（自己決定権や生存権、地域で生活し続ける権利等）を守ることです。

#### ●更生保護女性会

犯罪や非行から立ち直ろうとする人たちを支えると共に、非行を生まない地域づくりに向けて活動をしているボランティア団体です。

### ●更生保護サポートセンター

保護司会において、地域における更生保護事業の拠点として使われています。沼田利根保護区保護司会は 1 市 1 町 3 村で構成されており、沼田市保健福祉センター内に設置されています。

### ●子ども家庭総合支援拠点

18 歳までの全ての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、様々な相談を受け付け地域のサービスを紹介する等、実情に応じた支援を実施します。総合的な相談に加え、児童虐待の予防や早期発見の観点から子どもの視点に立って対応します。

## サ行

### ●市民後見人

成年後見制度における後見人を市民が担うものです。研修等により貢献活動に必要な法律、福祉の知識や実務対応能力を備え、社会貢献として意欲的に本人の利益のために誠実に諸活動を行います。

### ●社会福祉法人等連絡会

社会福祉法人、医療法人、介護事業者、観光協会で構成されており、地域貢献や地域課題の解決を目指し活動している団体です。

### ●社会的孤立

家族や社会との関係が希薄で他者との接触がほとんどない状態のことを指します。

### ●重層的支援体制整備事業

地域共生社会の実現を目的に、地域住民の複合化・複雑化した生活課題に対し、包括的な支援体制の構築を推進するために「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の 3 つの支援を一体的に実施する事業のことです。

### ●人権擁護委員

人権擁護委員法に基づいて、人権相談を受けたり啓発活動をしている民間の委員です。法務大臣から委嘱され無報酬で人権擁護活動を行っています。みなかみ町では、心配ごと相談所での相談業務のほか、講演会等で啓発活動を行っています。

●シルバー人材センター

高齢者が働くことを通じて生きがいを得ると共に、地域社会の活性化に貢献する組織です。原則として市町村単位に設置され、基本的に都道府県知事の指定を受けた社団法人で、それぞれが独立した運営をしています。

●生活支援コーディネーター

「地域支え合い推進員」とも呼ばれ、自分たちの町をより良くしていくために、地域の様々な支え合い活動をつなげ、組み合わせる調整役です。

●生活福祉資金

生活福祉資金貸付制度のことを言います。低所得者や高齢者、障がい者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした社会福祉協議会が行っている貸付制度です。

●生活困窮者自立相談支援事業

経済的な悩みとともに生活上の困難を抱えた方から相談を受け支援する事業です。

●性的少数者

セクシャル・マイノリティと同義であり、性的指向や性自認等に関するありようが性的多数派とは異なるとされる人々のことを言います。

●成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がい等により、物事を判断する能力が十分でない方の権利を保護するため、財産管理や契約手続きなどについて、家庭裁判所から専任された後見人等が代理で行う制度です。

夕行

●多機関協働事業

複雑化、多様化している地域生活課題に対し、属性や世代にとらわれず関係部門が連携協力し、包括的に問題解決を目指す事業のことです。

### ●男女共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことを言います。

### ●地域資源

個人や団体が地域の福祉ニーズを叶えるための施設、設備、資金、人材等のことを言います。具体的には、行政機関、各種施設、団体、法人、ソーシャルワーカー、保健師、看護師、家族、友人、ボランティア等があります。

### ●地域福祉推進員

地域の心配な人、困りごとの早期発見のために、気になることや気になる人を見つけたら、役場や社協に情報提供をしてくれる地域の協力員。

### ●地域福祉推進協力店

町内の店舗等に登録してもらい、心配なことや心配な人を見かけたら町や社会福祉協議会に知らせてくれる緩やかな見守りをする商店、事業所のことです。

### ●DV

ドメスティック・バイオレンス。一般的に、家庭内だけではなく、親密な関係における男女間での暴力行為を言います。身体的暴力に限らず、心理的な暴力や経済的な暴力、言葉の暴力等も含まれます。

## ナ行

### ●認知症カフェ

認知症の方やその家族、地域住民、介護職員など誰もが集える場所です。気軽に悩み相談や世間話などができるコミュニケーションの場として全国各地で運営されています。

### ●認知症サポーター

養成講座の受講を経て、認知症の正しい知識や付き合い方を理解し、自分のできる範囲で認知症の人とその家族を応援していく人のことです。

## 八行

### ●8050 問題

ひきこもりの長期化や高齢化から引き起こされる社会問題。主に 50 代のひきこもりの子どもを 80 代の親が養っている状態を指し、経済難からくる生活の困窮や当事者の社会的孤立、病気や介護といったことが問題視されています。

### ●パブリック・コメント

町の基本的な施策の策定過程において、その案を示し、広く町民等の意見を求め、その意見に対して町の考え方を示す一連の手続きのことです。

### ●避難行動要支援者名簿

災害時に一人または家族だけでは避難することが困難な在宅の高齢者や障がい者等の名簿です。災害対策基本法に基づき市町村が整備します。

### ●福祉避難所

高齢者や障がい者など一般の避難所生活では支障を来す要配慮者に対して、特別な配慮がなされた避難所のことです。

### ●福祉有償運送

NPO や社会福祉法人などの非営利法人が、高齢者や障害者などの公共交通機関を使用して移動することが困難な人を対象に、通院、通所などを目的に有償で行う車による移送サービスのことを言います。

### ●ふれあい・いきいきサロン

地域の中で仲間づくりや異世代交流等を目的とした、地域住民が運営するふれあいの場のことです。

### ●ボランティアセンター

ボランティア活動をしたい人と依頼したい人の相談を受け、支援を必要としている方への橋渡しをはじめ、情報提供、養成研修、収集活動等を行っています。みなかみ町では社会福祉協議会が運営しています。

## ●保護司

主に犯罪や非行をした人に対して、更生を図るための遵守事項を守るよう指導するとともに、生活上の助言や就労の援助などを行いその立ち直りを助ける活動を行っています。保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受け無報酬で活動を行っています。

## マ行

## ●民生委員・児童委員

民生委員は、それぞれの地域において、地域住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行っている人で児童委員も兼ねています。

児童委員は、地域の子どもたちが元気で安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う人です。厚生労働大臣によって委嘱されています。



令和3年度 みなかみ町社会福祉協議会 福祉作文・ポスターコンクール  
ポスター小学生低学年の部 最優秀賞 桃野小学校 中村双樹 さん

**第2期 みなかみ町地域福祉計画・みなかみ町地域福祉活動計画**  
【みなかみ町成年後見制度利用促進計画】 【みなかみ町再犯防止推進計画】

**令和4年3月発行**

**発行者** みなかみ町 町民福祉課  
〒379-1393 群馬県利根郡みなかみ町後閑318番地  
TEL 0278-25-5011  
URL <http://www.town.minakami.gunma.jp>

**社会福祉法人** みなかみ町社会福祉協議会  
〒379-1313 群馬県利根郡みなかみ町月夜野118番地  
TEL 0278-62-0081  
URL <http://minakamishakyo.jp>